

笑顔と元気で子育て

香芝市こども計画



令和8年1月



香芝市
Kashiba City



香芝市子ども計画の策定に寄せて

香芝市長

三橋 和史



令和5年（2023年）4月1日に子ども基本法が施行されるとともに、内閣府の外局として、子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向け、子どもと家庭の福祉の増進及び保健の向上等の支援並びに子どもの権利及び利益の擁護を任務とする「子ども家庭庁」が設置されました。国が子どもに関する施策を推進する中で、香芝市においても次世代を担う子どもたちの健やかな成長と幸福な暮らしを実現するため、必要な施策を実施していくことはもちろんのこと、子育ての主役である保護者が安心して子育てができるよう、地域社会全体で支援していく必要があります。

しかしながら、近年、我が国では、家族形態の変化や地域における人間関係の希薄化などを背景に、子育てに不安や孤立感を抱く家庭は少なくありません。また、社会の変化に伴う子育て環境や教育及び保育ニーズの多様化によって、子どもの育ちを支えるためのきめ細かな対策が求められています。

こうした中で、本市においては、令和2年（2020年）3月に策定した第二期香芝市子ども・子育て支援事業計画の実施期間の終了に伴い、子どもの権利保障や子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たに香芝市子ども計画を策定いたしました。今後、本計画に基づき、子どもの権利条例の制定を進めるとともに、子どもの意見が尊重され、子どもの最善の利益が確保されるよう、様々な施策の展開を実行してまいります。

また、積極的に施策を実施していくことにより、「父になるなら香芝市」、「母になるなら香芝市」と評される「子ども真ん中社会」の徹底推進を図ってまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、多大な御尽力を賜りました香芝市子ども・子育て会議委員の皆様を始め、アンケート調査を通じて貴重な御意見をお寄せいただきました市民の皆様に厚く御礼申し上げます。引き続き、本市行政の推進に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

目次

| | |
|----------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定に当たって | 1 |
| 第1節 計画策定の背景と趣旨 | 1 |
| 第2節 計画の性格 | 2 |
| 第3節 計画期間・計画の対象 | 4 |
| 第4節 計画の策定体制 | 5 |
| 第5節 こどもや子育て家庭をめぐる動向 | 6 |
| 第2章 本市のこどもを取り巻く現状と課題 | 8 |
| 第1節 人口や世帯の状況 | 8 |
| 第2節 こどもの状況 | 11 |
| 第3節 就労の状況 | 13 |
| 第4節 婚姻の状況 | 14 |
| 第5節 こどもの貧困に関する状況 | 15 |
| 第6節 教育・保育等の利用状況 | 17 |
| 第7節 アンケート調査結果 | 20 |
| 第8節 第二期計画における取組状況と今後の課題 | 34 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 40 |
| 第1節 計画の基本理念と基本目標 | 40 |
| 第2節 基本的な視点 | 41 |
| 第3節 施策の体系 | 42 |
| 第4章 施策の方向 | 44 |
| 第1節 こどもがのびのび育つまちづくり | 44 |
| 第2節 誰もが安心して産み育てることができるまちづくり | 50 |
| 第3節 地域ぐるみでこども・若者・子育て当事者を支えるまちづくり | 60 |
| 第5章 第三期子ども・子育て支援の体制整備 | 65 |
| 第1節 提供区域 | 65 |
| 第2節 児童人口の推計 | 66 |
| 第3節 教育・保育等の量の見込み及び確保の方策 | 67 |
| 第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策 | 72 |
| 第5節 成育医療等基本方針に基づく指標設定 | 88 |
| 第6章 計画の推進体制と進行管理 | 90 |
| 第7章 資料編 | 91 |
| 第1節 計画の策定経過（子ども・子育て会議） | 91 |
| 第2節 香芝市子ども・子育て会議委員名簿 | 92 |

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画策定の背景と趣旨

1. 国の動向

国では、「子ども・子育て支援法」を始めとする「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から始まった。さらに、この制度を各自治体で進めていくに当たって、「子ども・子育て支援事業計画」が各自治体で策定され、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、地域における子育て支援事業の一層の充実等が進められてきた。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めが効かない状況は全国的な課題となっているほか、児童虐待相談や不登校の件数の増加等、子どもを取り巻く状況はより深刻なものとなっている。

このような中、令和5年4月に日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子ども・若者が、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「子ども基本法」が施行され、同日、子ども家庭庁が設立された。また、同年12月には子ども施策の基本的な方針を定めた「子ども大綱」が閣議決定され、「子どもまんなか社会」の実現を目指す取組が進められている。さらに、令和6年には「子ども・子育て支援法」「児童福祉法」が改正され、“ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化”や“全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充”等が示されるなど、子育て支援施策の拡充が進められている。

2. 奈良県の動向

奈良県では、全ての子どもたちが将来に夢と希望を抱き健やかに成長できるよう、奈良県の基本的な考え方や推進する施策等を明らかにするため、令和4年3月に「奈良っ子はぐくみ条例」を制定した。条例では3つの基本理念（①子どもの最善の利益を優先する、②子どもの成長の可能性を最大限に広げる、③子どものはぐくみを社会全体で支える）や4つの基本的施策の柱（①子どもの健やかなはぐくみ、②経済的困難を抱える家庭への支援、③困難な状況にある子どもへの支援、④子育て家庭への包括的な支援）を始め、県の責務、市町村や関係機関等との連携や協力、県民や関係団体の役割等を定めている。

令和5年3月には奈良っ子はぐくみ条例実施計画「奈良っ子はぐくみアクションプラン」を策定し、奈良っ子はぐくみ条例で掲げた子どもの育みに関する施策を総合的、計画的に推進している。

また、子ども基本法に基づき、令和6年10月に「奈良県子どもまんなか未来戦略」を策定した。

3. 市の動向

本市では、令和2年3月に「第二期香芝市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第二期計画」という。）を策定し、多様な子育て支援事業を推進している。また、令和4年度には子ども・子育て会議において、計画の中間見直しを実施した。

この度、第二期計画が令和6年度末をもって終了することから、第二期計画の評価、検証と共に子育て支援に関するニーズ調査等を実施することにより本市の現状と課題を分析、整理し、新しい時代の流れや国の施策へ対応することと、誰一人取り残さない社会を実現するために、「こどもの貧困対策計画」や「子ども・若者計画」等を内包した、「こどもまんなか社会」を実現するための本市における方針である「香芝市こども計画」（以下「本計画」という。）を、計画の当事者であるこどもや若者、子育てをしている保護者や養育者の意見も踏まえながら策定した。

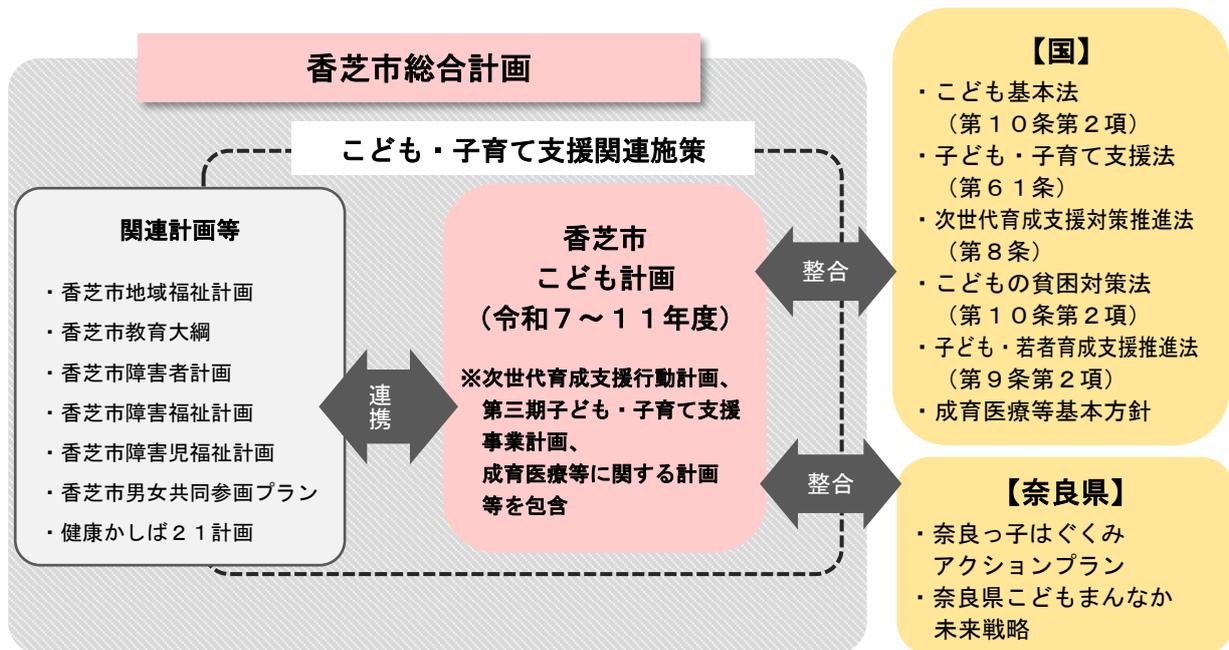
第2節 計画の性格

1. 計画の位置付け

本計画は、こども・子育て支援に係る総合的な計画として策定するものであり、「こども基本法」第10条第2項に定める「市町村こども計画」として位置付けるとともに、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項の規定に基づく「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の規定に基づく「市町村におけるこどもの貧困対策計画」と一体的に策定する。

また、これまで本市の母子保健計画は、「第二期計画」及び「第二次健康かしば21計画改訂版」の両計画に母子保健分野を包含しており、母子保健計画策定指針に基づく母子保健計画として位置付けられてきた。令和5年3月に「成育医療等基本方針」の変更が閣議決定されたことに伴い、「母子保健計画」の策定を国が市区町村に求めた通知が廃止され、「成育医療等に関する計画」を策定することが母子保健施策推進のための一つの方策として例示された。これを踏まえ、本計画は「成育医療等基本方針に基づく計画策定指針」で示された母子保健分野の内容を含めて策定する。

そして、市の最上位計画である「香芝市総合計画」と整合を図るとともに、こども・子育てを取り巻く保健、医療、福祉、教育等の分野における「香芝市地域福祉計画」「香芝市障害者計画」「香芝市男女共同参画プラン」「健康かしば21計画」等の関連計画との整合や連携を図りながら、こども・子育て支援関連施策を推進していく。



2. 「子どもにやさしいまちづくり」(ユニセフ) について

「子どもにやさしいまち」とは、こどもの最善の利益を図るべく、子どもの権利条約に明記されたこどもの権利を満たすために、積極的に取り組むまちのことである。ユニセフでは、「ユニセフ日本型子どもにやさしいまち」の構成要素として以下の10項目を挙げている。

- ①子どもの参画 子どもの意見を聞きながら、意思決定過程に加わるように積極的参加を促すこと。
- ②子どもにやさしい法的枠組み 子どもの権利を遵守するように法制度的な枠組みと手続を保障すること。
- ③都市全体に子どもの権利を保障する施策 子どもの権利条例に基づき、子どもにやさしいまちの詳細な総合計画と行動計画を定めて実施すること。
- ④子どもの権利部門または調整機構 子どもたちの将来を見据えて、地方自治体の中に優先すべきことを保障する永続的仕組みを構築すること。
- ⑤子どもへの影響評価 子どもに関わる法律や施策、そして事業について実施前、実施中そして実施後に子どもへの影響を評価する制度化された手続きが保障されること。
- ⑥子どもに関する予算 子どものために適当な資源と予算が使われているかが調査されることを保障すること。
- ⑦子どもの報告書の定期的発行 子どもたちと子どもの権利についての実情について十分なモニタリングとデータ収集が保障されること。
- ⑧子どもの権利の広報 大人や子どもの間に子どもの権利について気づくことを保障すること。
- ⑨子どものための独自の活動 子どものオンブズマン、子どものコミッショナーなど、子どもの権利を促進するために活動しているNGOや独立した人権団体の支援をすること。
- ⑩当該自治体にとって特有の項目 人口、産業形態、地理的状況など、自治体固有の課題や強みを考慮して設定した取り組みを推進していくこと。

資料：子どもにやさしいまちとは？(ユニセフホームページ)

第3節 計画期間・計画の対象

1. 計画期間

本計画は、令和7年度を初年度として、令和11年度までの5年間を計画期間とする。

なお、計画内容と実態がかけ離れた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとする。

| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|--------|--------|
| 第二期香芝市子ども・子育て支援事業計画 | | | | | 香芝市こども計画 | | | | |

2. 計画の対象

本計画は、子ども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関や団体等を広く対象とする。

また、「こども基本法」第2条において「『こども』とは、心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、こどもが若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。本計画においても若者の対象年齢についてはおおむね39歳までとするが、上記の考え方を踏まえ、施策や事業によっては明確に年齢で区分せず、必要なサポートが途切れないようにする。

※「こども」の表記について

令和4（2022）年9月15日付内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室事務連絡「『こども』表記の推奨について（依頼）」のとおり、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。

特別な場合

- 1 法令に根拠のある語を用いる場合
- 2 固有名詞を用いる場合
- 3 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

※「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）と分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が含まれることを明確にする場合には分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に19歳から39歳までの者に対し「若者」の語を用いることとする。

第4節 計画の策定体制

1. 外部有識者等による「香芝市子ども・子育て会議」の開催

本計画は、従来の「子ども・子育て支援事業計画」に「こどもの貧困対策計画」や「子ども・若者計画」等を内包している。計画の策定に当たり、子ども・子育てに関する外部有識者や、保育所、幼稚園、認定こども園等を運営し、知見を有する外部団体を委員とし、総勢10名の委員により「香芝市子ども・子育て会議」を開催し、計画内容についてご審議いただいた。

2. パブリックコメントの実施

本計画の策定に当たり、意見聴取のために市内公共施設や市ホームページにおいて計画素案を公表し、市民等の意向を広く反映させることを目的とするパブリックコメントを実施した。

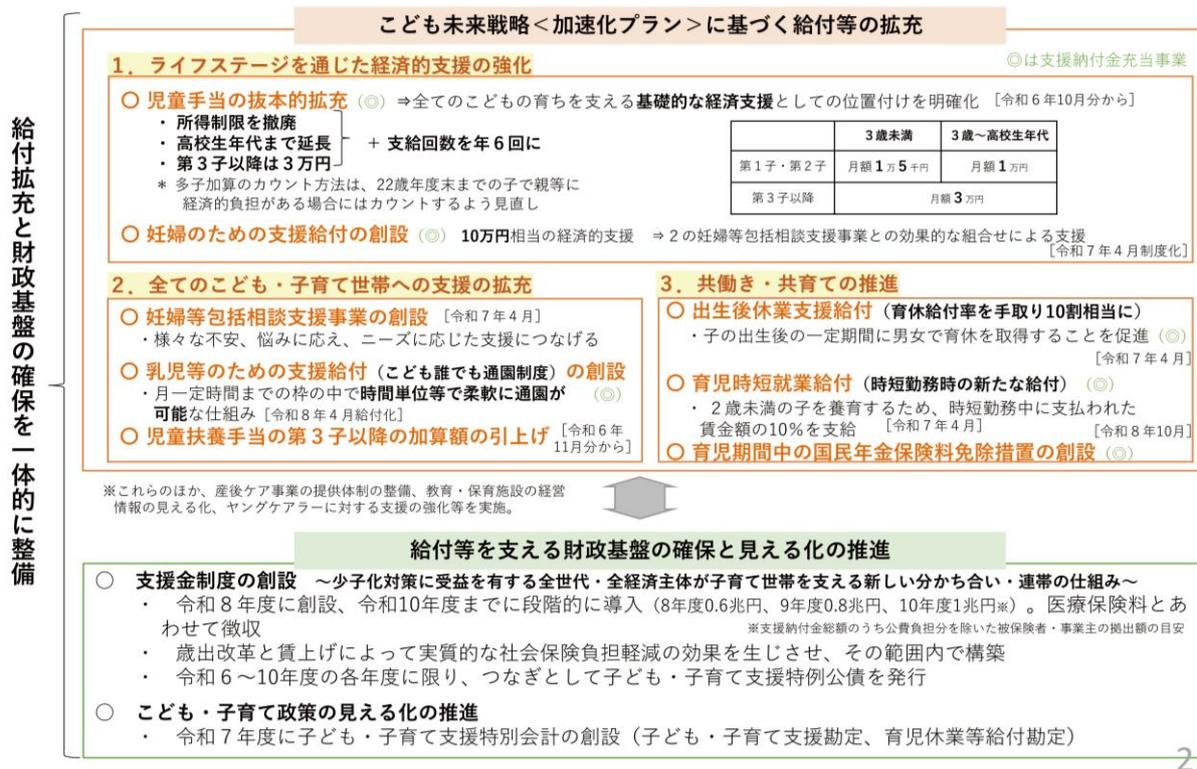
第5節 こどもや子育て家庭をめぐる動向

1. こども施策に関する法律、制度、近年の動向

| | 法律・制度等 | 内容 |
|-------------|---|--|
| 令和元年 6月 | 子どもの貧困対策の推進に関する法律を一部改正する法律成立 | こどもの権利の尊重、教育機会の保障、保護者の就労支援と所得の増大等について取り組むことが明記。また、市町村においてもこどもの貧困対策についての計画策定が努力義務化。 |
| 令和元年 11月 | 子供の貧困対策に関する大綱閣議決定 | 子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正を踏まえて、こどもの貧困対策に関する理念、取組の方針や重点施策が示された。 |
| 令和3年 4月 | 子供・若者育成推進大綱策定 | こども・若者が社会の中で安心できる多くの居場所を持ちながら成長し、活躍していけるよう、居場所づくりを含めたこども・若者育成支援を総合的に推進することが示された。 |
| 令和3年 5月 | 子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ | 令和元年に設置された子どもの権利擁護に関するワーキングチームにおける議論を踏まえ、社会的養護やこどもの意見表明のあり方について示された。 |
| 令和3年 12月 | こども政策の新たな推進体制に関する基本方針閣議決定 | 一人ひとりのこどものWell-beingを高め、こどもまんなか社会を目指すために、こども家庭庁を創設することが明記。 |
| 令和4年 6月 | 児童福祉法等の一部を改正する法律成立 | 児童虐待やヤングケアラーの増加等、子育てに困難を抱える世帯の顕在化を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の拡充を含めた、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化について示された。 |
| 令和4年 6月 | こども基本法成立 | 少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策の3つの分野に一元的に取り組むことで、こども・若者の権利の保障やライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ることが示された。 |
| 令和5年 4月 | こども家庭庁設立 | こどもまんなか社会の実現に向けた取組を後押しするための司令塔として設立され、内閣府の外局としてこども政策全般を所管する。 |
| 令和5年 12月 | こども大綱閣議決定 | 6つの基本方針の下、こども施策に関する事項、施策推進の必要事項等を規定した。 |
| 令和6年 6月 | 子どもの貧困対策の推進に関する法律を一部改正する法律成立 | 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められた。 |
| | 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律制定 | 令和6年6月に成立、公布された「こども性暴力防止法」は、こどもへの性被害を防止する目的で創設され、いわゆる日本版DBS法として、保育所や児童養護施設、障害児施設、学校等において従事する人の性犯罪歴の確認が義務付けられ、性犯罪者の就労を事実上制限する取組が令和8年度中に施行される。 |

2. 子ども・子育て支援制度をめぐる動向

(1) 子ども・子育て支援法の改正概要（令和6年2月時点）



資料：こども家庭庁「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の概要」

(2) 「こども基本法」抜粋

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

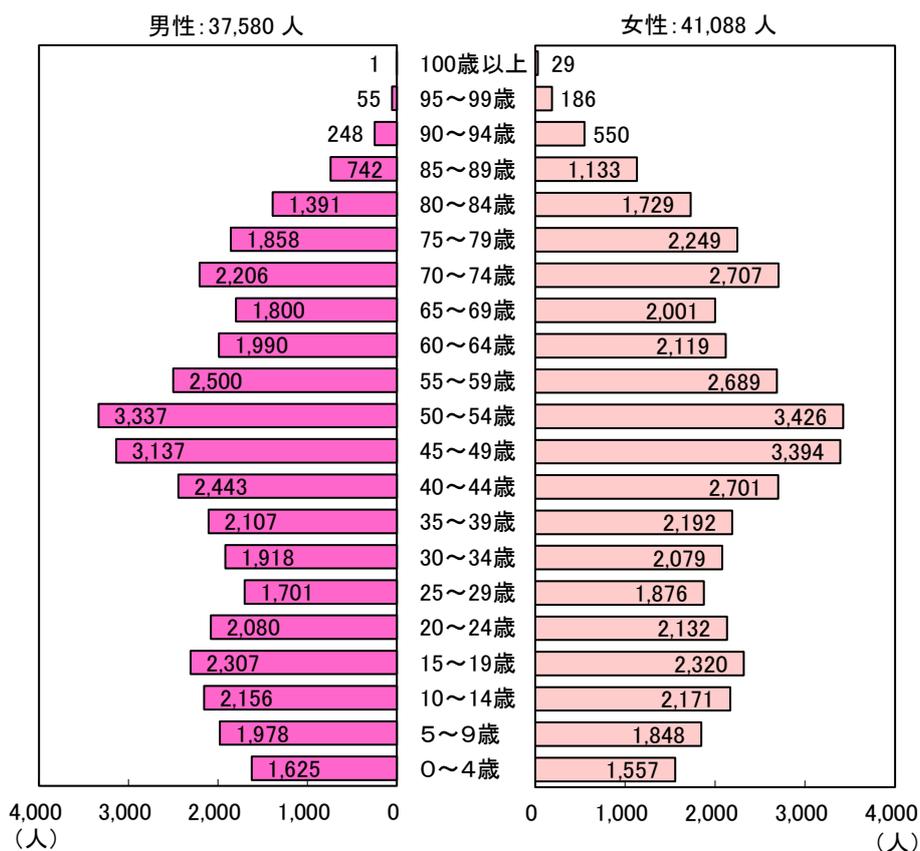
第2章 本市のこどもを取り巻く現状と課題

第1節 人口や世帯の状況

1. 人口構造

本市の人口は、令和5年3月末時点、男性37,580人、女性41,088人となっている。5歳階級別にみると、男女共に50～54歳が最も多くなっている。

■図表2-1 人口ピラミッド



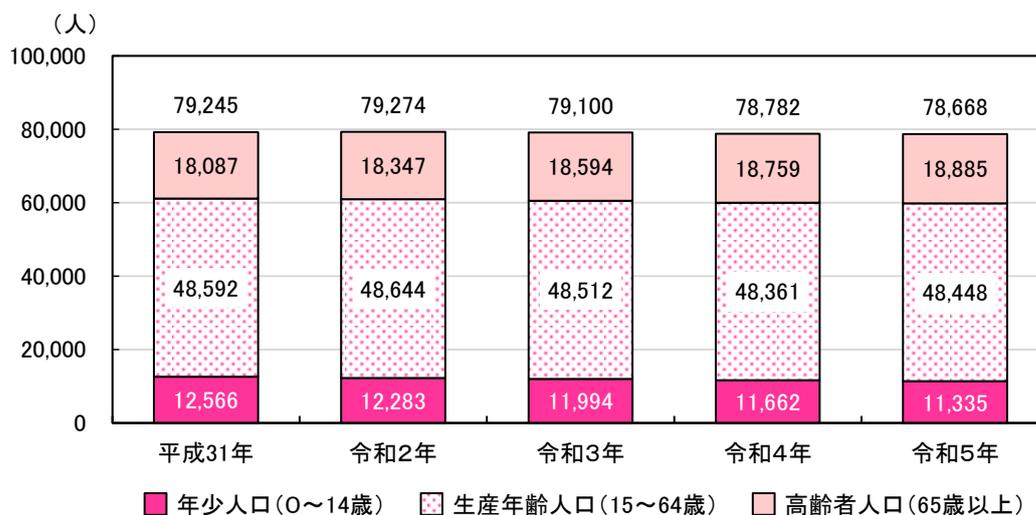
資料：住民基本台帳（令和5年3月末時点）

2. 人口の推移

本市の総人口は、微減傾向で推移しており、令和5年3月末時点で78,668人となっている。

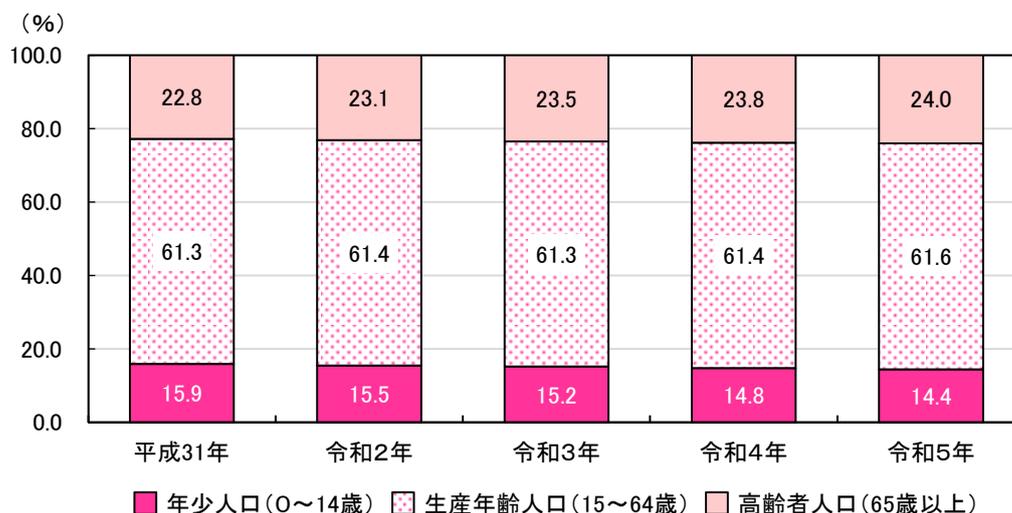
年齢3区分別にみると、平成31年以降、年少人口（0～14歳）の減少が続いている一方、高齢者人口は、増加し続けている。

■図表2-2 年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

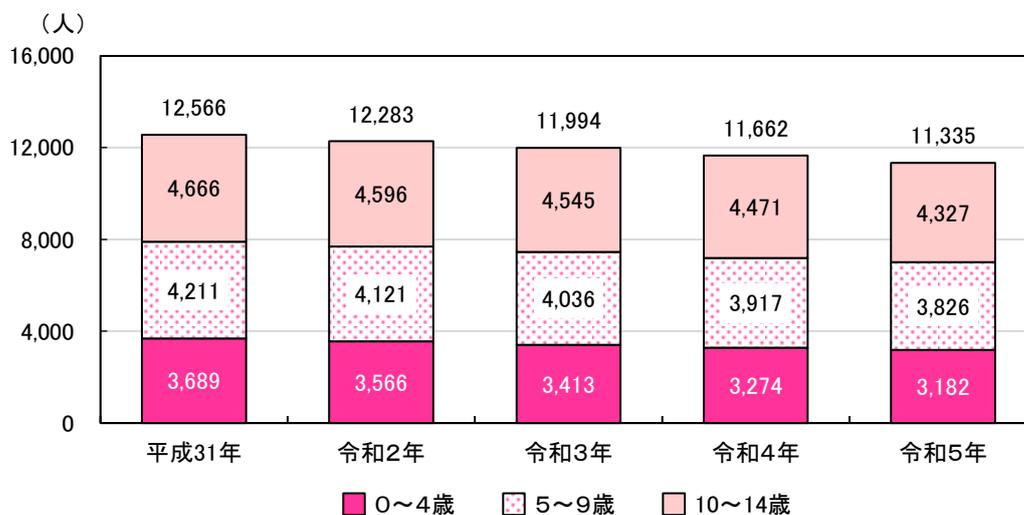
■図表2-3 年齢3区分別人口構成比の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

年少人口は、0～4歳、5～9歳、10～14歳いずれの区分も年々減少している。

■図表 2-4 年少人口（5歳階級別）の推移

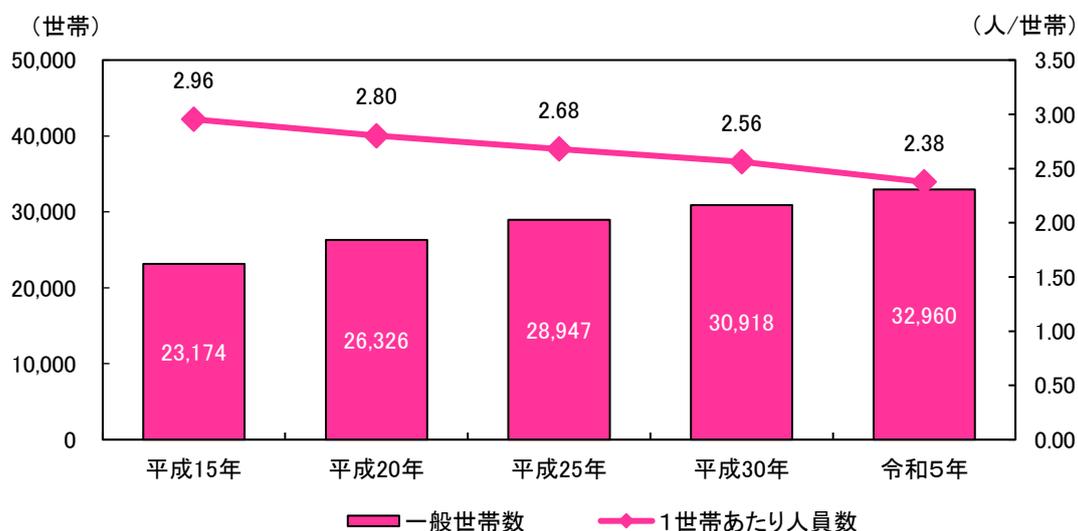


資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

3. 世帯の推移

本市の一般世帯数は、平成15年以降増加が続いており、令和5年には32,960世帯となっている。1世帯あたり人員数は、減少が続いており、令和5年には2.38人となっている。

■図表 2-5 一般世帯数・世帯あたり人員数の推移



資料：香芝市市民課

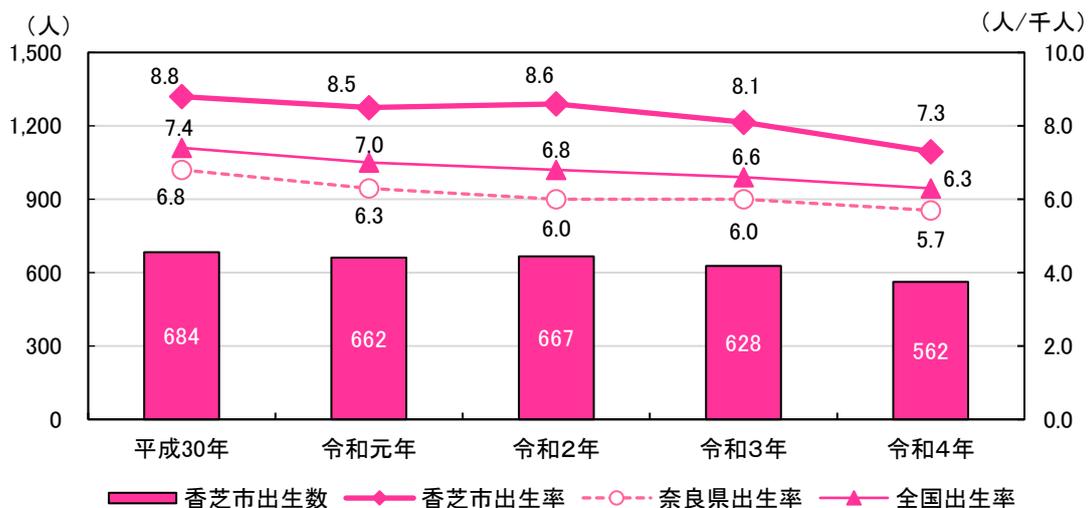
第2節 こどもの状況

1. 出生の状況

本市の出生数は減少傾向にあり、令和4年には562人となっている。出生率（人口千人当たりの出生数）は、全国及び奈良県より高い水準で推移しているが、低下傾向となっている。

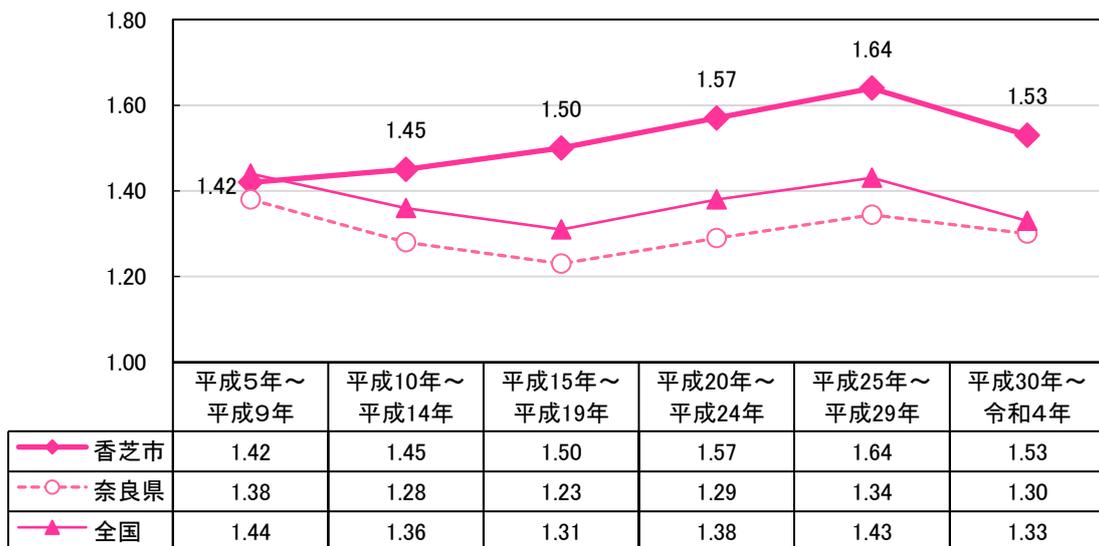
合計特殊出生率※1については、ベイズ推定値※2の最新値が1.53と全国及び奈良県を上回っている。

■図表2-6 出生数・出生率の推移



資料：奈良県保健衛生統計（全国は「人口動態調査」）

■図表2-7 合計特殊出生率の推移



資料：厚労省「人口動態統計特殊報告」

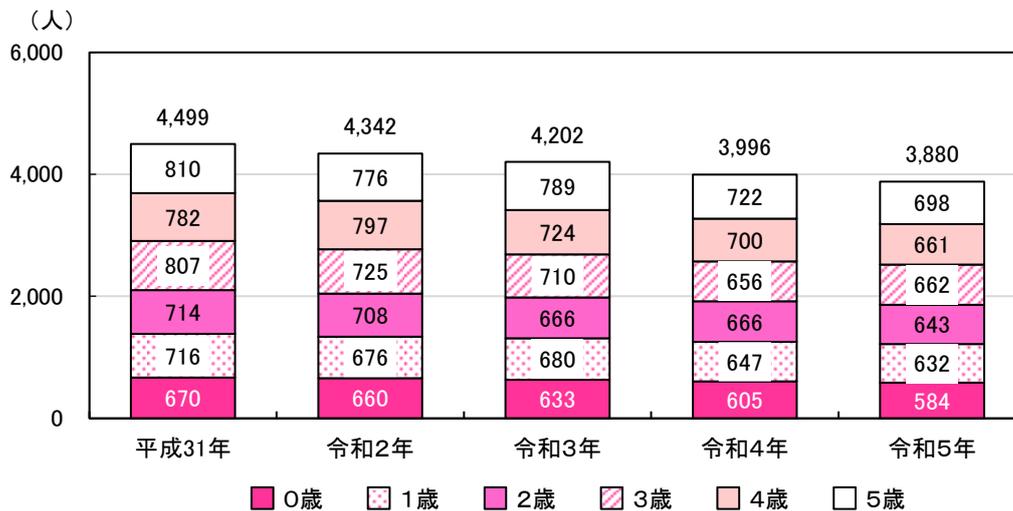
※1 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

※2 ベイズ推定値：地域間比較や経年比較が可能となるように、観測データ以外の対象に関する情報を推定に反映させる手法。小地域に特有なデータの不安定性を緩和する。

2. 0～11歳の人口の推移

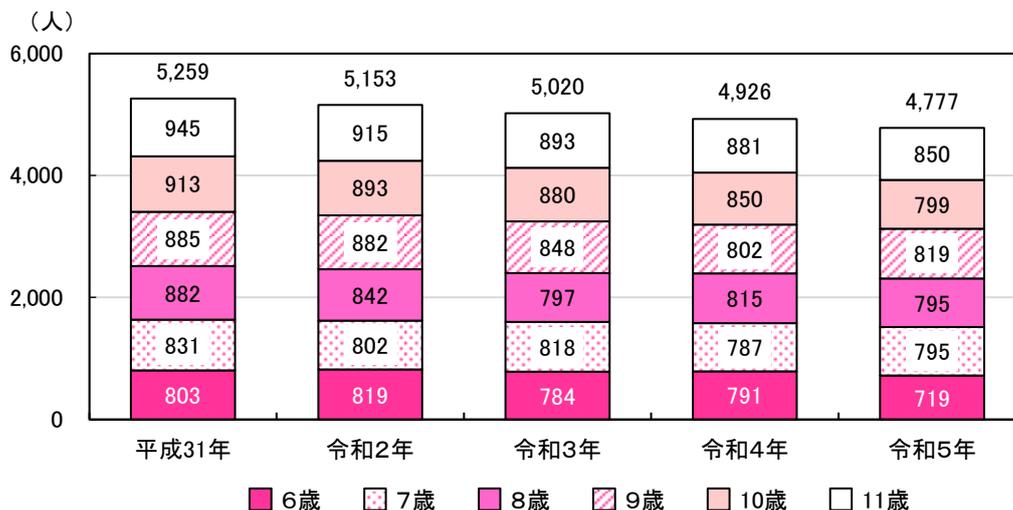
0～5歳、6～11歳の人口は共に年々減少しており、令和5年3月末時点で0～5歳の人口が3,880人、6～11歳の人口が4,777人となっている。

■図表2-8 年齢別・0～5歳の人口推移



資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

■図表2-9 年齢別・6～11歳の人口推移



資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

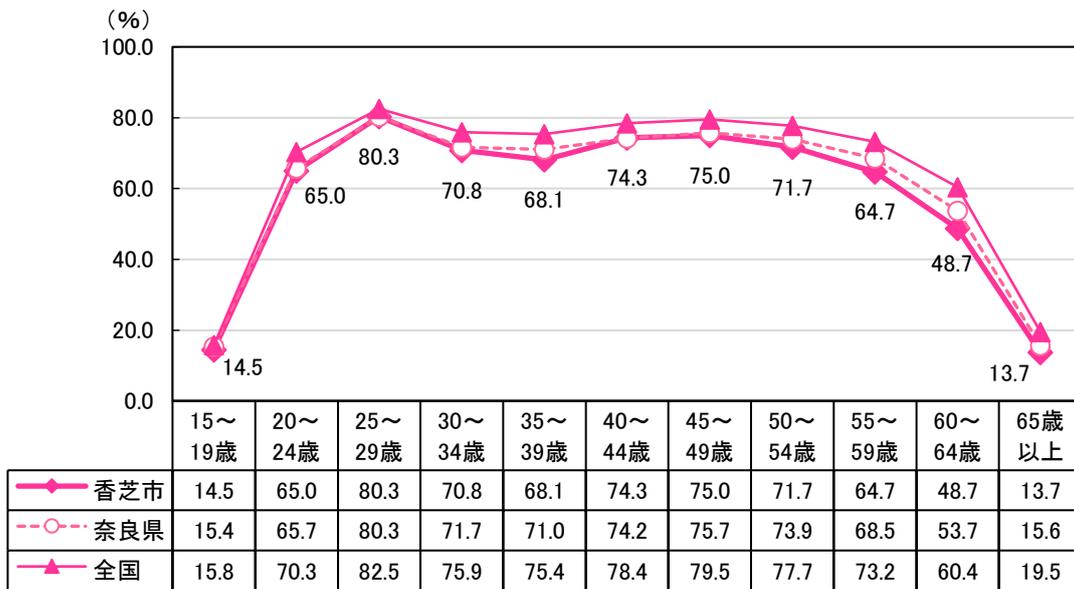
第3節 就労の状況

1. 就業率

本市の女性の年齢5歳階級別の就業率は、M字型カーブを描いており、「35～39歳」がM字の底となっている。各年齢階級の実業率は、おおむね全国及び奈良県よりも低くなっている。

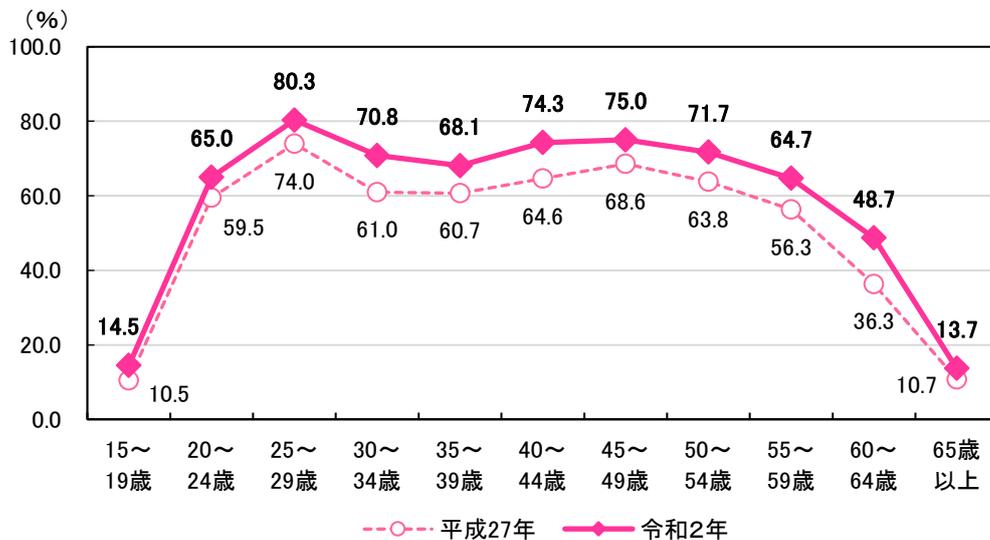
また、令和2年の本市の女性の就業率を平成27年と比較すると、全ての階級において上昇している。

■図表2-10 女性の年齢5歳階級別就業率 ～全国及び奈良県との比較～（令和2年）



資料：国勢調査（令和2年）

■図表2-11 本市の女性の年齢5歳階級別就業率 ～平成27年と令和2年の比較～



資料：国勢調査

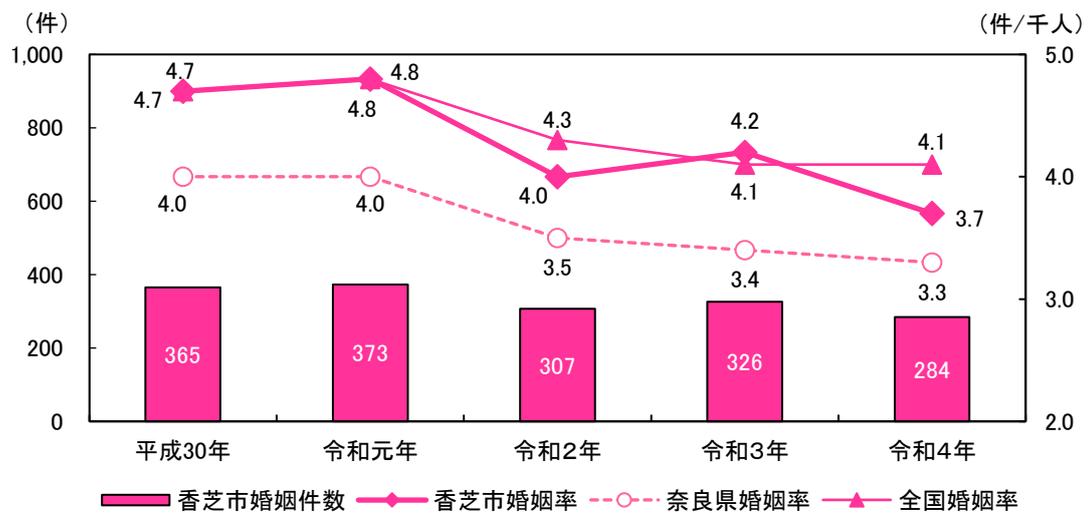
第4節 婚姻の状況

1. 結婚の状況

本市の婚姻件数は、近年減少傾向にあり、令和4年には284件となっている。婚姻率は、奈良県よりも高く、全国に近い値で推移している。

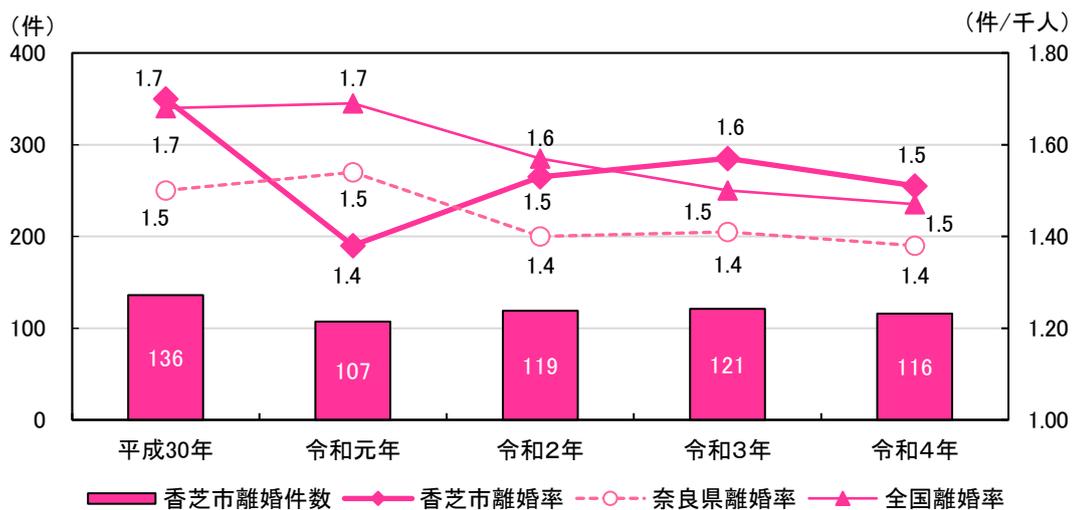
本市の離婚件数は、近年120件前後となっており、令和3年、令和4年の離婚率は全国及び奈良県よりも高くなっている。

■図表2-12 婚姻件数・婚姻率の推移



資料：奈良県保健衛生統計
(全国は「人口動態調査」)

■図表2-13 離婚件数・離婚率の推移



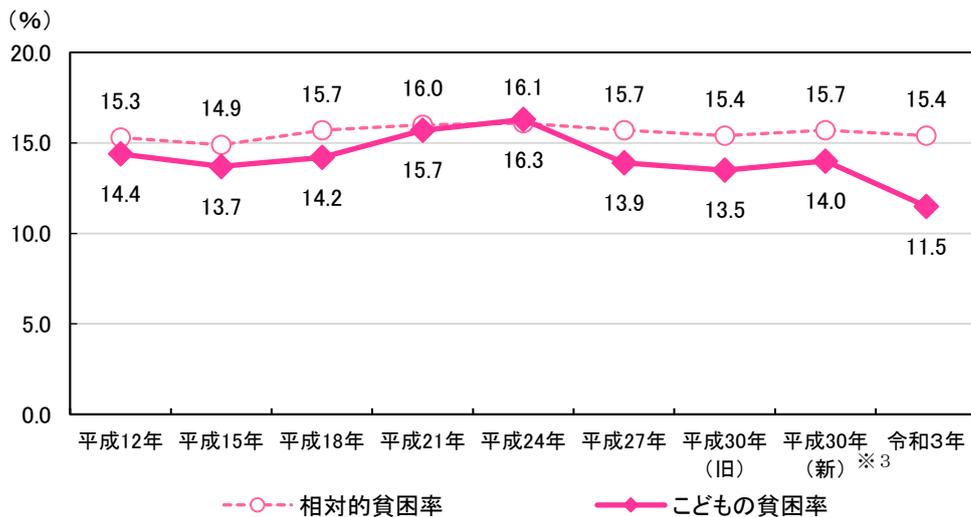
資料：奈良県保健衛生統計
(全国は「人口動態調査」)

第5節 こどもの貧困に関する状況

1. こどもの貧困率（全国値）

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、全国の相対的貧困率^{※1}は令和3年においては15.4%となっており、こどもの貧困率^{※2}をみると、令和3年は11.5%となっている。また、こどもがいる現役世帯では、大人が1人の世帯と2人以上の世帯の貧困率に大きな開きがある。

■図表2-14 相対的貧困率・こどもの貧困率の推移（全国値）



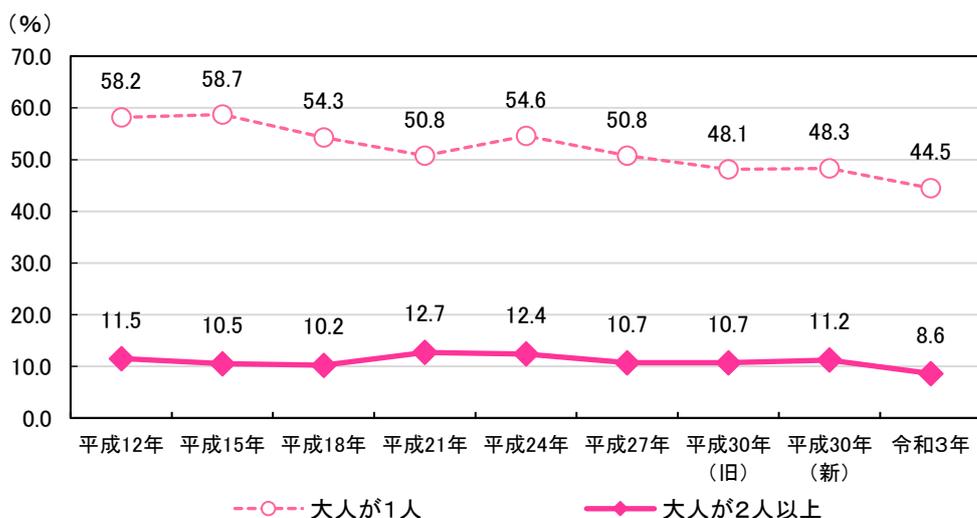
資料：国民生活基礎調査

※1 相対的貧困率：等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の貧困線（中央値の半分）に満たない世帯の割合。なお、可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたもの。

※2 こどもの貧困率：こども（17歳以下の者）全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たないこどもの割合。

※3 平成27年に改定されたOECDの所得定義の、従来の可処分所得から更に「自動車税、軽自動車税、自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いた新基準を「新」、それ以前の基準を「旧」とする。

■図表2-15 大人の人数別でみたこどもの貧困率の推移（全国値）



資料：国民生活基礎調査

2. 児童扶養手当の受給・就学援助の状況

児童扶養手当の受給者数は、令和5年度で527人となっている。

また、就学援助人数は、令和5年度で925人となっている。

■図表2-16 児童扶養手当受給者数の推移

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 受給者数 | 580人 | 565人 | 548人 | 541人 | 527人 |

資料：香芝市児童福祉課

■図表2-17 小・中学校就学援助人数の推移

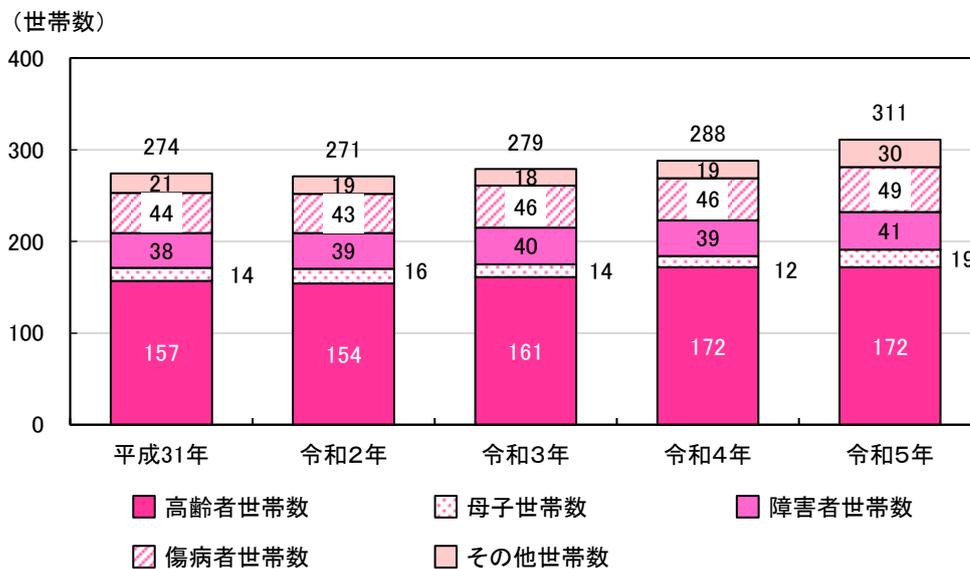
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 援助人数 | 711人 | 756人 | 865人 | 926人 | 925人 |

資料：香芝市教育委員会事務局学校教育課

3. 生活保護の被保護世帯の状況

生活保護の被保護世帯数は、おおむね増加傾向となっている。母子世帯の被保護世帯数は、微増している。

■図表2-18 生活保護の被保護者世帯数の推移



資料：香芝市生活支援課

第6節 教育・保育等の利用状況

1. 幼稚園、保育所、認定こども園等の状況

本市では、各中学校区に保育所、幼稚園、認定こども園及び小規模保育施設を配置しており、年齢別の定員は、以下のとおりとなる。

■図表2-19 保育所、幼稚園、認定こども園等の定員の状況

(単位：人)

| 中学校区 | 小学校区 | 幼稚園 | | | | | 保育所・認定こども園・小規模保育施設 | | | | | | | | |
|-------|-------|-----------|------|-----|-----|-----|--------------------|------------------------|----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| | | 園名 | 満3歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 施設別 | 園名 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | |
| 香芝 | 下田 | | | | | | 保育所 | 若葉保育所 | 9 | 18 | 24 | 30 | 34 | 35 | |
| | | | | | | | こども園 | 認定こども園下田幼稚園 | - | - | - | 48 | 64 | 64 | |
| | | | | | | | こども園 | (私)せいか幼稚園 | 12 | 30 | 28 | 97 | 77 | 76 | |
| | | | | | | | こども園 | (私)せいか保育園 | 6 | 24 | 25 | 26 | 27 | 27 | |
| | | | | | | | 小規模 | (私)スクルドエンジェル保育園香芝園 | 3 | 8 | 8 | - | - | - | |
| | 三和 | 三和幼稚園 | | | 35 | 70 | 70 | 保育所 | みつわ保育所 | 15 | 25 | 36 | 40 | 42 | 42 |
| | | | | | | | | 小規模 | (私)アートチャイルドケア奈良香芝保育園 | 6 | 6 | 7 | - | - | - |
| | | 鎌田 | | | | | | こども園 | 認定こども園鎌田幼稚園 | - | - | - | 30 | 30 | 30 |
| | | | | | | | | 保育所 | (私)ハルナ保育園 | 13 | 15 | 15 | 32 | 32 | 32 |
| | | | | | | | | 小規模 | (私)アートチャイルドケア奈良鎌田保育園 | 3 | 8 | 8 | - | - | - |
| 計 | | | | 35 | 70 | 70 | 計 | | 67 | 134 | 151 | 303 | 306 | 306 | |
| 香芝西 | 二上 | 二上幼稚園 | | | | 70 | 70 | 保育所 | 二上保育所 | 9 | 15 | 24 | 24 | 24 | 24 |
| | | | | | | | | 保育所 | (私)ハルナ保育園二上分園 | 11 | 9 | 9 | - | - | - |
| | | | | | | | こども園 | (私)ふたかみの森せいか子ども園 | 9 | 12 | 15 | 18 | 18 | 18 | |
| | 関屋 | 関屋幼稚園 | | 35 | 35 | 35 | こども園 | (私)あけぼの・幼保学院 | 33 | 33 | 60 | 69 | 68 | 68 | |
| | | (私)ハルナ幼稚園 | 25 | 50 | 50 | 50 | こども園 | (私)関屋こども園 | 3 | 10 | 17 | 24 | 24 | 24 | |
| 計 | | | 25 | 85 | 155 | 155 | 計 | | 65 | 79 | 125 | 135 | 134 | 134 | |
| 香芝東 | 五位堂 | 五位堂幼稚園 | | | 70 | 70 | 保育所 | 五位堂保育所 | 9 | 15 | 24 | 24 | 24 | 24 | |
| | | | | | | | | 保育所 | (私)いろは保育園 | 9 | 10 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| | 真美ヶ丘東 | | | | | | 保育所 | 真美ヶ丘保育所 | 9 | 18 | 24 | 30 | 34 | 35 | |
| | | | | | | | 保育所 | (私)ハルナ保育園五位堂分園 | 6 | 6 | 8 | - | - | - | |
| | | | | | | | こども園 | 認定こども園真美ヶ丘東幼稚園 | - | - | - | 60 | 60 | 60 | |
| | | | | | | | 小規模 | (私)アートチャイルドケア奈良真美ヶ丘保育園 | 6 | 6 | 7 | - | - | - | |
| 真美ヶ丘西 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | 70 | 70 | 計 | | 39 | 55 | 75 | 126 | 130 | 131 | |
| 香芝北 | 志都美 | | | | | | こども園 | (私)志都美こども園 | 3 | 14 | 21 | 29 | 29 | 29 | |
| | | | | | | | 小規模 | (私)志都美せいかナーサリー | 3 | 8 | 8 | - | - | - | |
| | 旭ヶ丘 | 旭ヶ丘幼稚園 | | 70 | 70 | 70 | こども園 | (私)旭ヶ丘せいか保育園 | 9 | 24 | 25 | 25 | 26 | 26 | |
| 計 | | | | 70 | 70 | 70 | 計 | | 15 | 46 | 54 | 54 | 55 | 55 | |
| 総計 | | | 25 | 190 | 365 | 365 | 総計 | | 186 | 314 | 405 | 618 | 625 | 626 | |

(令和6年4月時点)

保育所等の入所及び待機児童数について、1歳児は令和2年以降、毎年定員を上回る申込数及び入所児童数となっている。その他の年齢はおおむね定員内で推移している。

■図表2-20 保育所等の入所及び待機児童数の状況

(単位：人)

| | | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計 |
|------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 令和2年 | 定員 | 181 | 289 | 386 | 389 | 399 | 405 | 2,049 |
| | 申込数 | 90 | 325 | 367 | 361 | 392 | 381 | 1,916 |
| | 入所児童数 | 90 | 304 | 360 | 360 | 392 | 381 | 1,887 |
| | 待機児童数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和3年 | 定員 | 186 | 294 | 391 | 393 | 403 | 409 | 2,076 |
| | 申込数 | 112 | 346 | 370 | 367 | 381 | 400 | 1,976 |
| | 入所児童数 | 107 | 326 | 363 | 355 | 381 | 400 | 1,932 |
| | 待機児童数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和4年 | 定員 | 189 | 298 | 394 | 408 | 418 | 424 | 2,131 |
| | 申込数 | 95 | 348 | 390 | 342 | 397 | 383 | 1,955 |
| | 入所児童数 | 90 | 325 | 376 | 342 | 391 | 383 | 1,907 |
| | 待機児童数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和5年 | 定員 | 189 | 298 | 394 | 408 | 418 | 424 | 2,131 |
| | 申込数 | 75 | 348 | 400 | 366 | 365 | 389 | 1,943 |
| | 入所児童数 | 73 | 320 | 383 | 365 | 365 | 389 | 1,895 |
| | 待機児童数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和6年 | 定員 | 186 | 314 | 405 | 403 | 415 | 416 | 2,139 |
| | 申込数 | 90 | 365 | 415 | 412 | 374 | 384 | 2,040 |
| | 入所児童数 | 87 | 325 | 386 | 404 | 366 | 377 | 1,945 |
| | 待機児童数 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |

(各年4月時点)

2. 放課後児童対策事業の状況

令和5年は、10小学校区のうち、7校区で定員を上回る入所児童数となっている。

また、令和5年の入所率は市全体で24.6%となっている。小学校区別にみると、五位堂、三和、志都美は入所率が30%を超え、放課後児童クラブ（学童保育所）のニーズが特に高くなっている。

■図表2-21 公立放課後児童クラブ（学童保育所）の利用状況

(単位：人、%)

| 小学校区 | 定員等 | 入所状況 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|---------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1.下田 | 90 | 児童数 | 759 | 759 | 763 | 759 | 768 |
| | | 申込数 | 130 | 138 | 137 | 143 | 161 |
| | | 入所児童数 | 126 | 128 | 133 | 137 | 155 |
| | | 入所率(%) | 16.6 | 16.9 | 17.4 | 18.1 | 20.2 |
| 2.五位堂 | 102 | 児童数 | 430 | 437 | 446 | 460 | 455 |
| | | 申込数 | 120 | 159 | 135 | 134 | 149 |
| | | 入所児童数 | 120 | 134 | 114 | 131 | 142 |
| | | 入所率(%) | 27.9 | 30.7 | 25.6 | 28.5 | 31.2 |
| 3.二上 | 121 | 児童数 | 796 | 756 | 745 | 687 | 613 |
| | | 申込数 | 145 | 152 | 136 | 125 | 132 |
| | | 入所児童数 | 145 | 139 | 128 | 125 | 123 |
| | | 入所率(%) | 18.2 | 18.4 | 17.2 | 18.2 | 20.1 |
| 4.関屋 | 82 | 児童数 | 423 | 413 | 406 | 400 | 383 |
| | | 申込数 | 80 | 95 | 75 | 62 | 68 |
| | | 入所児童数 | 80 | 76 | 68 | 59 | 63 |
| | | 入所率(%) | 18.9 | 18.4 | 16.7 | 14.8 | 16.4 |
| 5.三和 | 108 | 児童数 | 440 | 447 | 460 | 481 | 489 |
| | | 申込数 | 95 | 130 | 129 | 143 | 167 |
| | | 入所児童数 | 93 | 117 | 127 | 140 | 157 |
| | | 入所率(%) | 21.1 | 26.2 | 27.6 | 29.1 | 32.1 |
| 6.志都美 | 73 | 児童数 | 267 | 270 | 260 | 262 | 235 |
| | | 申込数 | 81 | 99 | 77 | 80 | 80 |
| | | 入所児童数 | 81 | 84 | 76 | 79 | 73 |
| | | 入所率(%) | 30.3 | 31.1 | 29.2 | 30.2 | 31.1 |
| 7.鎌田 | 52 | 児童数 | 228 | 216 | 212 | 215 | 212 |
| | | 申込数 | 61 | 63 | 58 | 64 | 62 |
| | | 入所児童数 | 61 | 55 | 55 | 62 | 55 |
| | | 入所率(%) | 26.8 | 25.5 | 25.9 | 28.8 | 25.9 |
| 8.真美ヶ丘東 | 106 | 児童数 | 507 | 499 | 462 | 461 | 448 |
| | | 申込数 | 132 | 146 | 121 | 120 | 127 |
| | | 入所児童数 | 132 | 127 | 114 | 116 | 121 |
| | | 入所率(%) | 26.0 | 25.5 | 24.7 | 25.2 | 27.0 |
| 9.真美ヶ丘西 | 100 | 児童数 | 419 | 425 | 430 | 434 | 444 |
| | | 申込数 | 110 | 124 | 101 | 110 | 126 |
| | | 入所児童数 | 110 | 106 | 90 | 102 | 122 |
| | | 入所率(%) | 26.3 | 24.9 | 20.9 | 23.5 | 27.5 |
| 10.旭ヶ丘 | 152 | 児童数 | 887 | 821 | 741 | 687 | 644 |
| | | 申込数 | 169 | 159 | 158 | 162 | 145 |
| | | 入所児童数 | 169 | 152 | 155 | 159 | 143 |
| | | 入所率(%) | 19.1 | 18.5 | 20.9 | 23.1 | 22.2 |
| 計 | 986 | 児童数 | 5,156 | 5,043 | 4,925 | 4,846 | 4,691 |
| | | 申込数 | 1,123 | 1,265 | 1,127 | 1,143 | 1,217 |
| | | 入所児童数 | 1,117 | 1,118 | 1,060 | 1,110 | 1,154 |
| | | 入所率(%) | 21.7 | 22.2 | 21.5 | 22.9 | 24.6 |

(各年5月時点)

第7節 アンケート調査結果

<子育て支援に関するアンケート調査>

1. 調査実施概要

(1) 調査の目的

子育て支援に関するアンケート調査は、令和7年度からの「第三期子ども・子育て支援事業計画」策定のための基礎資料として、今後の教育・保育、子育て支援の需要を把握することを目的に実施した。

(2) 調査方法

- 郵送配布、郵送回収
- 自記入式の多肢選択法を中心に、数量回答や自由回答を含む

(3) 調査期間

未就学児：令和5年11月20日（月）～12月8日（金）

就学児：令和5年11月20日（月）～12月8日（金）

(4) 調査対象と抽出方法

- 市内在住の未就学児のいる方、就学児のいる方 各1,000人
- 住民基本台帳から無作為抽出

(5) 回収結果

| | 配布数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|--------|--------|-------|-------|
| 未就学児世帯 | 1,000件 | 551件 | 55.1% |
| 就学児世帯 | 1,000件 | 527件 | 52.7% |

2. 調査結果の概要

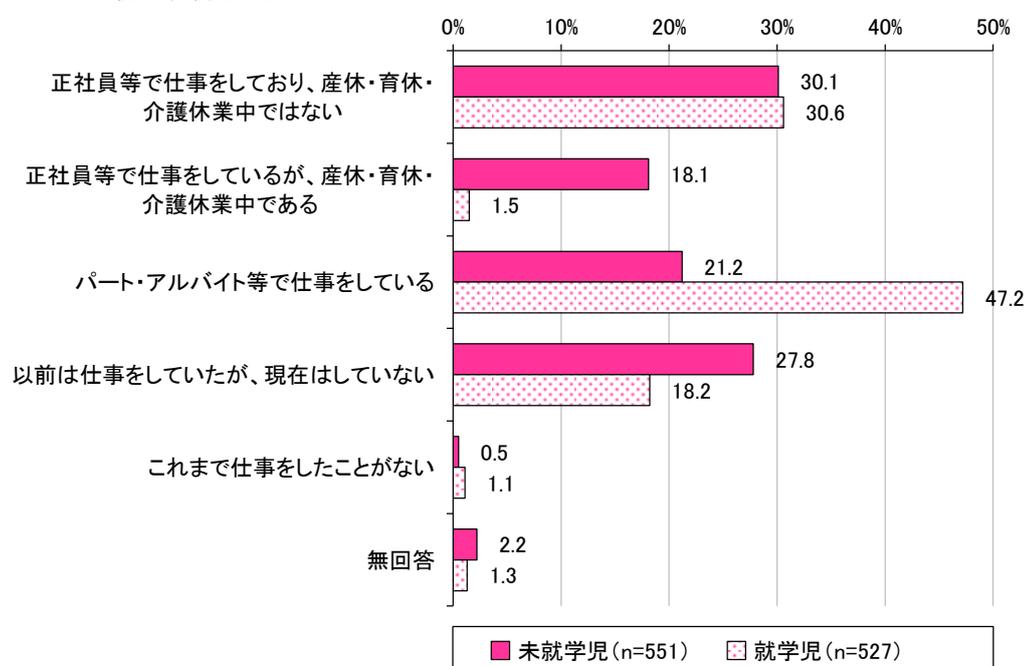
(1) 母親の就労状況

母親の就労状況について、未就学児では「正社員等で仕事をしており、産休・育休・介護休業中ではない」が30.1%と最も高く、次いで「以前は仕事をしてきたが、現在はしていない」が27.8%、「パート・アルバイト等で仕事をしている」が21.2%となっている。

就学児では「パート・アルバイト等で仕事をしている」が47.2%と最も高く、次いで「正社員等で仕事をしており、産休・育休・介護休業中ではない」が30.6%、「以前は仕事をしてきたが、現在はしていない」が18.2%となっている。

就業している割合（産休・育休中等を含む）は、未就学児で69.4%、就学児で79.3%となっている。

■図表2-22 母親の就労状況

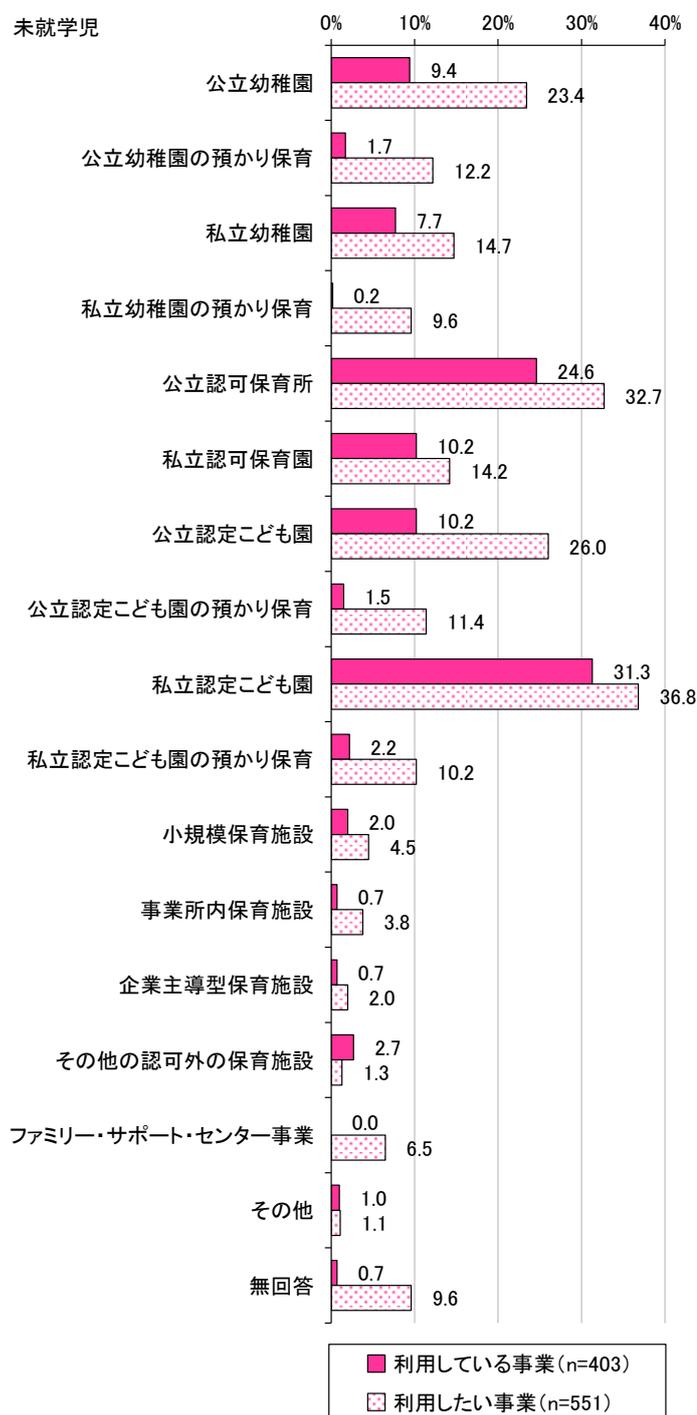


(2) 教育・保育等の利用状況と利用ニーズ

現在平日に利用している教育・保育の事業は「私立認定こども園」が31.3%と最も高く、次いで「公立認可保育所」が24.6%、「私立認可保育園」「公立認定こども園」がそれぞれ10.2%となっている。

現在利用している、利用していないにかかわらず、平日の教育・保育の事業として利用したいと考える事業は「私立認定こども園」が36.8%と最も高く、次いで「公立認可保育所」が32.7%、「公立認定こども園」が26.0%となっている。

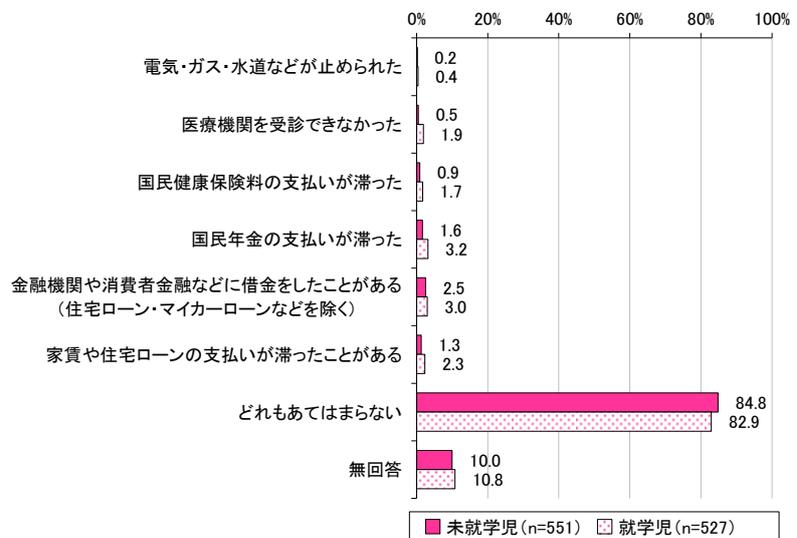
■ 図表 2-23 教育・保育等の利用状況と利用ニーズ



(3) 世帯の経済状況

経済的な理由で経験したこと (A) について、未就学児、就学児共に「どれもあてはまらない」が8割を超えて最も高くなっている。次いで、未就学児では「金融機関や消費者金融などに借金をしたことがある(住宅ローン・マイカーローンなどを除く)」が2.5%、就学児では「国民年金の支払いが滞った」が3.2%となっている。

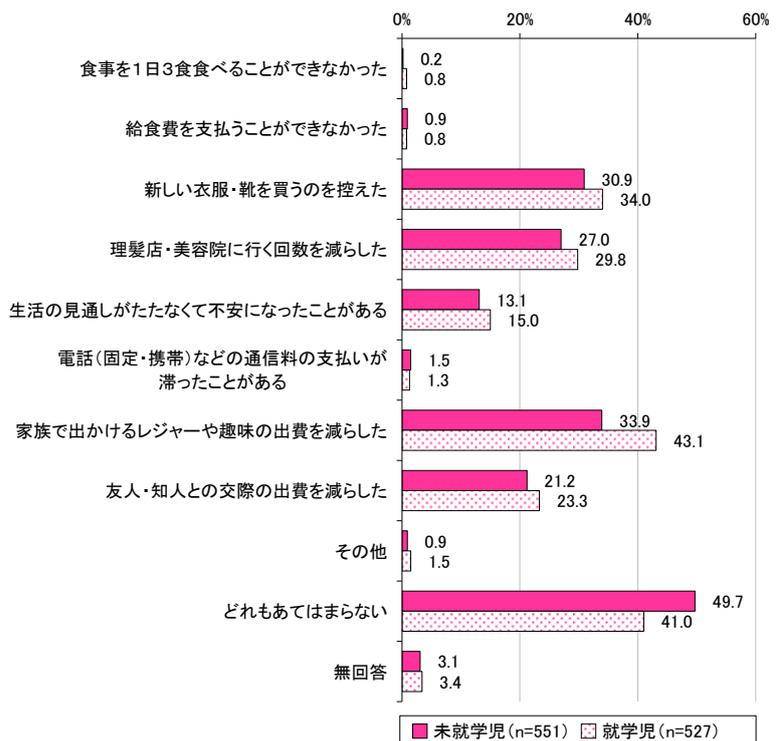
■図表 2-2 4 経済的な理由で経験したこと (A)



経済的な理由で経験したこと (B) について、未就学児では「どれもあてはまらない」が49.7%と最も高く、次いで「家族で出かけるレジャーや趣味の出費を減らした」が33.9%、「新しい衣服・靴を買うのを控えた」が30.9%となっている。

就学児では「家族で出かけるレジャーや趣味の出費を減らした」が43.1%と最も高く、次いで「どれもあてはまらない」が41.0%、「新しい衣服・靴を買うのを控えた」が34.0%となっている。

■図表 2-2 5 経済的な理由で経験したこと (B)

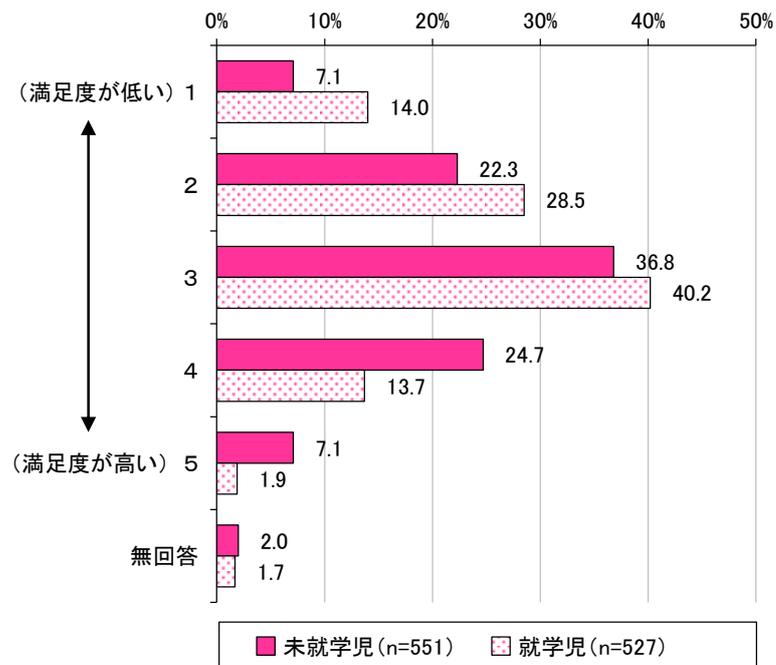


(4) 香芝市における子育ての環境や支援への満足度

香芝市における子育ての環境や支援への満足度について、未就学児では「3」が36.8%と最も高く、次いで「4」が24.7%、「2」が22.3%となっている。

就学児では「3」が40.2%と最も高く、次いで「2」が28.5%、「1」が14.0%となっている。

■図表 2-26 子育ての環境や支援への満足度



<中学生アンケート>

1. 調査実施概要

(1) 調査の目的

第五次香芝市総合計画中期基本計画の策定に当たり、将来を担う中学生が今の本市のことをどのように考えているのか、どのようなまちになってほしいと思っているのかを把握する目的で実施した。

※本計画では、子ども・子育て支援に関する項目のみ抜粋して掲載している。

(2) 調査方法

- e 古都ならを利用し、インターネットで回答
- 学校を通じてアンケート依頼
- 選択式、自由回答を含む

(3) 調査期間

令和6年5月21日（火）13時00分～令和6年6月18日（火）23時59分

(4) 調査対象と抽出方法

- 市内公立中学校2年及び3年 1,599人

(5) 回収結果

| | 対象者数 | 有効回答数 | 有効回答率 |
|-------|--------|-------|-------|
| 全体 | 1,599件 | 929件 | 58.1% |
| 中学2年生 | 787件 | 464件 | 59.0% |
| 中学3年生 | 812件 | 465件 | 57.3% |

2. 調査結果の概要

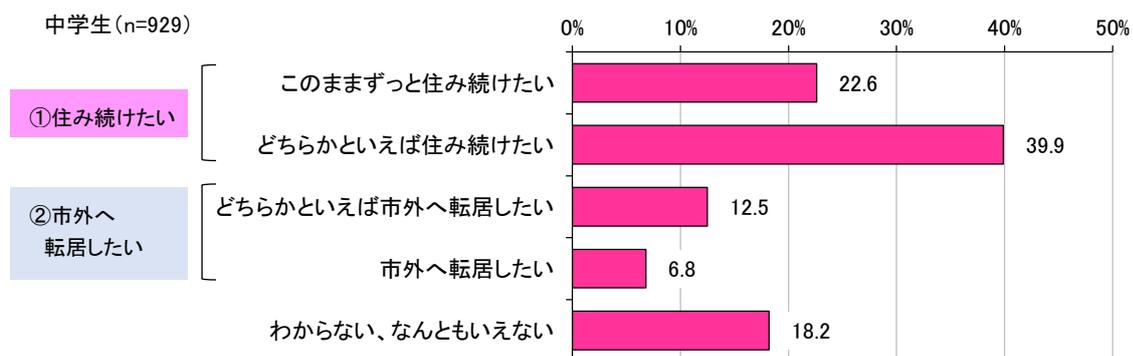
(1) 香芝市に住み続ける意向

今後も香芝市に住み続ける意向について、「どちらかといえば住み続けたい」が39.9%と最も高く、次いで「このままずっと住み続けたい」が22.6%、「わからない、なんともいえない」が18.2%となっている。『住み続けたい（「このままずっと住み続けたい」＋「どちらかといえば住み続けたい」）』の割合は、6割程度となっている。

また、『住み続けたい』と回答した理由について、「生まれ育ったまちだから」「治安が良いなど安心して住めるから」「親・兄弟姉妹など家族がいるから」が上位3位となっている。

一方、『市外へ転居したい（「どちらかといえば市外へ転居したい」＋「市外へ転居したい」）』と回答した理由について、「買い物など生活に不便だから」「やりたい仕事がないから」「将来的に不安だから」が「その他（例：公園や遊べる場所が少ないから、老後の生活や将来に不安を感じるから）」を除く上位3位となっている。

■図表 2-27 香芝市に住み続ける意向



①図表 2-28 住み続けたい理由（上位3位）

| 順位 | 理由 | 割合 (%) |
|----|------------------|--------|
| 1 | 生まれ育ったまちだから | 29.6 |
| 2 | 治安が良いなど安心して住めるから | 22.4 |
| 3 | 親・兄弟姉妹など家族がいるから | 18.6 |

②図表 2-29 市外へ転居したい理由（上位3位）

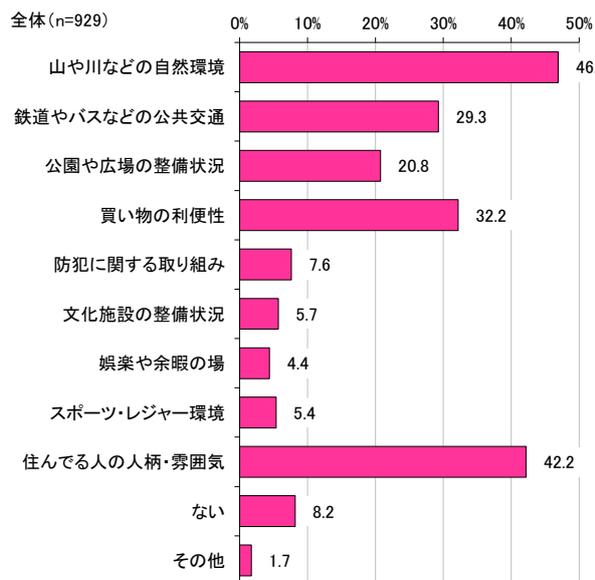
| 順位 | 理由 | 割合 (%) |
|----|---------------|--------|
| 1 | 買い物など生活に不便だから | 21.2 |
| 2 | やりたい仕事がないから | 20.7 |
| 3 | 将来的に不安だから | 15.6 |

(2) 香芝市の特徴

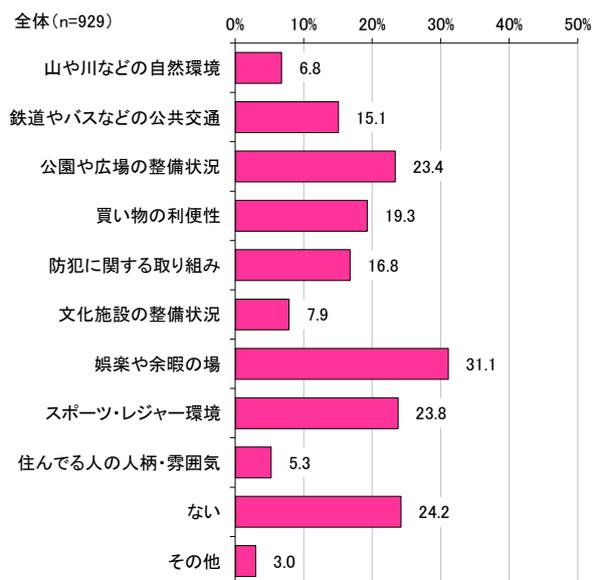
香芝市のよいと思うところについて、「山や川などの自然環境」が46.9%と最も高く、次いで「住んでる人の人柄・雰囲気」が42.2%、「買い物の利便性」が32.2%となっている。

香芝市のよくないと思うところについて、「娯楽や余暇の場」が31.1%と最も高く、次いで「ない」が24.2%、「スポーツ・レジャー環境」が23.8%となっている。

■図表2-30 香芝市のよいと思うところ



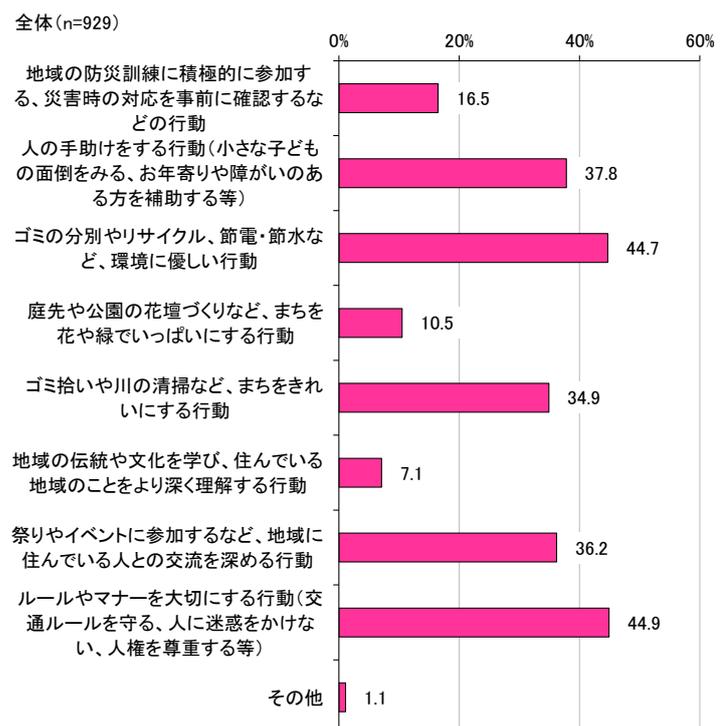
■図表2-31 香芝市のよくないと思うところ



(3) 「まちづくり」の考え方

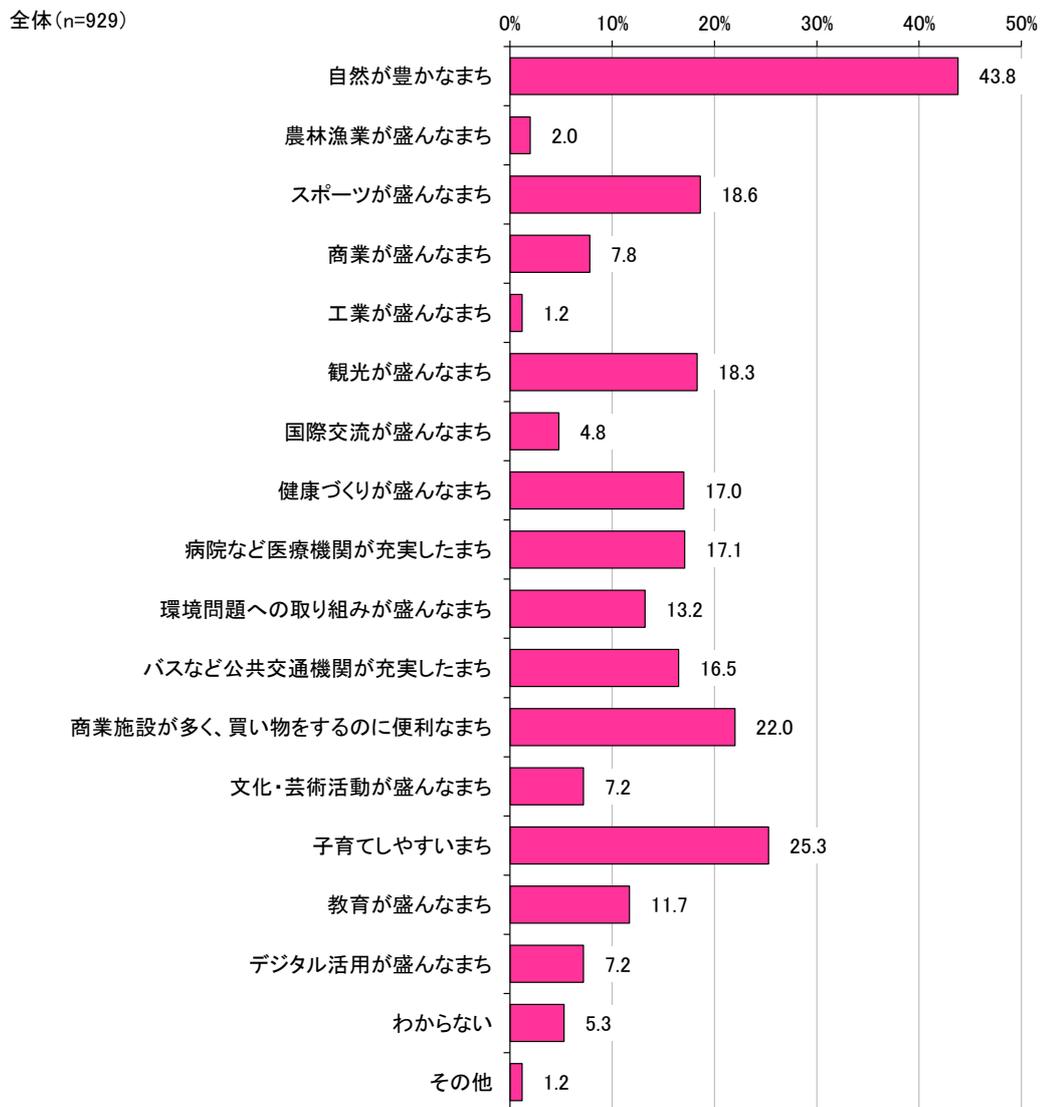
住みやすいまちをつくるためにできると思う活動や行動についてみると、「ルールやマナーを大切にす

■図表2-32 住みやすいまちをつくるためにできると思う活動や行動



今後、香芝市をどのようなまちにしたいかについてみると、「自然が豊かなまち」が43.8%と最も高く、次いで「子育てしやすいまち」が25.3%、「商業施設が多く、買い物をするのに便利なまち」が22.0%となっている。

■図表2-33 今後、香芝市をどのようなまちにしたいか



<こども・若者アンケート調査>

1. 調査実施概要

(1) 調査の目的

こども・若者アンケートは、令和7年度からの「こども計画」策定のための基礎資料として、今後の支援の需要を把握することを目的に実施した。

(2) 調査方法

- e 古都ならを利用し、インターネットで回答
- 選択式、自由回答を含む

(3) 調査期間

令和6年11月18日（月）9時00分～令和6年11月28日（木）17時00分

(4) 調査対象と抽出方法

- 市内在住の高校生年代～39歳の方 2,000人
- 住民基本台帳から無作為に抽出

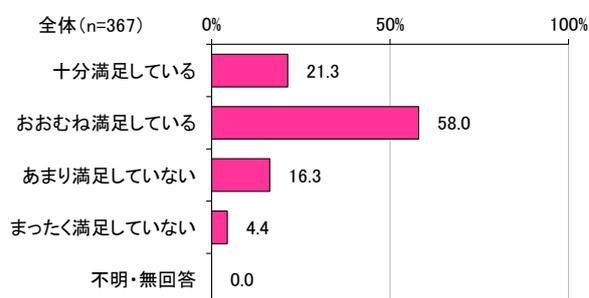
(5) 回収結果

| | 対象者数 | 有効回答数 | 有効回答率 |
|-----|---------|-------|-------|
| 全 体 | 2,000 件 | 367 件 | 18.4% |

2. 調査結果の概要

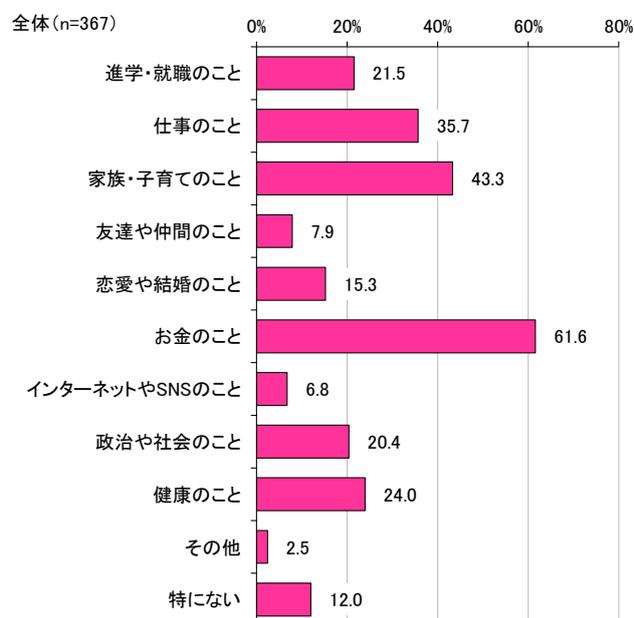
(1) 最近の生活について

■図表 2-3 4 最近の生活に満足しているか



最近の生活に満足しているかについてみると、「おおむね満足している」が58.0%と最も高く、次いで「十分満足している」が21.3%、「あまり満足していない」が16.3%となっている。

■図表 2-3 5 今、悩んでいることや心配なこと



今、悩んでいることや心配なことについてみると、全体では「お金のこと」が61.6%と最も高く、次いで「家族・子育てのこと」が43.3%、「仕事のこと」が35.7%となっている。

今、悩んでいることや心配なことについて年代別にみると、10代では「進学・就職のこと」が67.3%、20代と30代では「お金のこと」がそれぞれ59.1%、67.5%と最も高くなっている。

■図表 2-3 6 今、悩んでいることや心配なこと（年代別）

| 単位: % | の進学・就職 | 仕事のこと | の家族・子育て | 友達や仲間のこと | 恋愛や結婚のこと | お金のこと | Sインターネットや | 政治や社会のこと | 健康のこと | その他 | 特にない |
|---------------|--------|-------|---------|----------|----------|-------|-----------|----------|-------|-----|------|
| 全体(n=367) | 21.5 | 35.7 | 43.3 | 7.9 | 15.3 | 61.6 | 6.8 | 20.4 | 24.0 | 2.5 | 12.0 |
| 15~19歳(n=49) | 67.3 | 8.2 | 8.2 | 26.5 | 24.5 | 42.9 | 12.2 | 18.4 | 20.4 | 0.0 | 20.4 |
| 20~29歳(n=115) | 26.1 | 42.6 | 33.0 | 8.7 | 28.7 | 59.1 | 5.2 | 22.6 | 19.1 | 4.3 | 11.3 |
| 30~39歳(n=203) | 7.9 | 38.4 | 57.6 | 3.0 | 5.4 | 67.5 | 6.4 | 19.7 | 27.6 | 2.0 | 10.3 |

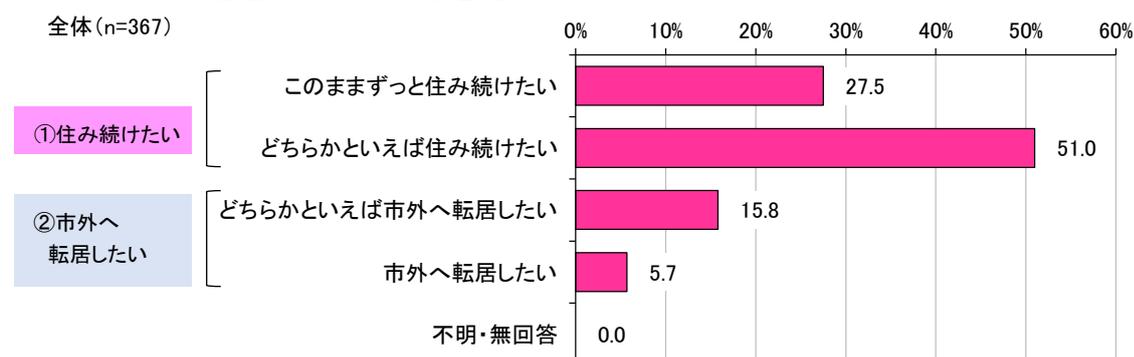
(2) 香芝市に住み続ける意向

今後も香芝市に住み続ける意向について、「どちらかといえば住み続けたい」が51.0%と最も高く、次いで「このままずっと住み続けたい」が27.5%となっている。『住み続けたい（「このままずっと住み続けたい」＋「どちらかといえば住み続けたい」）』の割合は、8割近くとなっている。

また、『住み続けたい』と回答した理由について、「治安がいいなど安心して住めるから」、「親・きょうだいなど家族がいるから」、「生まれ育ったまちだから」が「その他（例：交通が便利、図書館などの公共施設が充実している、病院が多い、子育てしやすそうなど）」を除く上位3位となっている。

一方、『市外へ転居したい（「どちらかといえば市外へ転居したい」＋「市外へ転居したい」）』と回答した理由について、「通勤（通学）に不便だから」「市政に不満があるから」「今の生活に満足できていないから」「買い物など生活に不便だから」が「その他（例：公園など遊べる場所が少ないから、家族のもとを離れたいから、など）」を除く上位3位となっている。

■図表 2-37 香芝市に住み続ける意向



①図表 2-38 住み続けたい理由（上位3位）

| 順位 | 理由 | 割合 (%) |
|----|------------------|--------|
| 1 | 治安がいいなど安心して住めるから | 55.2 |
| 2 | 親・きょうだいなど家族がいるから | 35.4 |
| 3 | 生まれ育ったまちだから | 34.0 |

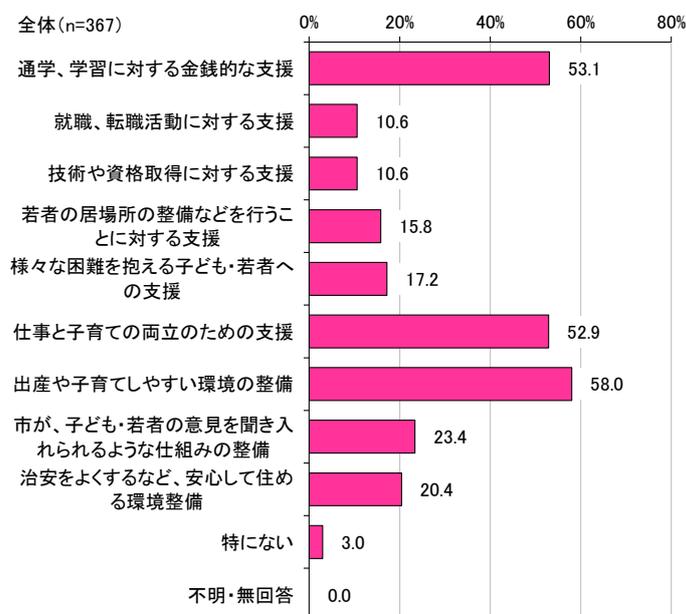
②図表 2-39 市外へ転居したい理由（上位3位）

| 順位 | 理由 | 割合 (%) |
|----|-----------------|--------|
| 1 | 通勤(通学)に不便だから | 30.4 |
| 2 | 市政に不満があるから | 25.3 |
| 3 | 今の生活に満足できていないから | 20.3 |
| 3 | 買い物など生活に不便だから | 20.3 |

(3) こども・若者への支援

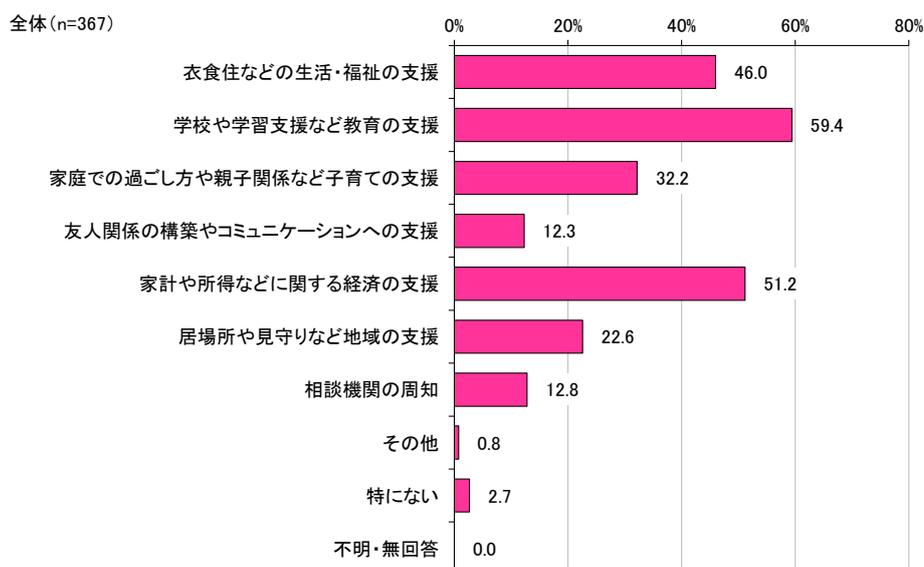
自身を含む若者のために、あればよいと思う市からの支援についてみると、「出産や子育てしやすい環境の整備」が58.0%と最も高く、次いで「通学、学習に対する金銭的な支援」が53.1%、「仕事と子育ての両立のための支援」が52.9%となっている。

■図表2-40 若者のためにあればよいと思う市からの支援



こどもや若者の貧困に対して必要だと思う支援についてみると、「学校や学習支援など教育の支援」が59.4%と最も高く、次いで「家計や所得などに関する経済の支援」が51.2%、「衣食住などの生活・福祉の支援」が46.0%となっている。

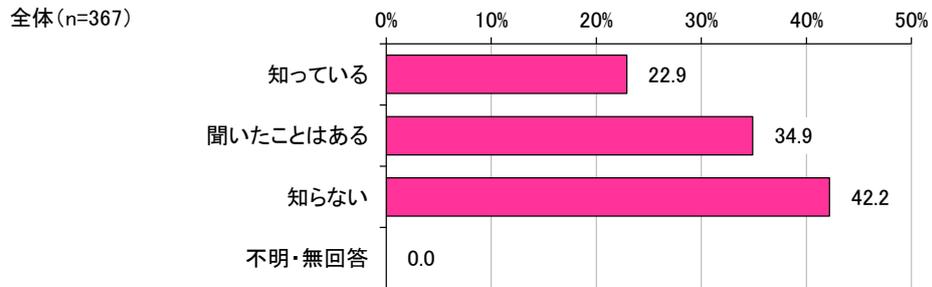
■図表2-41 こども・若者の貧困に対して、必要だと思う支援



(4) 【子どもの権利条約】の認知度

【子どもの権利条約】の認知度についてみると、「知らない」が42.2%と最も高く、次いで「聞いたことはある」が34.9%、「知っている」が22.9%となっている。

■図表2-4-2 【子どもの権利条約】の認知度



第8節 第二期計画における取組状況と今後の課題

1. 子ども・子育て支援事業における取組状況と今後の課題

| 事業 | 第二期計画における取組状況 | 今後の課題と取組方法 |
|-------------|---|--|
| 特定教育・保育事業 | <p>令和3年度に私立保育園1園の定員増が行われた。令和4年度には市立幼稚園1園を認定こども園に移行し、更に私立の小規模保育園を1園開設することができた。令和5年度にも小規模保育園を1園開設するに至り、入所児童の枠を増やすことができた。</p> <p>しかしながら、申込み児童数も年々増加しており、その結果、令和6年度に待機児童数（国基準）が3人発生することとなった。</p> | <p>今後においても、「公立幼稚園及び公立保育所の再編等に関する基本方針」に基づき、認定こども園の新設等を進め、待機児童数を0人にすることを旨とする。</p> |
| 利用者支援事業 | <p>子育て世代包括支援センターを設置し、母子コーディネーターが妊娠期からの相談に乗り、必要に応じて育児コーディネーターと連携し、切れ目のない支援を実施した。</p> <p>また、母子健康手帳交付時、妊婦健康診査費補助券の利用方法を伝え、妊婦健康診査の受診の必要性について周知に努めた。</p> <p>育児コーディネーターが地域子育て支援拠点事業の3か所に巡回相談を実施し、様々な育児相談に対応した。</p> | <p>母子保健に関する専門職と子育てや福祉に関する専門職が連携し、支援が必要な家庭はこども家庭センターにつなぐことで、切れ目のない支援を継続して実施していく。</p> <p>また、地域子育て支援拠点事業において、巡回相談を継続して実施する。</p> <p>子育て世帯が気軽に相談でき、不安解消や育児に関する情報提供を受けることを目的とした地域子育て相談機関の設置に努める。</p> |
| 地域子育て支援拠点事業 | <p>乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を市内5か所開設し、子育てについての相談、育児情報の提供や助言を行った。安心して子育てができる環境を整えるため、各地域子育て支援拠点におもちゃの消毒のための除菌ボックスの設置等、新型コロナウイルス感染症予防対策を実施した。</p> <p>また、SNSやホームページを活用して周知の強化を図り、イベントを年4回から年8回に増やして利用者の参加の促進に努めた。</p> <p>令和4年より土曜日開催を月1回2か所で実施し、父親の参加の促進を図った。</p> | <p>子育て親子の交流を促進するためのイベントや講座の充実を図り、親の孤立感や育児不安の軽減について、利用者支援事業を活用しながら強化していく。</p> |
| 妊婦健康診査事業 | <p>妊婦や胎児の健康状態の把握等のため、妊娠期間中14回分（10万円分）の健康診査の費用助成を行った。また、令和4年4月から多胎妊婦については、追加で5回分の費用助成を実施した。</p> | <p>妊婦や胎児の健康保持及び増進、異常の早期発見や保健指導等のため、妊婦健康診査の受診の必要性について引き続き周知するとともに、費用助成を実施していく。</p> |

| 事業 | 第二期計画における取組状況 | 今後の課題と取組方法 |
|--|--|--|
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 生後4か月までの乳児のいる家庭に、助産師等が全戸訪問し、母親の心身の状況を聞き取り、こどもの発達や発育の状況を把握した。令和4年度訪問に対するアンケートを200人に実施し、育児不安の解消及び気分転換になったなどの回答が約4割あった。 | 乳児の全戸訪問のため、専門職を確保し、出産後早期に家庭訪問を実施する。また、家庭の事情等を把握し、支援の必要な家庭に対し寄り添い、関係機関に情報提供するなど必要な支援につなげていく。 |
| 養育支援訪問事業 | 乳児家庭全戸訪問の結果より、支援の必要な家庭に対し、保育士等の専門職が家庭訪問を実施し寄り添った支援を行うとともに、子育て支援を提供した。令和3年度から令和5年度は、家事支援を導入し、離乳食の作り方等を指導するなど育児支援を実施した。 | 専門職の確保と児童虐待を未然に防止するためのスキルアップ研修会を実施していく。 |
| 子どもを守るネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業） | 要保護児童対策地域協議会、実務者会議、個別ケース検討会議を実施して、関係機関と共に児童虐待の防止の迅速な対応について協議した。新規ケースについては支援検討会議を開催し、緊急を要するケースについては、児童相談所と協議し、児童虐待の迅速な対応に努めた。機関連携として、教育委員会が主催する教職員研修にて児童虐待に関する講話を毎年実施し、教職員の児童虐待に関する理解を得た。また、市民向け出前講座の実施や啓発物の配布により、相談窓口の周知及び啓発、並びに児童虐待防止の推進を図った。 | 令和6年4月より、こども家庭センターを創設し、児童虐待のみならず、幅広く子育て全般の相談対応が求められている。複雑化するケースや対象者のニーズに応じた相談対応ができるよう、サポートプランの作成や職員の確保及びスキルアップの推進が課題である。また、児童虐待の更なる理解を深めるため、こどもに関わる方々に向けた研修会を実施していく。 |
| 子育て短期支援事業 | 令和5年度より新たに近隣のファミリーホーム1施設と契約し、市民が利用しやすい施設の拡充を図った。また、保護者の緊急時の対応だけでなく、育児負担の軽減目的やこどもの意向を取り入れた利用も実施した。 | レスパイトケア※を必要とする子育て家庭が安定して利用できるよう、近隣の利用施設の拡充が必要であり、近隣の里親やファミリーホーム等の資源拡充が課題である。里親については、制度の理解が深まるよう研修会の実施や広報での周知を図る。 |
| ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） | サポート会員を増員するため、啓発活動としてリーフレットを配布したほか、養成講座を年2回開催した。また、サポート会員のスキルアップとして、養成講座を案内し参加を促した。令和5年度より、週3回育児アドバイザーを1名配置し、こどもの送迎を安全に行うため、サポーターと送迎ルートの確認を行った。令和6年度からは、自家用車を利用した送迎を開始した。 | 専任の育児アドバイザーを増員し、安全な送迎ルートの確認や、会員同士の交流会を実施していくことが課題である。ファミリー・サポート・センターを身近に感じていただくため、制度説明会の開催やSNS等での広報を実施していく。 |

※レスパイトケア：普段から介護や育児等を行っている人が、一時的な休息をとれるように、医療機関や福祉施設等がその代わりに担うサービス。

| 事業 | 第二期計画における取組状況 | 今後の課題と取組方法 |
|-----------------------|--|---|
| 一時預かり事業 | <p>令和2年度に、私立認定こども園1園で新たに一時預かり（一般型）が開始された。</p> <p>なお、令和5年度までは計6園で実施されていた一時預かり（一般型）であるが、私立認定こども園1園において保育士不足によって事業継続が困難となり、令和6年度には計5園で実施されることとなった。</p> <p>また、夏期休暇中の一時預かり（幼稚園型）について、一部の公立園で実施できていなかったが、令和6年度以降は公立全園で実施することとなった。</p> | <p>今後は、民間保育所等保育士確保対策事業等により、私立園の保育士数を減少させないように努めていく。また、公立園における一時預かり（幼稚園型）について、引き続き週5日間の実施を目指す。</p> |
| 延長保育事業 | <p>現在、市内では認定こども園が公立3園と私立7園、保育所（園）が公立5園、私立2園、小規模保育園が私立5園の計22園が運営されており、その全てで延長保育事業が実施されている。</p> | <p>保護者の多様な勤務状況や保育ニーズに対応できるよう今後も努めていく。</p> |
| 病児保育事業 | <p>令和3年度に、私立保育園1園で、令和4年度には私立認定こども園2園で病児保育事業（体調不良児対応型）が新たに実施されることとなった。また、令和6年度には、新たに私立認定こども園1園で事業が開始された。</p> | <p>病児保育事業の利用者は年々増加傾向にある。今後も保護者ニーズや利用状況を確認しながら努めていく。</p> |
| 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | <p>学童保育所の保育ニーズに対応するため、令和2年度には五位堂公民館を、令和5年度には下田地区公民館及び磯壁公民館を借り上げた。真美ヶ丘東小学校区については令和5年度に余裕教室を活用して支援単位を増やしたほか、民間学童保育施設についても新設やクラスの増加を実施し、待機児童が発生しないように努めた。</p> <p>その結果、令和6年5月1日時点における待機児童数も引き続き0人となった。しかしながら、令和6年度夏期休暇において、申込人数が多数あったため、1学童保育所で待機児童が11人発生した。</p> | <p>学童保育所の申込者数は、年々増加しており、このまま申込者数が増え続ける場合、今後も待機児童が発生する可能性がある。</p> <p>現時点において、定員数に対する利用児童数の多い地域を中心に、増加傾向を常に注視し、新たな学童保育所の確保に努めていく。</p> |

2. 課題のまとめ

(1) 地域における子育て支援の環境づくり

- 中学生アンケート及び子ども・若者アンケートによると、本市に住み続けたい理由として、「治安が良いなど安心して住めるから」が上位となっている。また、中学生アンケートにおいて、住みやすいまちをつくるためにできることについては、安全かつ安心のための活動や環境を守る活動が上位に入ったほか、地域の人々との交流を深める行動についても高い割合となっており、安全で安心な子育てを支える環境づくりを地域全体で継続することが求められている。一方で、本市の良くないと思うところについて、「娯楽や余暇の場」「スポーツ・レジャー環境」「公園・広場の整備状況」が挙げられている。
- 本市では、子育て支援に関する市民団体の支援等や、教育・保育施設の園庭開放等の際の物的資源の活用により、子育てしやすい地域づくりを進めてきた。また、「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動の推進や、交通安全啓発事業等により、子どもの安全を守る取組を行ってきた。

⇒今後も、地域での交流や見守り活動等により、子どもが安全に安心して過ごせる地域づくりを進めていく必要がある。また、公園やスポーツ施設等の整備、公民館活動等をより充実させ、子どもが安心して外出し、遊べる居場所づくりに取り組むことが重要となる。

(2) 親子の健康づくりの推進

- 妊婦や親子への支援の充実に向けて、不妊治療の保険適用や、産後ケア事業、妊婦等包括相談支援事業の創設等、国を挙げて法整備が進められている。
- 本市では、妊娠届出時の保健師等による面談実施や各種健康診査等による妊産婦及び乳幼児の健康管理等、妊娠及び出産から幼児期まで切れ目のない支援を実施してきた。また、食育推進事業や思春期における保健教育を通じ、子どもの生活習慣や性に関する正しい情報を提供してきた。
- 一方で、産後アンケートによると、産後うつのハイリスク者の割合は全国値の9.9%を上回り、10.7%となっている*。産後うつは母親の自殺や児童虐待につながる可能性があるため、妊娠期や産後の子育てに不安や困難を抱える家庭に対する早期の相談支援等が求められる。

⇒今後も、親子の健康づくりの支援を推進するとともに、産前及び産後の精神的な不安や負担の軽減、孤立化防止のため、相談支援や産後ケア事業の実施、訪問事業や健診等の機会を通じて必要な支援につなげていく取組が必要となる。

*88ページ 第5章第5節「成育医療等基本指針に基づく指標設定」

(3) 子育て支援サービスの充実

- 本市の女性就業率は、全ての年代において上昇している。保護者対象アンケートによると、未就学児の母親は約7割、就学児の母親は約8割が就業しており、共働き世帯が増加していることが分かる。また、中学生対象アンケートによると、今後の本市をどのようなまちにしたいかについて、「子育てしやすいまち」が2番目に高く、こども・若者アンケートによると、あればよい若者のための市からの支援として、「出産や子育てしやすい環境の整備」が最も高くなっている。こども・若者の視点からも、子育てに関する取組が重要とされている。
- 本市の出生数や児童数は、年々減少傾向にある一方、共働き世帯の増加等により、保育支援ニーズが高まっている。保護者対象アンケートによると、平日に利用したい教育・保育事業について、私立認定こども園、公立認可保育所の割合が3割以上と高くなっている。また、令和6年度には待機児童が3人発生した。
- 本市では、父親向けの育児講座の実施や女性相談事業の開催、チラシ配布等による企業や事務所へ向けた働きやすい環境整備の意識啓発等に取り組むとともに、多様な保護者の勤務状況や保育ニーズに対応するため、子育て支援サービスの充実を図ってきた。地域子育て支援拠点事業等により、こどもや保護者の交流の場も提供している。また、令和6年4月から、母子保健事業と子育て支援事業を一体的に提供する「香芝市こども家庭センター」を創設し、子育て全般の幅広い相談対応を行っている。

⇒引き続き、保護者が働きながら安心して子育てできる環境づくりを推進するとともに、保育人材及び施設を確保し、教育・保育サービスの更なる充実を図る必要がある。また、こども家庭センターを中心とし、個々の相談対応の充実や子育て当事者の交流の場の提供等、支援体制の充実に取り組むことが必要となる。

(4) 特に配慮を必要とする家庭への支援

- 本市における離婚率は、令和3年以降で国や奈良県を上回っており、児童扶養手当受給者数は、令和5年度で527人となっている。保護者対象アンケートによると、経済的な理由で「家族で出かけるレジャーや趣味の出費を減らした」「新しい衣服、靴を買うのを控えた」が3割～4割と高くなっており、生活が困窮することで、こどもの体験や生活必需品の購入等に影響を及ぼしていることがうかがえる。また、こども・若者の貧困対策として「学校や学習支援など教育の支援」「家計や所得などに関する経済の支援」が必要な方が多くなっている。
- 国は、ひとり親家庭や生活困窮世帯に対し、経済的支援や生活、就労支援を提供し、こどもの生活・学習支援を進めている。また、障害のあるこどもに対しても、地域社会への参加と包容（インクルージョン）を推進し、自立と社会参加を支援する方針を定めている。
- 本市では、相談窓口の設置や各種助成、給付事業によって、ひとり親家庭等の経済的な課題を抱えた家庭に対する支援に取り組んできた。また、障害や成長に不安のあるこどものいる家庭に対し、教育及び福祉関係機関と連携して支援を行ってきた。

⇒引き続き、ひとり親家庭や生活困窮世帯、障害のある子どもに対する支援を行うとともに、各種支援制度や助成、給付事業について、住民へ周知することが重要となる。

(5) こどもの健全な成長を支える環境づくり

- 子ども・若者アンケートによると、全体の2割程度が最近の生活に満足していないと回答している。悩んでいることや心配なこととして、「お金のこと」、「家族・子育てのこと」、「仕事のこと」が上位となっており、10代の回答では「進学・就職のこと」の割合が最も高くなっている。また、「子どもの権利条約」の認知度について、「知らない」の割合が高くなっている。
- 国は、全ての子ども・若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現に向けて、「子どもの権利」を尊重し、子ども・若者の視点に立った支援施策の実施を推進している。子どもや若者が主体的に社会で活動する機会の提供や就労支援の充実、生活基盤の安定を図り、将来に希望を持てるよう、社会全体で支えていくことが必要である。
- 「子ども大綱」では、児童虐待は子どもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであることから、虐待予防の取組を強化することが求められている。また、いじめや不登校等についても、全ての子どもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、教育の機会が確保できるよう、各関係機関との連携による対策や支援が求められている。
- 本市では、子どもの権利に関する啓発や主体的な活動の推進に加え、教育環境の整備や虐待、いじめ、不登校等への相談支援及び防止対策の充実を図るなど、こどもの健やかな育ちを支援してきた。

⇒学校や地域、家庭が連携し、子ども・若者の視点に立つことで、子ども・若者が豊かなこころを持ち、豊かな経験を積み、健やかに育っていくための環境づくりに取り組むことが必要となる。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念と基本目標

本計画の基本理念、基本目標は以下のとおりに定めるものとする。

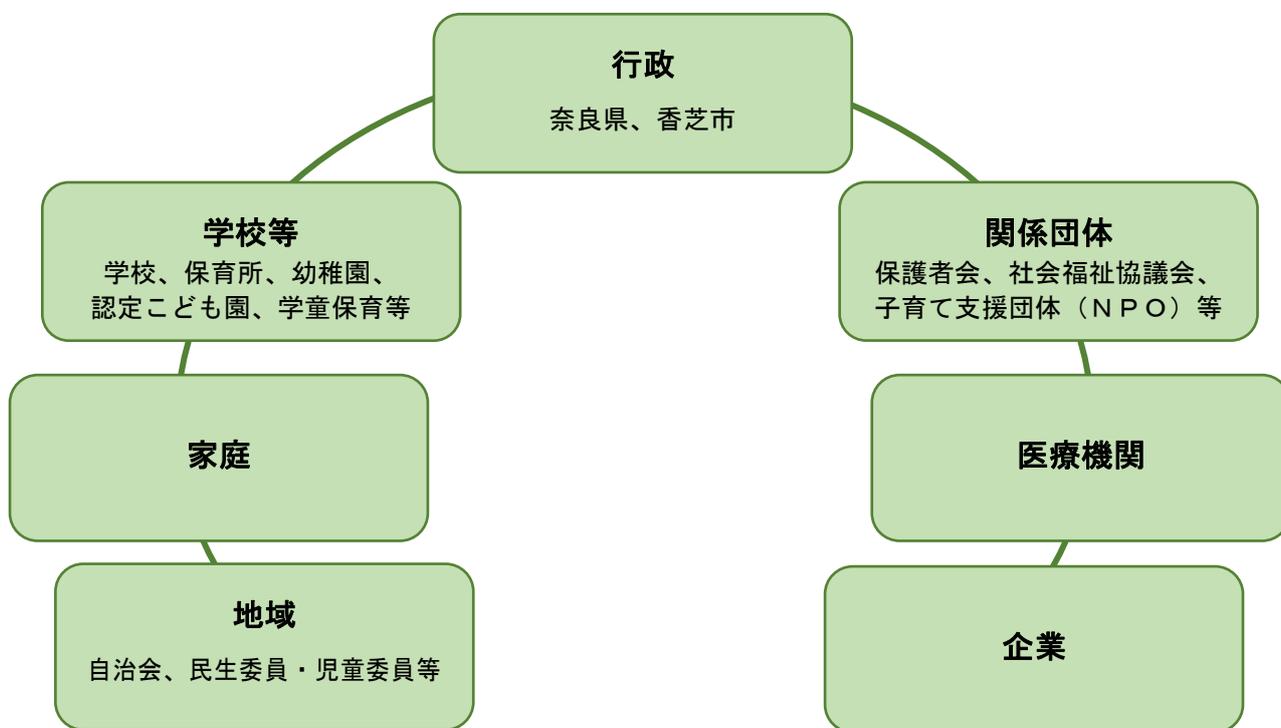
【基本理念】

こども・若者をまんなかに みんなでつくる 未来のまち香芝

【基本目標】



■本市の目指すこども・子育て支援のイメージ



行政を始めとする全ての構成員が、こどもの笑顔があふれるまちを目指し、それぞれの力を結集してこども・子育て支援に取り組む。

第2節 基本的な視点

1. こども・若者の視点

未来を生きるこども・若者たちが、日々の生活を笑顔で楽しみ、豊かなこころを育むことは、それぞれの家庭のみならず市民全体の願いである。「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に基づき、一人ひとりのこどもや若者が自分らしく生きる権利を持つ存在であることが認められるよう、「こどもの権利」を尊重し、その幸せを第一に考え、当事者の意見や利益が最大限に尊重される「こどもまんなか社会」の実現を目指す。

2. サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化している。ダイバーシティ社会※の実現に向けて、多様な個別のニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の立場に立ったサービスの充実を推進する。

※ダイバーシティ社会：ダイバーシティとは「多様性」と和訳される英語で、ダイバーシティ社会とは多様な背景を持った人々や価値観を内包し受容する社会のこと。

3. 社会全体による支援という視点

こどもたちが周囲の愛情に包まれ、ここに生まれ育って良かったと思えるまちにしていくことは、こどもの健やかな成長にとって大切である。こうしたまちにしていくために、地域住民、教育・保育施設、企業、行政等が協力及び連携し、活動していくことを推進する。

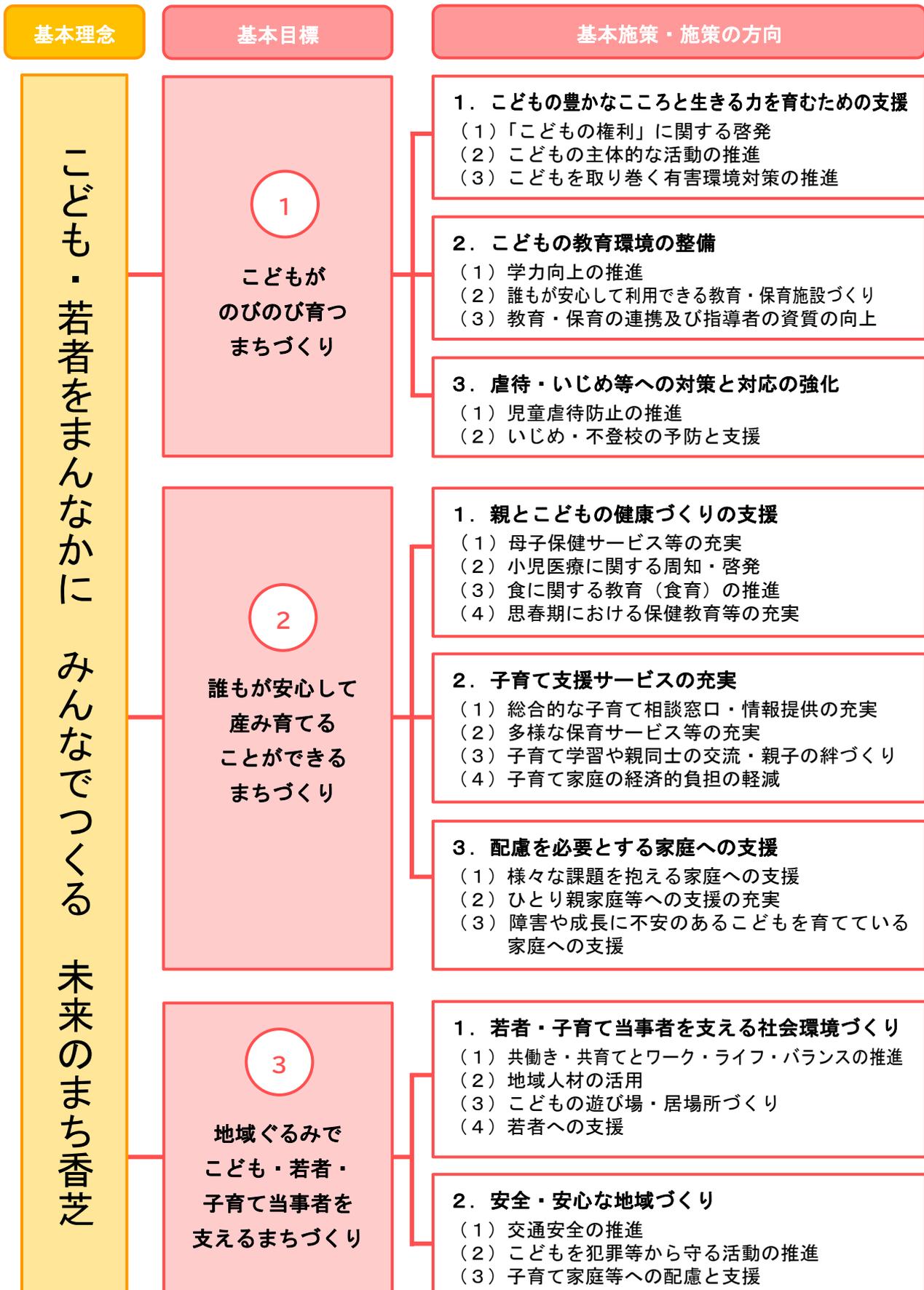
4. 仕事と生活の調和の実現という視点

働きながら子育てをしている保護者が、バランスよく子育てと仕事を行うことが大切である。仕事と生活の調和が図れるよう、市民意識の醸成及び支援体制の充実に努め、共働き、共育てを推進する。

5. 妊娠・出産・育児における切れ目のない支援という視点

子育て家庭の不安を解消すべく、妊娠から出産、子育て期まで切れ目のない支援をしていくことは大切である。全ての子育て家庭に対し、こどもの成育や家庭状況に応じて、切れ目のない支援の充実を推進する。

第3節 施策の体系



事業名

- ・人権尊重のまちづくりの推進/人権教育の推進/子どもの権利条例の制定及び啓発
- ・世代間交流の推進/福祉活動への参加促進/スポーツ活動の促進/体験活動の充実
- ・関係機関・関係業界に対する被害防止のための配慮の働き掛け/インターネット接続による有害サイトの危険性等についての啓発

- ・学校・地域パートナーシップ事業/情報教育の推進/教育情報の交流とネットワーク/豊かな人間性を育む読書能力の養成/学校との連携による身近に「本がある環境」の充実（子どもの読書環境整備）/学習環境の充実
- ・信頼される学校づくりに向けた支援/教育・保育施設における防犯・防災教室の開催推進/公立小学校・中学校生理用品設置事業/市民図書館キッズスペース・学習等スペース整備事業/保育所、幼稚園、認定こども園の施設における修繕、改修等事務/防犯対策事業
- ・保育所・幼稚園・認定こども園と小学校の連携強化/研修事業の実施/教職員向け貸出・情報提供の実施/放課後児童支援員の資質向上の取組

- ・児童虐待防止の啓発/児童虐待防止ネットワークの充実/児童虐待についての相談受付から支援体制の充実
- ・こどもの悩み相談体制の充実/適応指導教室（すみれ教室）の充実/いじめ防止対策

- ・不妊治療費助成事業/妊婦健康診査事業/妊婦等包括相談支援事業/妊婦のための支援給付事業/妊婦歯科健診事業/プレママ教室（母親教室）/産婦健康診査事業/新生児聴覚検査事業/産後ケア事業/乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）/乳幼児健康診査事業/乳幼児保育・発達相談/乳幼児健康相談事業/訪問指導事業/歯科保健事業/予防接種事業/受動喫煙防止等の推進/
- ・小児医療の充実/医療情報の提供・意識の啓発/小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業
- ・食に関する学習機会や情報提供/給食の充実/食育の推進
- ・健康診断体制の充実/保健学習の充実

- ・心の健康相談室/妊娠・子育てに係る情報提供の充実/こども家庭センター/2歳児未就園児等すくすく訪問事業/養育支援訪問事業/情報発信事業（広報媒体）
- ・通常保育事業/延長保育事業/病児・病後児保育事業/子育て短期支援事業/幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり/一時預かり事業/放課後児童健全育成事業/放課後子ども教室/ファミリー・サポート・センター事業/すこやか育児相談/幼保D×業務推進事業/保育施設入所時の利用調整について
- ・地域子育て支援拠点事業/図書館における子育て支援・読書講座の開講/各種講座・イベント開催時における託児所の設置/ブックスタート事業
- ・児童手当の支給/子ども医療費の助成/香芝市小中学校新入生標準服無償化事業/第2子以降保育料無償化事業/第1子保育料支援事業/給食費支援事業

- ・就学援助制度/子どもの居場所づくり事業（たんぼぼ教室）/児童育成支援拠点事業/子育て世帯訪問支援事業/親子関係形成支援事業/ヤングケアラーへの支援/生活保護業務/生活困窮者自立相談支援事業/被保護者就労支援事業/法律相談事業
- ・ひとり親家庭の相談体制の充実/自立支援教育訓練給付金事業/高等職業訓練促進給付金等事業/児童扶養手当の支給/ひとり親家庭等医療費の助成/高等学校卒業程度認定試験合格支援事業/自立支援プログラム策定事業/母子父子寡婦福祉資金制度（奈良県事業）
- ・相談体制の充実/障害児保育の推進/特別支援教育の推進/障害福祉サービス等の給付/特別支援学級就学奨励制度/障害児福祉手当の支給/特別児童扶養手当の支給

- ・男女共同参画意識の高揚/DV等の暴力根絶の意識啓発及びDV対応/父親向け育児講座の充実/企業・事業所へ働きやすい環境整備の促進
- ・青少年健全育成の推進/民生委員児童委員・主任児童委員の活動支援の充実/自治会との連携の強化/子育て支援に関する市民活動団体、ボランティア団体等の活動支援及び活用/保護司会・更生保護女性会の活動支援
- ・教育・保育施設の園庭・校庭の開放/教育・保育施設への出張図書館/公園の整備/スポーツ施設の整備/公民館活動の充実/香芝市スポーツ公園整備事業/香芝市総合公園整備事業/駅前広場等におけるこどもの遊び場等の整備/公共施設のキッズスペース等の整備
- ・子ども・若者支援相談事業/アウトリーチ等継続的支援事業/健康増進事業

- ・交通安全対策事業/交通安全啓発事業/道路新設改良事業/ため池等の安全対策強化
- ・地域防犯体制の強化/犯罪に関する情報提供の促進/学校付近や通学路におけるパトロール活動の支援/「こども110番の家」等、防犯ボランティア活動の推進
- ・香芝市福祉活動支援補助金/子育て家庭読書支援事業/のびのびたいむ

第4章 施策の方向

第3章に示した基本理念「子ども・若者をまんやかに みんなでつくる 未来のまち香芝」の下、基本目標を実現するための施策の方向について示す。

第1節 こどもがのびのび育つまちづくり

こどもが伸び伸びと育つには、子ども・若者の健やかな育ちを支援することが大切である。本市においては、こどもの基本的な学力向上に加え、豊かなこころや生きる力の育成ができるような環境づくりを進めていく。また、こども自身や保護者が悩みを抱えてしまい、社会的な支援を必要とするときには、それに迅速に気づき、適切に対応していくことができるよう体制を整備していく。

1. こどもの豊かなこころと生きる力を育むための支援

次の世代を担うこどもの育ちを支援するために、こどもの権利を守っていく必要がある。「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」や「児童憲章」の理念に基づき、こどもの視点にたった考え方を尊重していく。また、豊かなこころの育成のため、学校、家庭、地域が連携及び協力し、こどものこころを育てていくため、大人とこどもが共に活動する場や機会を設定するなど、地域と一体となって、こどもの健やかな育ちを支援する環境づくりを進め、「こどもまんやかな社会」の実現を目指す。

施策ごとに関係するライフステージを示す。

妊：妊娠期・出産期対象

乳：乳幼児期対象

学：学童期・思春期対象

青：青年期対象

子：子育て世代対象

全：上記の全ての世代対象

(1) 「こどもの権利」に関する啓発

こどもの健全な成長が促されるよう、人権が尊重される環境の整備や充実を図る。

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|-----------------|--|-------------------|
| | | ライフステージ |
| 人権尊重のまちづくりの推進 | こどもの人権、障害のある人の人権等、様々な人権問題の解決を目指し、人権教育や啓発を地域全体で総合的に推進する。 | 市民協働課 全 |
| 人権教育の推進 | こどもの人権意識の高揚を図るため、人権教育を推進する。 | 学校支援室 全 |
| 子どもの権利条例の制定及び啓発 | 子どもの権利の尊重及び確保の観点から本市で子どもの権利条例を制定し「子どもの最善の利益」を図る。また、権利保障を具体化する取組等を実施し、周知及び啓発に努める。 | 児童福祉課 全 |

(2) こどもの主体的な活動の推進

学ぶことに興味を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、主体性を持って自らの意思で参加できるような活動機会を提供する。

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|------------|--|----------------------|
| | | ライフステージ |
| 世代間交流の推進 | 様々なイベントを通じて、より多くの地域住民とこどもとの参加や交流機会の拡大を図る。 | 生涯学習課 全 |
| 福祉活動への参加促進 | 福祉関係団体の協力を得て、小学校と中学校への福祉学習やボランティア講座等を開催し、こどもたちに対する福祉活動への参加のきっかけづくりを行う。また、地域の福祉イベントへのこどもたちの参加を促進する。 | 社会福祉課 学 |
| スポーツ活動の促進 | 各種スポーツ教室等を通じて、地域のこどもたちにスポーツの楽しさを実感できるような機会を充実させていく。 | 生涯学習課 乳 学 |
| 体験活動の充実 | こどものこころの豊かさの育成を図るため、自然体験活動や文化芸術活動の機会を提供し、異年齢間の社会的交流やこどもの体験活動を促進する。青少年健全育成協議会体験学習委員会と連携の強化を図り、青少年に充実した活動の機会を提供できるように運営内容の充実を図る。 | 生涯学習課 文化財課 学 青 |

(3) こどもを取り巻く有害環境対策の推進

スマートフォンやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の普及等で、こどもを取り巻く環境は常に変化し、こどもが巻き込まれる事件や事故が多発している。時代の流れに対応した有害環境の是正に向けた対策を関係機関及び関係業界と連携し推進していく。

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|-------------------------------|---|--------------|
| | | ライフステージ |
| 関係機関・関係業界に対する被害防止のための配慮の働き掛け | 市内関係機関や企業、商店等に対して、性や暴力に関する過激な情報を内容とする物の販売や、有害情報の提供に対し、自主的な措置を働き掛けていく。 | 生涯学習課 学 青 |
| インターネット接続による有害サイトの危険性等についての啓発 | スマートフォン等で有害サイトへ接続し、トラブルに巻き込まれる危険を防止するため、犯罪被害の実態や防止策について啓発を行っていく。 | 生涯学習課 学 青 |

2. こどもの教育環境の整備

こどもが豊かなこころを持ち、豊かな経験を積み、伸び伸びと健やかに育っていくための環境づくりを進めていく。また、保護者が安心して通わせることのできる園や学校の整備及び充実を図る。

(1) 学力向上の推進

こどもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、基本的な知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、確かな学力の向上を推進する。

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|-------------------------------------|---|------------|
| | | ライフステージ |
| 学校・地域パートナーシップ事業 | 学校と地域ボランティアが協働し、その活力を学校教育にかすことで、こども一人ひとりと向き合い、きめ細かな指導につなげ、学校教育の活性化を推進する。 | 生涯学習課 学 |
| 情報教育の推進 | 書物で調べたり、紙に書いたりする従来の学習活動を基礎にしながら、ICTを活用する学習活動を取り入れることで、各教科のねらいを達成し、情報活用の実践力、望ましい情報社会に参画する態度等の情報活用能力の育成を図る。 | 学校支援室 学 |
| 教育情報の交流とネットワーク | 市内各小中学校における教育情報の交換を密に行うとともに、近隣の大学と、教育課題に対して連携した取組を推進する。 | 学校支援室 学 |
| 豊かな人間性を育む読書能力の養成 | 幅広く多様な本を読んだり活用したりすることによって豊かな情操や心情を育てるとともに学ぶ楽しさを体験させるよう努め、読書能力の養成を図る。 | 市民図書館 学 |
| 学校との連携による身近に「本がある環境」の充実（子どもの読書環境整備） | より身近に「本がある環境」を整備するため、学校で市民図書館の本が活用できる取組を実施する。 | 市民図書館 学 |
| 学習環境の充実 | 授業でタブレットPCを活用する際の机が狭く、タブレットPCの落下や破損につながるため、落下防止対策及び机を拡張し児童の学習環境の改善を行う。 | 教育総務課 学 |

(2) 誰もが安心して利用できる教育・保育施設づくり

家庭や地域から信頼される学校づくりを進める。また、防災及び防犯についての意識づくりのほか、誰にとっても安全で利用しやすい施設環境の整備に努める。

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|-------------------------------|--|------------------------|
| | | ライフステージ |
| 信頼される学校づくりに向けた支援 | 学校運営協議会制度や外部評価を積極的に活用し、家庭や地域の声を学校運営や教育活動（部活動を含む。）へいかすため、支援するとともに、学校の情報を家庭や地域に積極的に発信し、信頼される学校づくりに努める。 | 学校支援室 学 子 |
| 教育・保育施設における防犯、防災教室の開催推進 | 施設管理下での事件や事故が大きな問題となっている状況を踏まえ、防犯及び防災や救急措置等の訓練等を実施する防犯、防災教室を開催し、こどもの自助意識を高める教育を推進する。 | 保育幼稚園課 学校支援室 乳 学 |
| 公立小学校・中学校生理用品設置事業 | 必要とするこどもがいつでも使用できるよう、全ての公立小学校及び中学校の女子トイレに生理用品を設置する。 | 保健給食課 学 |
| 市民図書館キッズスペース・学習等スペース整備事業 | 絵本コーナーとおはなし室の一体化とバリアフリー化を図り、おはなし会等の行事も実施できるキッズスペース及び授乳室の整備を検討する。 図書館南側の閲覧席を中高生等のグループ学習や講習等にも使用できるよう整備する。 | 市民図書館 乳 学 子 |
| 保育所、幼稚園、認定こども園の施設における修繕、改修等事務 | 園児の心身の発達や特性を踏まえ、幼児期にふさわしい生活が展開できるような施設環境を提供できるように、施設の修繕、工事等を行い、施設の維持管理を行う。 保育所、幼稚園、認定こども園の建物、設備等の経年劣化及び施設機能低下を改善するため、空調、防犯対策施設、調理室、手洗い場、スプリンクラー、遊具、園庭、駐車場の設置、バリアフリー化、トイレの洋式化、LED化等の工事により施設的环境改善を行う。なお、民間事業者が運営する保育所、幼稚園、認定こども園についても国庫補助等を活用し、必要に応じて助成を行う。 保育所、幼稚園、認定こども園のトイレを、明るく楽しいトイレに改修することで、園児たちのトイレに対する抵抗感を軽減し、床面を湿式から乾式化することで、菌の増殖及び悪臭を抑制する。また、早急な対応が必要な下水道接続工事を行う。 保育所、幼稚園、認定こども園の園児たちの安全を考慮し、防犯対策を強化するため門扉の改修を行う。 | 保育幼稚園課 乳 子 |
| 防犯対策事業 | 学校への不審者侵入防止やいじめ防止対策のため、防犯カメラ等の整備を行う。 | 教育総務課 学 子 |

(3) 教育・保育の連携及び指導者の資質の向上

保育所、幼稚園、認定こども園と小学校が積極的な情報交換を行い、こどもの育ちに関わり、共に研修するなど連携を深めていく。また、教育・保育の指導者の研究活動や指導力向上を図る。

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|-------------------------|--|--------------------------|
| | | ライフステージ |
| 保育所・幼稚園・認定こども園と小学校の連携強化 | 就学前教育（保育）から小学校へ円滑に移行できるよう、保育所、幼稚園、認定こども園と小学校の連携を強化する体制づくりを行い、情報交換や課題検討等を進める。 | 保育幼稚園課 学校支援室 乳 学 子 |
| 研修事業の実施 | 就学前教育（保育）施設の職員の資質向上のため、学習指導や生徒指導、保育指導等について研修の企画に努める。 | 保育幼稚園課 乳 子 |
| 教職員向け貸出・情報提供の実施 | こどもの身近にいる教育施設の教職員を対象とした貸出や図書に関する情報提供を行うことで、教職員の活動の支援に努める。 | 市民図書館 乳 学 子 |
| 放課後児童支援員の資質向上の取組 | 質の高い学童保育を目指し、職員の資質向上のための研修や確保について、指定管理者との連携強化に努める。 | 保育幼稚園課 学 子 |

3. 虐待・いじめ等への対策と対応の強化

全国的に児童虐待の件数が年々増加しており、令和4年度には小学校及び中学校における不登校、「ネットいじめ」の件数、児童虐待の相談対応件数がそれぞれ過去最多となり、重篤な事件も発生している。

本市でも、児童虐待に関する通報対応件数は増加傾向にある中、関係機関との連携を強化し、早期発見及び早期対応を行うことで重篤化を防止する。また、いじめや虐待を受けたこどもの精神的後遺症は非常に大きいため、相談体制の充実や防止対策の強化を行い、こどもへの適切なケアに努める。

(1) 児童虐待防止の推進

こどもの健やかな育ちを守るため、家庭、地域、関係機関との連携により全市を挙げてこどもの虐待の未然防止に取り組む。

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|-----------------|--|---------------------|
| | | ライフステージ |
| 児童虐待防止の啓発 | 児童虐待の早期発見や通告への協力を市民の方に呼び掛けるため、広報紙やホームページへの掲載等の周知を通じて、児童虐待防止についての意識の啓発を行う。 | 児童福祉課 乳 学 子 |
| 児童虐待防止ネットワークの充実 | 要保護児童対策地域協議会において、児童虐待防止の総合的な取組を推進するため、関係機関や地域とのネットワークを構築し、適切な連携と支援体制の整備を進めていく。 | 児童福祉課 妊 乳 学 子 |

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|------------------------|---|---------------------|
| | | ライフステージ |
| 児童虐待についての相談受付から支援体制の充実 | 児童虐待の早期対応のため、受理後、組織的に支援方針を検討し対応していく。また、児童虐待のおそれがある世帯や支援を要するこどもがいる世帯について、情報共有システムを通じて児童相談所と迅速に情報共有し、児童虐待の未然防止に努める。 | 児童福祉課 妊 乳 学 子 |

(2) いじめ・不登校の予防と支援

いじめ等の深刻な悩みを抱え、親や友人、学校の先生等にも相談できないこどもが少なくないことから、こども自身の悩みをすくい上げ、寄り添って対応する支援体制の充実を図る。

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|------------------|--|--------------|
| | | ライフステージ |
| こどもの悩み相談体制の充実 | スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーや不登校相談員を配置し、学校や家庭におけるこどもに関する様々な悩みの相談を受け付ける。また、必要に応じた情報提供及び関係機関との連携を行う。 | 学校支援室 学 子 |
| 適応指導教室（すみれ教室）の充実 | 学校に行くことができなくなったり、行きづらくなっているこどもたちが気軽に過ごせる場を提供するとともに、それぞれのこどもに合わせた相談指導や学習活動、生活体験活動を充実させる。 | 学校支援室 学 |
| いじめ防止対策 | 日常の観察やコミュニケーション、独自のアンケート等を通して、いじめを積極的かつ確実に認知し、早期対応に努めるとともに、児童生徒に対するこころの健康づくりを推進する。 | 学校支援室 学 |

第2節 誰もが安心して産み育てることができるまちづくり

安心して子育てしていくためには、親と子の健康管理や子育てに関する悩みと負担を解消し、子育てに喜びを持てるよう、支援していくことが大切である。

本市においては、母子のライフステージに合わせた健康づくりの支援、子育て支援サービスの充実、ひとり親家庭や障害のあるこどもに対する支援体制の充実に取り組む。

1. 親とこどもの健康づくりの支援

国の成育医療等基本指針や「健康かしば21」に基づき、親とこどもの健康づくりを推進するための保健サービスを提供する。また、小児医療に関する周知及び啓発を図るとともに、こどもの食習慣に関する食育の推進や、プレコンセプションケア※を含む思春期における性教育、喫煙防止に関する啓発等、健康増進を図る上で重要な取組を進める。

また、施策内容を推進するため、第5章第5節「成育医療等基本方針に基づく指標設定」において、母子保健分野の取組の実施状況や効果等を点検及び評価するための評価指標及び令和11年度（計画の最終年度）の目標を設定した。

※プレコンセプションケア：女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康教育を促す取組のこと。

(1) 母子保健サービス等の充実

妊婦が安心して出産し、こどもが健やかに発育及び発達していけるように、健康診査や相談の充実、各教室の開催、保健師等の専門職員による訪問等の支援を充実させる。

また、母子保健事業以外の交流事業や各関係機関との連携を図り、妊娠前から妊娠期、出産、乳幼児期までの切れ目のない支援体制の強化に取り組む。

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|--------------|---|------------|
| | | ライフステージ |
| 不妊治療費助成事業 | 安心してこどもを産み育てることができる環境を整備するとともに、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費を助成する。 | 児童福祉課 妊 |
| 妊婦健康診査事業 | 妊婦一般健康診査の費用を助成することで、費用の負担軽減を図り、妊婦の健康管理を行うとともに異常の有無を早期に確認し保健指導の充実を図る。 | 児童福祉課 妊 |
| 妊婦等包括相談支援事業 | 妊娠期から切れ目のない支援を行う観点から、妊婦やその配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う。 | 児童福祉課 妊 |
| 妊婦のための支援給付事業 | 妊娠期の負担の軽減のため、経済的支援を行う。また、妊婦等包括相談支援事業を効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。 | 児童福祉課 妊 |
| 妊婦歯科健診事業 | 妊娠自身の口腔内の改善、歯周病等疾患の早期発見と治療や予防、生まれてくるこどもの健康増進のため、妊娠中の1回分の歯科健診の費用を助成する。 | 児童福祉課 妊 |

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|------------------------|--|-----------------------|
| | | ライフステージ |
| プレママ教室 (母親教室) | 安心して出産、育児に臨むことができるように必要な知識や出産準備、仲間づくりの機会を提供することを目的にプレママ教室(母親教室)を実施し、学習機会の提供と妊婦同士の交流が図れるよう取り組む。 | 児童福祉課 妊 |
| 産婦健康診査事業 | 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備することを目的として、産後2回分(おおよそ産後2週間前後、1か月前後)の産婦健康診査費用を助成する。 | 児童福祉課 妊 |
| 新生児聴覚検査事業 | 新生児の聴覚に関する異常の早期発見と早期支援を図るため、新生児聴覚検査の費用を助成する。 | 児童福祉課 妊 |
| 産後ケア事業 | 家族等から出産後の支援が得られないなど、特に支援を必要とする母子に対し、母体の回復、育児指導等の支援を行う。 | 児童福祉課 妊 乳 |
| 乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業) | 専門職が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行う。また、親子の心身の状況、養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供を行う。 | 児童福祉課 乳 子 |
| 乳幼児健康診査事業 | 健康診査を「乳幼児の健康状態を確認し、疾病や異常等の早期発見とともに各時期の育児上のポイントを親と確認できる機会」として捉え、安心して子育てができるように支援していく。 | 児童福祉課 乳 子 |
| 乳幼児発育・発達相談 | 乳幼児健康診査や乳幼児相談等で疾病や障害、成長に不安のある場合、プライバシーに留意しつつ、親がこどもの状態を受け止めて前向きに育児ができるように、発達相談や親子教室等を通じて支援する。 | 健康衛生課 児童福祉課 乳 子 |
| 乳幼児健康相談事業 | 乳幼児の健康維持及び増進を図るため、発育や発達、育児、栄養等に関する相談(乳幼児相談、乳幼児栄養相談)を実施する。今後も、子育ての相談や育児の不安等を解消する場として、相談体制の充実を図る。 | 児童福祉課 乳 子 |
| 訪問指導事業 | 妊娠期、新生児期、乳幼児期にわたり助産師や保健師等が家庭訪問を行い、安心して出産及び育児ができるよう支援を行う。 | 児童福祉課 妊 乳 子 |
| 歯科保健事業 | 乳幼児健康診査の歯科健診において、う蝕歯の確認をするとともに、歯科衛生について、健診や教室等において指導することで、歯科口腔衛生の向上を図る。 | 児童福祉課 乳 子 |
| 予防接種事業 | 予防接種法に基づき定期予防接種を行う。未接種者に対しては、健診時等を通じて呼び掛けを行うなど、接種率の向上を図る。 | 健康衛生課 乳 学 子 |
| 受動喫煙防止等の推進 | 妊娠届出時や乳幼児健診等において、妊婦及びその家族が喫煙している場合、禁煙を勧めるとともに受動喫煙防止の推進を図る。 | 健康衛生課 児童福祉課 全 |

(2) 小児医療に関する周知・啓発

本市の医療機関や救急に関する情報提供、かかりつけ医の推進等、小児医療に関する周知及び啓発に努める。

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|-----------------------|---|----------------|
| | | ライフステージ |
| 小児医療の充実 | こどもの健康管理や疾病予防に関して、いつでも気軽に相談できる「かかりつけ医」について、様々な機会を通じて推進しながら、地域や医師会との連携強化を図る。また、休日夜間の診療体制を確保していく。 | 健康衛生課 乳 学 子 |
| 医療情報の提供・意識の啓発 | こども救急電話相談（#8000）や奈良県救急安心センター相談ダイヤル（#7119）の周知を図り、本市の医療機関に関する情報提供を行うとともに、適切な医療が受けられるように啓発に努める。 | 健康衛生課 全 |
| 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 | 自宅で生活する小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具の購入に要する費用を助成する。 | 社会福祉課 乳 学 子 |

(3) 食に関する教育（食育）の推進

教育・保育過程や各関係機関による学習機会を通じて、乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣等、こどもの発達段階に応じた食育に取り組む。

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|----------------|--|-------------------------|
| | | ライフステージ |
| 食に関する学習機会や情報提供 | 離乳食教室や食育事業への積極的な参加を促すとともに、食育の推進に関わるボランティア等の関係機関と連携しながら、食に関する学習機会の提供を行い、こどもや保護者へ食育の啓発を図る。 | 健康衛生課 児童福祉課 乳 学 子 |
| 給食の充実 | 安全でおいしい給食を食べることができるように、給食指導及び栄養指導等の充実を図るとともに、給食を通じてこどもたちの食に関する意識の啓発を図る。 | 保健給食課 乳 学 |
| 食育の推進 | こどもの食への関心を育み、適正量を楽しんで食べられることを目標に、菜園等で身近な農作物の栽培をするなどの活動をしている。今後も、食の重要性を伝える機会を積極的に設け、保護者やこどもへの食育を推進する。 | 保健給食課 乳 学 子 |

(4) 思春期における保健教育等の充実

こどもから大人になる重要な転換期である思春期の心身の健康づくり支援のため、学校教育における心身の健康について学習する場の充実に取り組む。

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|-----------|--|------------|
| | | ライフステージ |
| 健康診断体制の充実 | 学校での各種健診や検査体制の充実により、疾病の早期発見及び早期治療に努め、こどもが自分自身の身体に目を向け、より良い生活習慣を身に付ける機会の充実に努める。 | 保健給食課 学 |
| 保健学習の充実 | 養護教諭が中心となって、生活習慣病や、薬物乱用、飲酒、タバコの害に関する教育や、性教育（エイズ等に関する教育）に関する授業の充実に努める。 | 学校支援室 学 |

2. 子育て支援サービスの充実

現代の地域社会では、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てについて相談できる人がおらず、子育てに関する不安や悩みを一人で抱え、孤立しやすい環境にある。

子育てに関する不安や悩みを解消し、負担感を軽減するため、令和6年度より本市に設置した「こども家庭センター」を中心として、相談支援の実施や保育サービスの充実、子育てに関する正しい知識の普及、親同士の交流が図られる学習機会の提供、経済的負担の軽減等、支援体制の充実に取り組む。

(1) 総合的な子育て相談窓口・情報提供の充実

母子保健と児童福祉の機能を備えた「こども家庭センター」を始めとして、個々の状況に応じた相談体制の充実を図るとともに、各関係機関との連携により、妊娠及び出産、子育てへの切れ目のない支援を行う。また、香芝市子育て応援アプリの利用推奨により、子育てに関する様々な知識及び情報提供の充実に取り組む。

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|------------------|--|----------------|
| | | ライフステージ |
| 心の健康相談室 | こどもの発達上の心配やこころの問題等、より問題が深く専門的な対応が必要なケースに対し、公認心理師や臨床心理士による相談支援を実施している。また、保育所や幼稚園、認定こども園等での集団生活において発達相談等の支援が必要と判断された幼児に対し、保護者へ相談支援を実施する。 | 健康衛生課 全 |
| 妊娠・子育てに係る情報提供の充実 | 香芝市子育て応援アプリの利用勧奨を行い、市民への直接的な妊娠及び子育てに関する情報提供を行う。 | 児童福祉課 妊 乳 子 |
| こども家庭センター | 母子保健機能と児童福祉機能を一体化した「こども家庭センター」で、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し相談支援を行う。 また、支援を必要とする家庭へのサポートプランを共に考え、寄り添った支援を行う。 | 児童福祉課 妊 乳 子 |
| 2歳児未就園児等すくすく訪問事業 | 2歳児の未就園児がいる家庭を訪問し、保護者の相談に乗るとともに、必要な支援について情報提供を行い、支援機関につなぐ。 | 児童福祉課 乳 子 |
| 養育支援訪問事業 | 家庭の状況等、様々な原因でこどもの養育が困難になっている家庭を保健師や助産師、保育士等が訪問し、養育に関する指導及び助言を行う。 | 児童福祉課 乳 子 |
| 情報発信事業(広報媒体) | 施策の認知度を高め、事業参加者や関与する市民等の増加を目的として、各広報媒体を利用し、所管課における事業の周知を行う。 | 秘書広報課 妊 乳 子 |

(2) 多様な保育サービス等の充実

子育てと仕事の両立を支援するため、多様なニーズへ対応する保育サービス等の充実に取り組む。

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|------------------------|---|------------------------|
| | | ライフステージ |
| 通常保育事業 | 保護者が仕事や出産等の理由により、保育を必要とするこどもを対象として保育を行う。 | 保育幼稚園課 乳 子 |
| 延長保育事業 | 保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を行う。 | 保育幼稚園課 乳 子 |
| 病児・病後児保育事業 | こどもが発熱等の急な病気や病気の回復期の際に自宅での保育が困難な場合に、病院や保育所、認定こども園等において一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。 | 保育幼稚園課 乳 子 |
| 子育て短期支援事業 | 保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で一定期間の保護を行う。 | 児童福祉課 乳 学 子 |
| 幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり | 幼稚園、認定こども園における教育時間の前後又は休業日に保護者の希望により、在籍している教育認定を受けたこどもを預かる。 | 保育幼稚園課 乳 子 |
| 一時預かり事業 | 日常生活上の事情や社会参加等により、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的及び身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、こどもを保育所、認定こども園等で一時的に預かる。 | 保育幼稚園課 乳 子 |
| 放課後児童健全育成事業 | 放課後において、保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、小学校の余裕教室等を活用して適切な遊びと生活の場を提供し、児童健全育成を図る。 児童が安全に利用できる環境を維持するために、老朽化した施設の改修を行う。また、防犯対策として、非常通報装置の更新を行う。 | 保育幼稚園課 教育総務課 学 子 |
| 放課後子ども教室 | 地域社会の中で、こどもたちが安全な環境で安心して、健やかに育まれるよう、放課後の小学校の余裕教室等を活用して、ボランティアによる学習支援や地域住民との交流活動等の取組を実施していく。市内公立小学校全10校での開催を目標とする。 | 生涯学習課 学 子 |
| ファミリー・サポート・センター事業 | 育児に関して応援をしてほしい方（利用会員）と応援したい方（サポート会員）が互いに助け合う相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより地域の相互援助活動の推進を図る。 | 児童福祉課 乳 学 子 |
| すこやか育児相談 | 各公立保育所において、保育士の専門性をいかし、こどもの発達やしつけ等に関する相談を週に1回行う。 | 保育幼稚園課 乳 子 |
| 幼保DX業務推進事業 | 「保育・教育施設支援システム」を導入し、保護者がスマートフォン等から欠席連絡ができ、登降園や保育記録、連絡帳記入等をシステム上で管理することで、職員の業務及び事務負担や、保護者の負担の軽減を図る。 | 保育幼稚園課 乳 子 |

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|------------------|--|-----------------------------|
| | | ライフステージ |
| 保育施設入所時の利用調整について | 保育施設の入所の際に、保育の必要性の高い子どもから順に利用の調整を行う。また、児童虐待のおそれがある世帯や支援を要する子どもがいる世帯等の緊急度及び必要度の高い子どもが優先して入所できるよう取り組む。 | 保育幼稚園課 児童福祉課 乳 |

(3) 子育て学習や親同士の交流・親子の絆づくり

子育てしている親同士が気軽に交流し、情報交換や相談ができる場、子育てに関することを学習する場の提供に取り組む。

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|------------------------|--|---------------------|
| | | ライフステージ |
| 地域子育て支援拠点事業 | 地域において乳幼児と保護者が相互の交流を行う場を提供するとともに、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う。また、養育能力の向上につながるような育児講座や育児相談の充実を図る。 未就園児とその保護者が、施設を安全に利用できる環境を保持し続けるために、施設の経年劣化部分を改善し、機能回復のため、空調、防犯対策、駐車場の整備、外壁の塗装及び劣化している窓枠のシーリングの修繕、園庭等の環境改善を図る。また、照明のLED化と壁の劣化の改修を行う。 | 児童福祉課 乳 子 |
| 図書館における子育て支援・読書講座の開講 | 子どもやこどもの本、あるいはこどもの読書について学習の機会を提供する。また、こどもの本に関わる活動やサークルに対する支援の充実を図る。 | 市民図書館 乳 子 |
| 各種講座・イベント開催時における託児所の設置 | 子育て中の人々が、各種講座やイベントに安心して参加できるよう、各種講座やイベント開催時等の託児所の設置に努める。 | 市民協働課 乳 子 |
| ブックスタート事業 | 市民図書館と連携し、絵本の読み聞かせを通して、親子のこころを通わせ、育むことを目的とし、4か月児健診の受診者に絵本の配布を行う。 | 児童福祉課 乳 子 |

(4) 子育て家庭の経済的負担の軽減

手当の支給や、教育、医療等の分野における助成金制度等を充実し、子育て家庭の経済的負担の軽減に取り組む。

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|-----------|---|-----------------------|
| | | ライフステージ |
| 児童手当の支給 | 次代を担う児童の健やかな育成と資質の向上を図るため、高校生年代以下の児童を養育している保護者に対して、児童手当を支給する。 | 児童福祉課 乳 学 子 |
| 子ども医療費の助成 | 子ども（0歳～18歳）の健康の保持及び福祉の増進を図るため、子どもを養育している者に対し、当該子どもに係る医療費の助成を行う。 | 国保医療課 乳 学 子 |

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|------------------------|---|---------------|
| | | ライフステージ |
| 香芝市小中学校 新入生標準服無償化事業 | 児童生徒の小中学校入学に祝意を表するとともに、保護者の経済的負担を軽減するため、標準服購入費の補助を行う。市立学校以外の学校に入学する場合は、一定額の給付を行う。 | 学校教育課 学 |
| 第2子以降保育料無償化事業 | 生計を一にする当該児童の兄、姉等がいる場合、第2子以降の保育料を無償にし、保護者の経済的負担の軽減を図る。 | 保育幼稚園課 乳 子 |
| 第1子保育料支援事業 | 待機児童の解消を図りつつ、保育料の全部又は一部を市が負担することにより、保護者の経済的負担の軽減を目指す。 | 保育幼稚園課 乳 子 |
| 給食費支援事業 | 給食費の一部を市が負担することにより、保護者の経済的負担の軽減を目指す。 | 保健給食課 学 子 |

3. 配慮を必要とする家庭への支援

離婚の増加等によりひとり親の家庭が増えた一方で、特に母子家庭の86.3%（令和3年度全国ひとり親世帯等調査）は就労しているにもかかわらず、平均収入は低い状況である。近年の物価上昇は低所得家庭にとって大きな負担となり、こどもの健康や教育にも影響を及ぼす可能性がある。このような状況を改善していくため、生活困窮世帯やひとり親家庭の生活に関する相談、就業や自立に向けた支援及び周知を推進していく。

また、障害のあるこどもや発達に特性のあるこどもに対しては、地域社会への参加及び包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのライフステージに応じて自立や社会参加を支援する国の方針に従い、支援の充実とともに個々の成長段階における保健、医療、福祉、教育、就労等の支援体制づくりを進めていく。

(1) 様々な課題を抱える家庭への支援

経済的に困難な状況にある家庭への経済的な支援や自立に向けた支援を提供するほか、養育環境に課題を抱える家庭、ヤングケアラー等の複合的な課題を抱える家庭を見つけ、適切な支援を提供できる体制の充実に取り組む。

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|----------------------|---|---------------------|
| | | ライフステージ |
| 就学援助制度 | 経済的に支援が必要な就学するこどもの保護者に対して、経済的負担を軽減するため、その世帯の所得等に応じ、必要な経費の一部を援助していく。 | 学校教育課 学 子 |
| 子どもの居場所づくり事業（たんぼぼ教室） | ひとり親、不登校、貧困のいずれかの世帯の小学生～高校生年代を対象として、学習支援を実施するとともに、こどもの居場所をつくる。 | 児童福祉課 学 子 |
| 児童育成支援拠点事業 | 養育環境に課題を抱える家庭のこどもに対し、生活習慣の形成や学習サポートを行い、こどもの居場所をつくる。また、家庭の課題をアセスメントをした上で、関係機関と連携しながら包括的に支援を実施する。 | 児童福祉課 乳 学 子 |
| 子育て世帯訪問支援事業 | 訪問支援員が、家事や子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭等の居宅を訪問し、家庭の不安や悩みの傾聴及び家事、子育て支援等を行う。 | 児童福祉課 乳 学 子 |
| 親子関係形成支援事業 | こどもとの関わりや子育てに不安を抱えている保護者等に対し、講義やグループワーク等を通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が悩みや不安を共有し、情報交換ができる場を提供することで、適切な親子関係の構築を図る。 | 児童福祉課 乳 学 子 |
| ヤングケアラーへの支援 | 支援対象者の把握に努め、適切なアセスメントを実施し、必要な支援につなげる。また、特に支援の緊急性や必要性が高い支援対象者については、関係機関との連携により支援を強化する。 | 介護福祉課 児童福祉課 全 |
| 生活保護業務 | 生活の困窮程度に応じて、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立の促進を図る。 | 生活支援課 全 |

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|---------------|---|--------------|
| | | ライフステージ |
| 生活困窮者自立相談支援事業 | 生活が困窮している人に対して、生活保護受給に至る前の段階で、個別のニーズに応じて自立に向けた相談支援を行うことにより、複雑化、深刻化する前に自立の促進を図る。 | 生活支援課 全 |
| 被保護者就労支援事業 | 生活保護受給者の個別的ニーズに応じて自立に向けた就労支援を行い、自立の促進を図る。 | 生活支援課 青 子 |
| 法律相談事業 | 生活全般に関する法律問題について弁護士が相談に応じ、問題解決の促進を図る。 | 文書法制課 全 |

(2) ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭の総合的な窓口を設置し、ひとり親家庭が安心して生活ができるように、個々の家庭の状況に応じた適切な支援に取り組む。また、ひとり親家庭の自立支援に関する事業等を広く周知させるため、情報提供に努める。

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|---------------------|--|----------------|
| | | ライフステージ |
| ひとり親家庭の相談体制の充実 | 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の保護者に対して、個々に応じた自立に必要な助言や指導を行う。また、必要に応じた情報提供及び関係機関との連携を行う。 | 児童福祉課 子 |
| 自立支援教育訓練給付金事業 | ひとり親家庭の保護者の主体的な能力開発の取組を支援し、自立促進を図ることを目的として、給付金を支給する。 | 児童福祉課 子 |
| 高等職業訓練促進給付金等事業 | ひとり親家庭の保護者が、就職を有利にし、安定した生活に資する資格取得を促進するため、養成機関在籍中の生活負担を軽減する目的として、給付金を支給する。 | 児童福祉課 子 |
| 児童扶養手当の支給 | ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童福祉の推進を図るため、18歳までの児童を監護している保護者に対して、一定の所得制限の下、児童扶養手当を支給する。 | 児童福祉課 乳 学 子 |
| ひとり親家庭等医療費の助成 | ひとり親家庭の親及び子ども（0歳～18歳）、父母のない子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、一定の所得額未満の者に医療費の助成を行う。 | 国保医療課 乳 学 子 |
| 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 | ひとり親家庭の保護者に高等学校卒業程度認定試験の対策講座受講費用の負担軽減を目的として、給付金を支給する。 | 児童福祉課 子 |
| 自立支援プログラム策定事業 | ひとり親家庭の保護者に対して、個々に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と連携しつつ、きめ細かな支援を行う。 | 児童福祉課 子 |
| 母子父子寡婦福祉資金制度（奈良県事業） | ひとり親家庭の保護者に対して、技能取得や就職支度に関する資金を始めとする各種資金を貸し付ける。 | 児童福祉課 子 |

(3) 障害や成長に不安のあるこどもを育てている家庭への支援

障害や成長に不安のあるこどものいる家庭への相談体制の充実、個々の障害のあるこどもに応じた支援に取り組む。また、その支援が効果的に行われるよう、教育や福祉等の関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図る。

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|--------------|--|---------------------|
| | | ライフステージ |
| 相談体制の充実 | 発達に特性のあるこどもやその家族が早期に適切な支援を受けられるような体制の整備を図るために、療育、各種手当、医療、助成制度等について、個々のケースに応じた相談に対応できるよう、相談体制の充実を図る。 | 社会福祉課 全 |
| 障害児保育の推進 | 公立保育所、幼稚園、認定こども園では、障害児保育を実施しており、精神発達に問題を抱えているこどもの保育について臨床心理士等が保育指導を行っていく。引き続き保育士等への指導体制を維持し、障害児保育の推進を図る。 | 保育幼稚園課 乳 子 |
| 特別支援教育の推進 | 市内各小中学校に特別支援学級を設置し、障害の程度に応じた教育を実施している。こどもに適切な教育を行うために相談員を派遣し、校内における相談体制の充実を図る。 | 学校支援室 学 子 |
| 障害福祉サービス等の給付 | 障害福祉サービス等の適切な給付により、障害や成長に不安を抱えるこどもの将来の自立と社会参加を支援するとともに、家族の負担の軽減を図る。 | 社会福祉課 乳 学 青 子 |
| 特別支援学級就学奨励制度 | 特別支援学級へ就学するこどもの保護者に対して、経済的負担を軽減するため、その世帯の所得等に応じ、必要な経費の一部を援助する。 | 学校教育課 学 子 |
| 障害児福祉手当の支給 | 現在、施設に入所していない20歳未満の精神又は身体に重度の障害がある方で、常時介護を必要とする方に障害児福祉手当を支給する。 | 社会福祉課 乳 学 青 子 |
| 特別児童扶養手当の支給 | 20歳未満で精神又は身体に一定の障害を有する児童を監護している保護者に対して、一定の所得制限の下、特別児童扶養手当を支給する。 | 児童福祉課 乳 学 青 子 |

第3節 地域ぐるみでこども・若者・子育て当事者を支えるまちづくり

地域のつながりが希薄化する昨今において、地域ぐるみでこどもや若者、子育てに携わる方々を支えられる環境づくりを支援することが大切である。

本市においては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進と共働き、共育での支援により、子育てしやすい社会環境づくりに努める。また、地域住民が主体となる見守り活動や交流の支援、公園やスポーツ施設等の整備、公民館活動等の充実等により、こども・若者が安全に安心して生活できる環境の整備に努める。

1. 若者・子育て当事者を支える社会環境づくり

子育てしやすい社会環境をつくり上げるために、当事者だけでなく、事業者も巻き込んだ取組を進める。なお、本市においても、特定事業主行動計画に基づき、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを推進する。

また、学校、家庭、職場環境へのストレス、新型コロナウイルス感染症の流行等、様々な要因からひきこもり状態となるこども・若者が増加しており、令和4年度時点で全国に約146万人、奈良県内に1万人以上いるとされ、うち若者（15～39歳）は約6千人と推計されている。本市では、ひきこもり状態のこども・若者に対しても、相談窓口の設置等に取り組む。

（1）共働き・共育とワーク・ライフ・バランスの推進

男女共に仕事と家庭生活を両立させ、共に支え合って子育てができるよう、共働き、共育での意識の醸成と、ワーク・ライフ・バランスの考え方や制度等の啓発を推進する。

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|---------------------|---|--------------|
| | | ライフステージ |
| 男女共同参画意識の高揚 | 男女が共に協力して子育てに関わるなど、男女共同参画を身近に考え、実践する意識付けとなる学習会の実施や情報誌等を通じて、男女共同参画意識を高めるための積極的な啓発や広報に努める。 | 市民協働課 青 子 |
| DV等の暴力根絶の意識啓発及びDV対応 | ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害は配偶者だけではなく、こどもに与える影響も非常に大きく重大であるため、広報紙やパンフレット等の媒体を活用し、暴力根絶に対する住民の関心を喚起するとともに、関係機関と連携し、被害者支援に努める。 | 市民協働課 子 |
| 父親向け育児講座の充実 | 両親が、共に子育てに関わる楽しさと必要性について積極的に啓発を進めるとともに、父親が参加できる子育てに関する各種講座の充実を図る。 | 市民協働課 子 |
| 企業・事業所へ働きやすい環境整備の促進 | 企業が育児や家庭介護等を行う労働者にとって働き続けやすい環境を整えることが重要である。そのため、企業や事業所に対し、研修会やチラシ、リーフレットの配布にて意識啓発を行い、働きやすい社会環境づくりに取り組む。 | 商工観光課 全 |

(2) 地域人材の活用

地域住民が主体となって、子育て支援や青少年指導等の活動を展開する組織や団体を支援し、地域住民によるこどもの育ちの支援を推進する。

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|------------------------------------|--|----------------|
| | | ライフステージ |
| 青少年健全育成の推進 | 青少年健全育成協議会や各団体相互の連携を密にしながら、青少年が安全及び健全に育まれる環境づくりに努める。 | 生涯学習課 青 子 |
| 民生委員児童委員・主任児童委員の活動支援の充実 | 子育てに関する相談やつながりの場の提供等、民生委員児童委員・主任児童委員がその地域で担う子育てに関する活動について支援の充実を図る。 | 社会福祉課 子 |
| 自治会との連携の強化 | 自治会との連携を強化し、地域の集会所等を中心に子どもと住民の交流を図る。また、地域の一員として、こどもの地域活動への参加を促す。 | 市民協働課 乳 学 子 |
| 子育て支援に関する市民活動団体、ボランティア団体等の活動支援及び活用 | 市民活動団体に対し、子育て支援を目的とする団体を含めて、活動を支援する。また、子育て支援に関わるボランティア団体等の積極的な活用を図る。 | 市民協働課 子 |
| 保護司会・更生保護女性会の活動支援 | 犯罪や非行に陥ったこどもの立ち直りのための支援及び犯罪や非行防止活動を行っている保護司会、更生保護女性会に対して必要な支援を行う。 | 社会福祉課 学 青 子 |

(3) こどもの遊び場・居場所づくり

教育・保育施設等のまちの資源を活用するとともに、公園やスポーツ施設を整備することで、こどもが安全で快適に遊ぶことができる環境を整える。

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|------------------|--|--------------------------|
| | | ライフステージ |
| 教育・保育施設の園庭・校庭の開放 | 園庭や校庭を開放し、身近で安全な遊び場を提供する。 | 保育幼稚園課 学校支援室 乳 学 子 |
| 教育・保育施設への出張図書館 | 教育・保育施設への移動図書館車等による貸し出しや配本、読み聞かせ等を通じて、こどもが本と触れ合える機会をより多く提供する。 | 市民図書館 乳 学 子 |
| 公園の整備 | こどもたちが安全で快適に遊ぶことができるよう、既存公園の老朽化した遊具の改修等を進めていく。また、こどもまんなか公園づくりを推進するため、都市公園の利用圏域等を勘察し、こどもの遊び場が不足している地域において、こどもの遊び場の確保や地域住民との交流機会の創出に資する公園の整備を行う。 | 公園道路管理課 乳 学 青 子 |
| スポーツ施設の整備 | こどもたちのスポーツ活動を促進するため、スポーツ施設の整備、改修等を行い、効果的な活用を推進する。 | 生涯学習課 乳 学 青 子 |

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|----------------------|--|------------------------------|
| | | ライフステージ |
| 公民館活動の充実 | 子育て講座や夏休み子ども教室等のイベントを通じて、子どもたちの交流の場や活動の場の充実を図る。 | 生涯学習課 乳 学 子 |
| 香芝市スポーツ公園整備事業 | 子どもから高齢者まで幅広い世代の健康づくりを支援するため、スポーツ施設や遊歩道の整備を進める。特に、家族の健康増進への寄与を図るため、子育て世帯の親子と一緒に運動できる環境を提供する。 | 土木建設課 乳 学 青 子 |
| 香芝市総合公園整備事業 | 豊かな自然環境を生かし、子どもが自然と触れ合え、安心して遊べる場等を整備する。 | 都市計画課 土木建設課 乳 学 青 子 |
| 駅前広場等におけるこどもの遊び場等の整備 | こどもの遊び場等を確保するため、駅前広場等を整備する。 | 公園道路管理課 全 |
| 公共施設のキッズスペース等の整備 | 香芝市総合福祉センター等の公共施設にキッズスペースの整備を推進する。また、今後整備予定の文化施設等複合施設内にキッズスペースやキッズルームの整備を検討する。 | 管財課 社会福祉課 乳 学 子 |

(4) 若者への支援

15歳から39歳までの子ども・若者の様々な相談に対応するとともに、若者に向けた健康増進に係る事業を実施していく。

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|----------------|--|----------------|
| | | ライフステージ |
| 子ども・若者支援相談事業 | おおむね15歳から39歳までの子ども・若者の相談を受け付け、他機関連携により支援につなげる。 | 児童福祉課 学 青 子 |
| アウトリーチ等継続的支援事業 | ひきこもり状態にある本人やその家族等に対し、相談窓口や居場所の設置、当事者会や家族会の運営、アウトリーチ等による伴走支援を行う。 | 社会福祉課 学 青 子 |
| 健康増進事業 | 将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うプレコンセプションケアの一環として、生活習慣病健診や子宮頸がん検診、健康づくり教室等を実施する。 | 健康衛生課 青 |

2. 安全・安心な地域づくり

こどもが事故や犯罪等に巻き込まれることを防ぐため、道路環境の整備や啓発運動、各関係機関やボランティア団体等との連携により、こどもが安全に安心して生活できる地域づくりに努める。

(1) 交通安全の推進

通学路等の歩行者の多い道路において、ガードレール等を整備し安全性を高める。また、交通事故防止の意識啓発に努め、こどもが被害者となる事故の防止に努める。

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|-------------|--|--------------------------------|
| | | ライフステージ |
| 交通安全対策事業 | 交通事故等を未然に防ぐために、通学路等、歩行者の多い道路を中心に、ガードレール、ガードパイプ、反射鏡、道路標示等の整備を推進する。 | 公園道路管理課 全 |
| 交通安全啓発事業 | 各関係機関や団体と連携を取りながら、交通安全運動についての広報や、通学路上での街頭立哨指導を実施するなど、交通安全啓発活動を推進する。 また、「合図して ゆずってもらって 笑顔でお礼」の標語が、こどもに浸透して実践につながるよう、香芝警察署と連携して、動画やポスターを活用し、交通安全啓発活動や交通安全教育を実施する。 | 秘書広報課 都市政策交通課 学校支援室 全 |
| 道路新設改良事業 | 歩行者の安全を確保するため、狭あいな道路の拡幅整備を推進する。また、子どもの登下校の安全を確保するため、市内全域で通学路を中心に道路整備を行う。 | 土木建設課 全 |
| ため池等の安全対策強化 | ため池等の安全点検を実施し、こどもに分かりやすい注意喚起や水深表示の看板設置を行い、安全強化を図る。 | 公園道路管理課 農林課 全 |

(2) こどもを犯罪等から守る活動の推進

犯罪に関する情報提供や、警察署を始めとした各関係機関との連携、地域住民による積極的な防犯活動の促進により、こどもが被害者となる犯罪防止に努める。

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|------------------------|---|--------------|
| | | ライフステージ |
| 地域防犯体制の強化 | 香芝警察署を始め各関係機関や団体と連携を取りながら、地域ぐるみでの防犯体制の強化、住民による自主パトロール等、地域の積極的な防犯活動を支援する。 | 危機管理課 全 |
| 犯罪に関する情報提供の促進 | 香芝警察署を始め各関係機関や団体と連携し、犯罪発生時の警戒情報や定期的に地域に向けた防犯情報を発信するとともに、電子媒体や同報系防災行政無線を通じて、こどもが被害者となるおそれのある事案の情報提供に努める。 | 危機管理課 全 |
| 学校付近や通学路におけるパトロール活動の支援 | 保護者や学校関係者等による学校付近や通学路におけるパトロール活動を支援し、こどもを犯罪から守る。 | 学校支援室 学 子 |

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|----------------------------|---|----------------|
| | | ライフステージ |
| 「こども110番の家」等、防犯ボランティア活動の推進 | こどもの事件や事故等の被害防止を図るため、警察や消防、学校等へ通報を行う「こども110番の家」の設置促進に努める。 | 危機管理課 乳 学 子 |

(3) 子育て家庭等への配慮と支援

子育て家庭が地域の各施設を気兼ねなく利用し、安心して生活できるよう、環境整備に努める。また、子育て家庭が親子で読書を楽しみ、交流ができるよう、図書館の予約サービス等を充実させる。

| 事業名 | 取組内容 | 担当課 |
|--------------|--|--------------|
| | | ライフステージ |
| 香芝市福祉活動支援補助金 | 子育て世帯等の利用に配慮した環境整備に関する事業費（物品の購入や工事の施行）の補助金を交付する。 | 児童福祉課 子 |
| 子育て家庭読書支援事業 | 子育て家庭の読書を支援するため、利用者の希望するテーマの本や絵本を選書して予約し、来館受取りが可能なサービスを実施する。また、来館が難しい方には、併せて宅配サービスも実施する。 | 市民図書館 乳 子 |
| のびのびたいむ | こどもが騒ぐことを気にするあまり、図書館の来館を控える家庭が一定数存在するため、気兼ねなく利用可能な日時を設定し、来館しやすい環境をつくる。 | 市民図書館 乳 子 |

第5章 第三期子ども・子育て支援の体制整備

第1節 提供区域

子ども・子育て支援法の規定に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって、教育・保育提供区域を設定する。

「提供区域」とは、教育・保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業について、本市の地域特性（人口や施設の分布、保護者や児童の生活圏等）に応じて過不足なく提供できるよう、一定の区域を設定するもので、需要と供給のバランスがとれているかを判断する単位となるものである。

本市では、事業の種別及び児童の認定区分ごとに、以下のように提供区域を設定している。

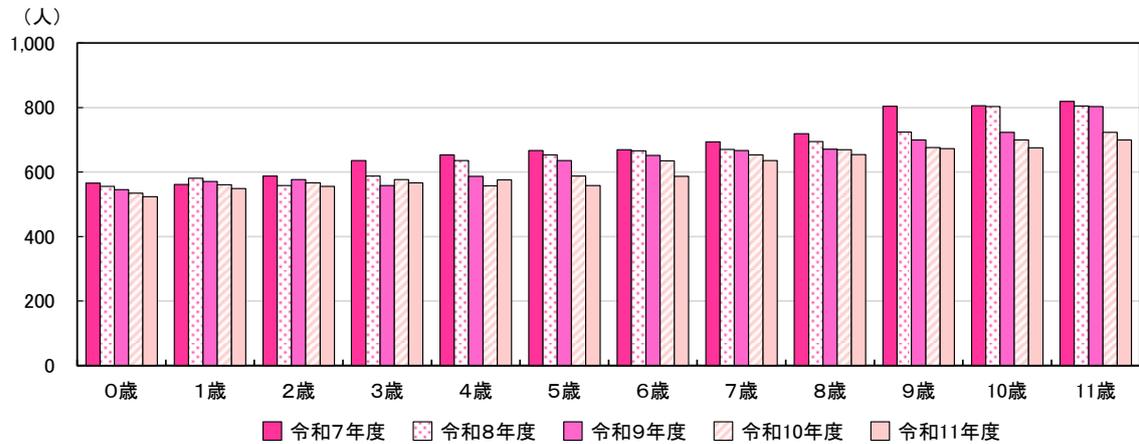
■事業ごとの提供区域

| | 事業 | 提供区域 |
|---------------|--|--|
| 特定教育・保育事業 | 1号認定（教育のみ） | 全市で一つの区域 ただし、公立幼稚園について、 基本は小学校区、定員に達しない場合は中学校区 |
| | 2号認定・3号認定（保育） | 全市で一つの区域 |
| 乳児のための支援給付 | 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） | 全市で一つの区域 |
| 地域子ども・子育て支援事業 | ①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査事業 ④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） ⑤養育支援訪問事業 ⑥子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業） ⑦子育て短期支援事業 ⑧ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） ⑨一時預かり事業 ⑩延長保育事業 ⑪病児保育事業 | 全市で一つの区域 |
| | ⑫放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | 小学校区単位 |
| | ⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑭子育て世帯訪問支援事業 ⑮児童育成支援拠点事業 ⑯親子関係形成支援事業 ⑰産後ケア事業 | 全市で一つの区域 |
| | | |

第2節 児童人口の推計

計画期間（令和7年度～令和11年度）における年齢別推計児童数を下記に示す。

■図表5-1 推計児童数（0～11歳）



※コーホート変化率法による推計

○コーホート変化率法とは…

各「コーホート（同年出生集団）」の過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

今回の推計では、令和2年から令和6年までの各歳別及び男女別の住民基本台帳人口（各年3月末時点）を基に、コーホート変化率法により令和7年度から令和11年度までの児童人口（0～11歳）を推計した。

第3節 教育・保育等の量の見込み及び確保の方策

1. 教育・保育給付

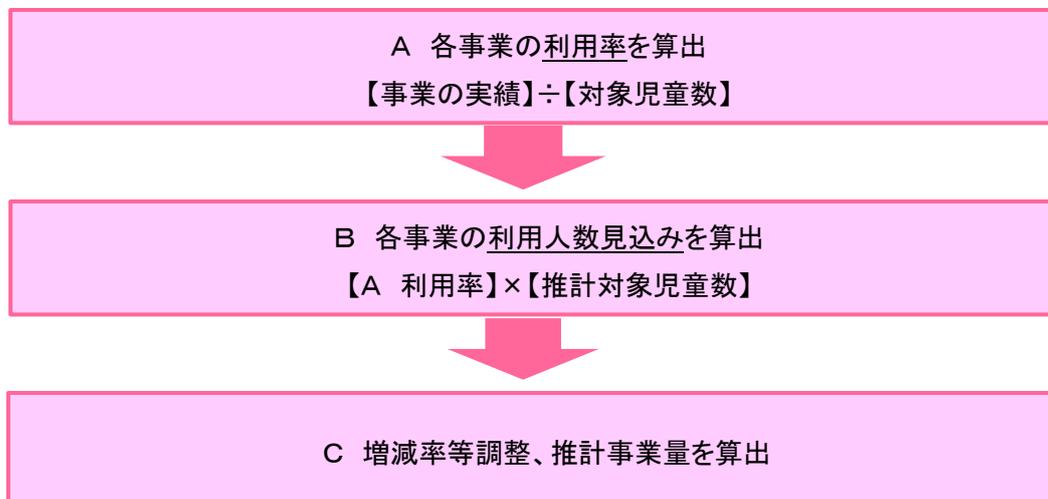
子ども・子育て支援新制度では、教育・保育を利用するこどもについて、3つの認定区分を設定している。教育・保育の量の見込みは、これらの認定区分別、年齢別に推計を行った。

■認定区分

| 区分 | 年齢 | 概要 | 施設の利用 |
|------|-------|--|---|
| 1号認定 | 3歳～5歳 | こどもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合 | ・幼稚園 ・認定こども園 |
| 2号認定 | | こどもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合 | ・保育所 ・認定こども園 |
| 3号認定 | 0歳～2歳 | こどもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合 | ・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育等 (地域型保育事業) |

国が作成した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」を基に、将来の児童数や各事業の利用実績等を踏まえた上で、計画期間各年度の量の見込みとした。

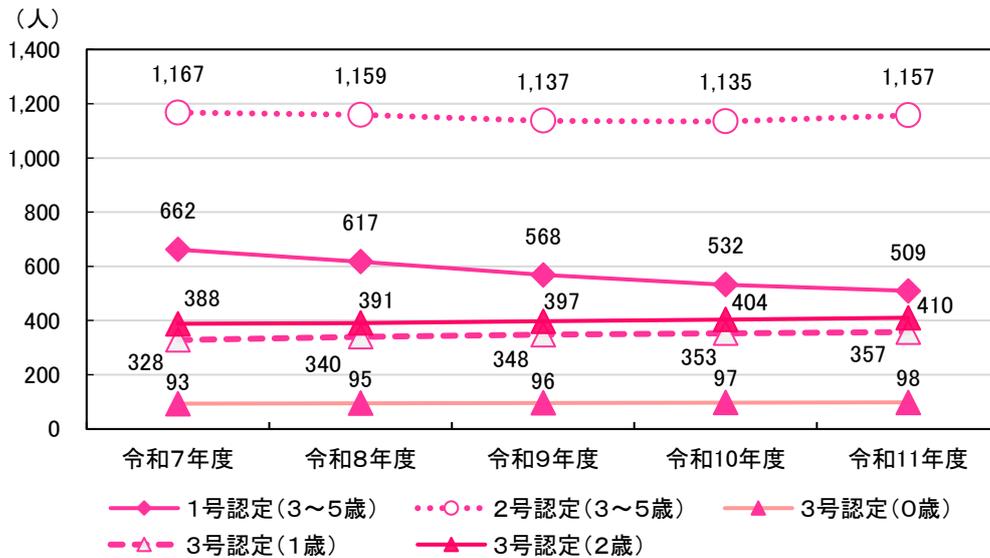
■量の見込みの算出手順



幼児期の教育・保育に係る確保の内容は、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえた上で設定する。

計画期間（令和7年度～令和11年度）各年度における量の見込みと確保の内容を次に示す。

■図表5-2 幼児期の教育・保育に係る見込み（令和7年度～令和11年度）



1号認定（3～5歳）は、減少傾向が見込まれている。一方、2号認定（3～5歳）と3号認定（0歳）は、横ばいの傾向、3号認定（1歳）と3号認定（2歳）は、微増の傾向が見込まれている。

（1）1号認定（3～5歳）

（単位：人）

| 【本市全体】 | | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|---------------------------|------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 自市のこども | | 662 | 617 | 568 | 532 | 509 |
| | 他市町村のこども | | 38 | 35 | 32 | 30 | 29 |
| | 計 | | 700 | 652 | 600 | 562 | 538 |
| ②確保方針 | 特定教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園） | 市内施設 | 1,326 | 1,294 | 1,192 | 1,124 | 1,125 |
| | | 自市 | | | | | |
| | | 他市町村 | 38 | 35 | 32 | 30 | 29 |
| | | 市外施設 | 56 | 56 | 56 | 56 | 56 |
| | 特定地域型保育事業 | 市内施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 自市 | | | | | |
| | | 他市町村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 市外施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 私学助成園（未移行園）（※） | 市内施設 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| 自市 | | | | | | | |
| 他市町村 | | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | |
| | 市外施設 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | |

※私学助成園（未移行園）における「1号」は、「新1号」と読み替える。

(2) 2号認定 (3～5歳)

(単位：人)

| 【本市全体】 | | | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 | |
|--------|---------------------------|------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|-------|
| ①量の見込み | 自市のこども | | 1,167 | 1,159 | 1,137 | 1,135 | 1,157 | |
| | 他市町村のこども | | 75 | 75 | 73 | 73 | 74 | |
| | 計 | | 1,242 | 1,234 | 1,210 | 1,208 | 1,231 | |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園） | 市内施設 | 自市 | 1,165 | 1,165 | 1,266 | 1,266 | 1,265 |
| | | | 他市町村 | 75 | 75 | 73 | 73 | 74 |
| | | 市外施設 | | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 |
| | 特定地域型保育事業 | 市内施設 | 自市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 他市町村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 市外施設 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 私学助成園（未移行園）(※) | 市内施設 | 自市 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| | | | 他市町村 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| | | 市外施設 | | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |

※私学助成園(未移行園)における「2号」は、「新2号」と読み替える。

(3) ①3号認定 (0歳)

(単位：人)

| 【本市全体】 | | | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 | |
|--------|---------------------------|------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|-----|
| ①量の見込み | 自市のこども | | 93 | 95 | 96 | 97 | 98 | |
| | 他市町村のこども | | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | |
| | 計 | | 101 | 103 | 104 | 105 | 106 | |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園） | 市内施設 | 自市 | 157 | 157 | 167 | 158 | 167 |
| | | | 他市町村 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| | | 市外施設 | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 特定地域型保育事業 | 市内施設 | 自市 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 |
| | | | 他市町村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 市外施設 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 私学助成園（未移行園）(※) | 市内施設 | 自市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 他市町村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 市外施設 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※私学助成園(未移行園)における「3号」は、「新3号」と読み替える。

(3) ②3号認定（1歳）

(単位：人)

| 【本市全体】 | | | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 | |
|--------|---------------------------|------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|-----|
| ①量の見込み | 自市のこども | | 328 | 340 | 348 | 353 | 357 | |
| | 他市町村のこども | | 25 | 26 | 27 | 27 | 28 | |
| | 計 | | 353 | 366 | 375 | 380 | 385 | |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園） | 市内施設 | 自市 | 253 | 252 | 281 | 281 | 280 |
| | | | 他市町村 | 25 | 26 | 27 | 27 | 28 |
| | | 市外施設 | | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 特定地域型保育事業 | 市内施設 | 自市 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| | | | 他市町村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 市外施設 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 私学助成園（未移行園）(※) | 市内施設 | 自市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 他市町村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 市外施設 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※私学助成園(未移行園)における「3号」は、「新3号」と読み替える。

(3) ③3号認定（2歳）

(単位：人)

| 【本市全体】 | | | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 | |
|--------|---------------------------|------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|-----|
| ①量の見込み | 自市のこども | | 388 | 391 | 397 | 404 | 410 | |
| | 他市町村のこども | | 31 | 31 | 31 | 32 | 33 | |
| | 計 | | 419 | 422 | 428 | 436 | 443 | |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園） | 市内施設 | 自市 | 336 | 336 | 369 | 368 | 391 |
| | | | 他市町村 | 31 | 31 | 31 | 32 | 33 |
| | | 市外施設 | | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| | 特定地域型保育事業 | 市内施設 | 自市 | 38 | 38 | 38 | 38 | 38 |
| | | | 他市町村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 市外施設 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 私学助成園（未移行園）(※) | 市内施設 | 自市 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| | | | 他市町村 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| | | 市外施設 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※私学助成園(未移行園)における「3号」は、「新3号」と読み替える。

2. 乳児のための支援給付

(1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所、幼稚園等を利用していない満3歳未満の乳幼児に対し、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所、幼稚園等を利用できる事業である。

令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として実施する予定である。

【実施状況】

- 1 令和8年4月から市立幼稚園、私立認定こども園及び私立幼稚園で実施する。
- 2 香芝市内の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と香芝市の間で情報を共有することができる体制を整備する。

【量の見込みと確保方策】

※令和8年度から実施できるよう、準備していく。

(単位：人日)

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 0歳児 (6か月) | ①量の見込み | | 11 | 10 | 10 | 10 |
| | ②確保方策 | | 11 | 10 | 10 | 10 |
| 1歳児 | ①量の見込み | | 14 | 13 | 12 | 11 |
| | ②確保方策 | | 14 | 13 | 12 | 11 |
| 2歳児 | ①量の見込み | | 9 | 10 | 9 | 8 |
| | ②確保方策 | | 9 | 10 | 9 | 8 |

第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

子ども・子育て支援法第59条では、市町村は自ら策定した子ども・子育て支援事業計画に沿って、同条に掲げられている「地域子ども・子育て支援事業」を行うこととされている。

国が作成した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」を踏まえ、下表の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を算出する。

■地域子ども・子育て支援事業

| 地域子ども・子育て支援事業として実施するもの | 概要 |
|---|--|
| ①利用者支援事業 | こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談や助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するほか、妊婦やその配偶者の心身状況を把握し、総合的な支援を提供する妊婦等包括相談支援を行う事業。 |
| ②地域子育て支援拠点事業 | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。 |
| ③妊婦健康診査事業 | 妊婦や胎児の健康の保持増進を図り、安心して出産できるよう、妊婦健康診査の費用を助成する事業。 |
| ④乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問) | 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。 |
| ⑤養育支援訪問事業 | 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導及び助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。 |
| ⑥子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業) | 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業。 |
| ⑦子育て短期支援事業 | 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で、一定期間の保護を行う事業。(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)) |
| ⑧ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業) | 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。 |
| ⑨一時預かり事業 | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業。 |
| ⑩延長保育事業 | 保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業。 |
| ⑪病児保育事業 | こどもが発熱等の急な病気や病気の回復期の際に自宅での保育が困難な場合に、病院、保育所、認定こども園等において一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る事業。 |
| ⑫放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。 |
| ⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。 |
| 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。(本市において実施予定はない) |

■地域子ども・子育て支援事業（新規事業）

| 地域子ども・子育て支援事業として実施するもの | 概要 |
|------------------------|--|
| ⑭子育て世帯訪問支援事業 | 訪問支援員が、家事や子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事や子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業。 |
| ⑮児童育成支援拠点事業 | 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなどの個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業。 |
| ⑯親子関係形成支援事業 | 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談及び共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図るための事業。 |
| ⑰産後ケア事業 | 出産後1年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。 |

1. 利用者支援事業

【事業概要】

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するほか、妊婦やその配偶者の心身状況を把握し、総合的な支援を提供する妊婦等包括相談支援を行う事業。

3つの事業類型

●基本型

子育てや福祉に関する専門職が、子育て家庭や妊産婦に対して、教育・保育、保健、その他の子育て支援等を円滑に利用できるよう、包括的な情報提供及び相談支援を行う。

●特定型

保育コーディネーターが、子育て家庭に対して、家庭環境に応じた保育施設の情報提供及び利用に向けての相談支援を行う。

●こども家庭センター型（令和5年度まで母子保健型）

母子保健に関する専門職が、子育て家庭や妊産婦に対して、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みについて、情報提供及び相談支援を行う。

【実施状況】

（単位：件）

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 妊婦支援プランの提供数 | 784 | 703 | 647 | 680 | 649 |

（単位：か所）

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 基本型【児童福祉課】 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 特定型【保育幼稚園課】 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 母子保健型【保健センター】 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

新規事業類型

●妊婦等包括相談支援事業型

妊婦及びその配偶者等に対して、面談等により妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う。

※第三期計画からの新規事業につき、本市での実施実績はない。

【量の見込みと確保方策】

(単位：か所)

| 【本市全体】 | | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|--------|------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| ①量の見込み | | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| ②確保方策 | 基本型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 特定型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | こども家庭センター型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 計 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 差②-① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■妊婦等包括相談支援事業

(単位：回)

| 【本市全体】 | | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| ①量の見込み | | 1,932 | 1,896 | 1,860 | 1,824 | 1,788 |
| ②確保方策 | こども家庭センター | 1,932 | 1,896 | 1,860 | 1,824 | 1,788 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 1,932 | 1,896 | 1,860 | 1,824 | 1,788 |
| 差②-① | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

2. 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

【実施状況】

本市では、市内5か所で実施している。

(単位：人日)

| 実施場所 | 年間延べ利用人数（親と児童の数） | | | | |
|---------------------|------------------|-------|--------|--------|--------|
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 子育て交流センター「おうちのこうえん」 | 6,312 | 1,200 | 1,473 | 7,603 | 9,566 |
| 香芝市マミつどいの広場 | 5,324 | 2,117 | 4,113 | 4,708 | 5,734 |
| 旭ヶ丘子育て支援センター | 6,864 | 3,607 | 7,153 | 6,956 | 7,838 |
| あけぼの・幼保学院「ゆめふうせん」 | 2,860 | 575 | 597 | 1,197 | 1,805 |
| きつきひろば | | | | | 2,198 |
| 合計 | 21,360 | 7,499 | 13,336 | 20,464 | 27,141 |

【量の見込みと確保方策】

| 【本市全体】 | | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|-----------------------|-------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| ①量の見込み（人日） | | 25,100 | 25,100 | 25,100 | 25,100 | 25,100 |
| ② 確保 方策 （か所） | 地域子育て支援拠点事業 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |

3. 妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊婦や胎児の健康の保持増進を図り、安心して出産できるよう、妊婦健康診査の費用を助成する事業。

【実施状況】

本市では、妊娠期間中14回分（10万円分）の健康診査の費用助成を行っている。

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 妊婦健診助成対象者数 （妊娠届出数）（人） | 784 | 703 | 647 | 680 | 649 |
| 年間延べ助成件数（件） | 8,568 | 7,776 | 7,462 | 7,547 | 6,927 |

【量の見込みと確保方策】

- ・助成対象者1人当たりの平均受診回数（過去3年）＝11.1回

（単位：人）

| 【本市全体】 | | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|--------|--|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 0歳児人口 | | 566 | 556 | 546 | 535 | 524 |

- ・見込み対象者数は、0歳児人口推計値の2か年平均と実績の利用率を勘案し算出。
- ・見込み件数＝見込み対象者数×11.1回

| 【本市全体】 | | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|----------------------|---------|--------------------------------------|-----------|-----------|------------|------------|
| 見込 ① 量の 見込み | 対象者数（人） | 644 | 632 | 620 | 608 | 596 |
| | 延べ件数（件） | 7,148 | 7,015 | 6,882 | 6,749 | 6,616 |
| ② 確保 方策 | 実施場所 | 産科又は、婦人科の医療機関及び助産所 | | | | |
| | 実施体制 | 奈良県内の協力医療機関受診…助成券 協力医療機関以外受診…償還払い | | | | |
| | 検査項目 | 妊婦健康診査に係る検査項目 | | | | |
| | 実施時期 | 随時 | | | | |

4. 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

【実施状況】

本市では、「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施している。

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 対象家庭数（世帯） | 674 | 641 | 617 | 551 | 542 |
| 訪問件数（件） | 585 | 571 | 605 | 546 | 540 |
| 訪問率（％） | 86.8 | 89.1 | 98.1 | 99.1 | 99.6 |
| 訪問実績（児童数）（人） | 589 | 586 | 612 | 551 | 546 |

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

| 【本市全体】 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 0歳児人口 | 566 | 556 | 546 | 535 | 524 |

| 【本市全体】 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|------------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み（人） | 566 | 556 | 546 | 535 | 524 |
| 方策 ②確保 | 実施体制 | 助産師等：13人程度 | | | |
| | 実施機関 | 児童福祉課 | | | |

5. 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導や助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

【実施状況】

出産後間もない時期や、家庭の状況など様々な要因でこどもの養育が困難になっている家庭を訪問し、助産師が育児や栄養指導を行っている。

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 訪問家庭数（世帯） | 44 | 23 | 37 | 26 | 21 |
| 育児支援に関する訪問件数（件） | 59 | 32 | 50 | 38 | 50 |

【量の見込みと確保方策】

| 【本市全体】 | | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|-----------------------|------|-----------------------|-----------|-----------|------------|------------|
| ①量の見込み（人） | | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| 方 策 ② 確 保 | 実施体制 | ケースに応じて助産師、看護師、保育士が訪問 | | | | |
| | 実施機関 | 児童福祉課 | | | | |

6. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

香芝市要保護児童対策地域協議会（香芝市虐待等防止ネットワーク内）において、児童虐待防止の総合的な取組を推進するため、地域を中心とした様々な関係機関とのネットワークを構築し、支援体制の整備を進めていく事業。

なお、専門性を要する場合には、こども家庭相談センター等と連携を強化し、情報の共有を図っていく。

| 種 別 | 取組内容 |
|-----------|--|
| 代表者会議 | 構成機関の代表が集まり、要保護児童対策地域協議会の現状や各機関の役割について共有し、より効果的な市の支援体制について協議する。 |
| 実務者会議 | 要保護児童対策地域協議会の構成機関のうち、支援を把握している実務者により、管理している全ての児童のケースについて、そのリスク管理を協議する。 |
| 個別ケース検討会議 | ケースの支援に直接関わっている担当により、その具体的な支援について協議する。 |

【実施状況】

| | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施 回数 (回) | 代表者会議 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 実務者会議 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 個別ケース検討会議 | 23 | 11 | 9 | 20 | 25 |
| 虐待通報対応件数（件） | | 240 | 229 | 171 | 147 | 182 |

【量の見込みと確保方策】

本事業は、市民対象のサービスではなく、香芝市要保護児童対策地域協議会における体制整備事業であるため、量の見込みは設定しない。

代表者会議と実務者会議については、各年度で同回数実施する。

7. 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で、一定期間の保護を行う事業。

【実施状況】

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用実人数（人） | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 延べ日数（人日） | 0 | 0 | 0 | 0 | 22 |
| 実施箇所（か所） | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 夜間養護等（トワイライトステイ）事業（人） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【量の見込みと確保方策】

（単位：人日）

| 【本市全体】 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 140 | 140 | 140 | 140 | 140 |
| ②確保方策 | 140 | 140 | 140 | 140 | 140 |
| 差②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

8. ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

【実施状況】

「香芝市ファミリー・サポート・センター」という名称の会員組織で、保育施設や学童保育所の保育時間終了後の乳幼児及び児童の預かりや、保育施設までの送迎等の支援に取り組んでいる。

利用時間については午前7時から午後8時となっており、1時間当たり600～800円（兄弟姉妹で預ける場合は2人目以降は半額）の利用料金が必要となる。

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用会員数（人） | 368 | 390 | 359 | 402 | 369 |
| サポート会員数（人） | 91 | 97 | 82 | 68 | 61 |
| 両方会員数（人） | 5 | 5 | 5 | 7 | 9 |
| 活動延べ件数（件） | 165 | 153 | 225 | 475 | 342 |

【量の見込みと確保方策】

（単位：件）

| 【本市全体】 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 |
| ②確保方策 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 |
| 差②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

9. 一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業。

【実施状況】

(単位：人日)

| | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 年間延べ利用者数 | 幼稚園の預かり保育 | 76,058 | 74,413 | 78,245 | 71,578 | 74,041 |
| | 保育所の一時預かり | 5,580 | 6,967 | 6,322 | 6,583 | 5,975 |

【量の見込みと確保方策】

<幼稚園型>

(単位：人日)

| 【本市全体】 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 75,840 | 74,640 | 72,240 | 70,800 | 71,040 |
| ②確保方策 | 75,840 | 74,640 | 72,240 | 70,800 | 71,040 |
| 一時預かり事業(幼稚園型) | 75,840 | 74,640 | 72,240 | 70,800 | 71,040 |
| 上記以外(私学助成による預かり保育、幼稚園における長時間預かり保育運営費新事業による3～5歳児の受け入れ等) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 差②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

<幼稚園型以外>

(単位：人日)

| 【本市全体】 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 5,780 | 5,623 | 5,470 | 5,328 | 5,242 |
| ②確保方策 | 5,780 | 5,623 | 5,470 | 5,328 | 5,242 |
| 一時預かり事業(幼稚園型を除く) | 5,780 | 5,623 | 5,470 | 5,328 | 5,242 |
| 差②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

10. 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所や認定こども園等において保育を実施する事業。

【実施状況】

(単位：人)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 年間利用者数 | 38,470 | 19,581 | 18,721 | 19,046 | 20,465 |

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

| 【本市全体】 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 21,840 | 22,320 | 22,560 | 22,800 | 23,520 |
| ②確保方策 | 21,840 | 22,320 | 22,560 | 22,800 | 23,520 |
| 差②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

1 1. 病児保育事業

【事業概要】

こどもが発熱等の急な病気や病気の回復期の際に自宅での保育が困難な場合に、病院、保育所、認定こども園等において一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る事業。

【実施状況】

(単位：人)

| | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|-----------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年間延べ利用者数 | 病児保育室ぽっぽ (病児対応型) | 518 | 416 | 926 | 967 | 1,204 |
| | せいか保育園 (病後児対応型) | 228 | 228 | 267 | 187 | 289 |
| | ハルナ保育園 (体調不良児対応型) | 150 | 15 | 148 | 86 | 137 |
| | 旭ヶ丘せいか保育園 (体調不良児対応型) | 137 | 68 | 144 | 302 | 286 |
| | せいか幼稚園 (体調不良児対応型) | 207 | 108 | 40 | 200 | 179 |
| | ふたかみの森せいか子ども園 (体調不良児対応型) | 51 | 27 | 197 | 293 | 302 |
| | いろは保育園 (体調不良児対応型) | | | 47 | 76 | 0 |
| | 関屋こども園 (体調不良児対応型) | | | | 71 | 153 |
| | 志都美こども園 (体調不良児対応型) | | | | 125 | 140 |
| | 合計 | 1,291 | 862 | 1,769 | 2,307 | 2,690 |

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日)

| 【本市全体】 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 3,034 | 3,180 | 3,313 | 3,428 | 3,560 |
| ②確保方策 | 3,034 | 3,180 | 3,313 | 3,428 | 3,560 |
| 病児保育事業 | 3,034 | 3,180 | 3,313 | 3,428 | 3,560 |
| 病児・病後児対応型 | 1,764 | 1,872 | 1,966 | 2,041 | 2,131 |
| 体調不良児対応型 | 1,270 | 1,308 | 1,347 | 1,387 | 1,429 |
| 非施設型(訪問型) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 差②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

12. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。本市では、市内公立10か所、私立7か所の放課後児童クラブ（学童保育所）がある。

【実施状況】

（単位：人）

| | | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|----------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 登録児童数 | 公立 | 下田学童保育所 | 126 | 128 | 133 | 137 | 155 |
| | | 五位堂学童保育所 | 120 | 134 | 114 | 131 | 142 |
| | | 二上学童保育所 | 145 | 139 | 128 | 125 | 123 |
| | | 関屋学童保育所 | 80 | 76 | 68 | 59 | 63 |
| | | 三和学童保育所 | 93 | 117 | 127 | 140 | 157 |
| | | 志都美学童保育所 | 81 | 84 | 76 | 79 | 73 |
| | | 鎌田学童保育所 | 61 | 55 | 55 | 62 | 55 |
| | | 真美ヶ丘東学童保育所 | 132 | 127 | 114 | 116 | 121 |
| | | 真美ヶ丘西学童保育所 | 110 | 106 | 90 | 102 | 122 |
| | 旭ヶ丘学童保育所 | 169 | 152 | 155 | 159 | 143 | |
| | 民間学童 | 177 | 217 | 219 | 297 | 383 | |
| 合計 | | | 1,294 | 1,335 | 1,279 | 1,407 | 1,537 |

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

| 【本市全体】 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 1,573 | 1,589 | 1,604 | 1,620 | 1,638 |
| 1年生 | 427 | 432 | 436 | 440 | 443 |
| 2年生 | 391 | 393 | 396 | 398 | 401 |
| 3年生 | 328 | 331 | 334 | 337 | 342 |
| 4年生 | 226 | 229 | 231 | 234 | 237 |
| 5年生 | 122 | 124 | 126 | 129 | 132 |
| 6年生 | 79 | 80 | 81 | 82 | 83 |
| ②確保方策 | 1,573 | 1,589 | 1,604 | 1,620 | 1,638 |
| 差②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

○学童保育所別確保方策

(単位：人)

| 【学童保育所別】 | | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|----------|------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 確保 人数 | 下田学童保育所 | 158 | 162 | 164 | 166 | 168 |
| | 五位堂学童保育所 | 153 | 156 | 158 | 160 | 162 |
| | 二上学童保育所 | 106 | 108 | 109 | 110 | 112 |
| | 関屋学童保育所 | 64 | 65 | 66 | 67 | 68 |
| | 三和学童保育所 | 151 | 155 | 157 | 158 | 160 |
| | 志都美学童保育所 | 68 | 69 | 70 | 71 | 72 |
| | 鎌田学童保育所 | 65 | 66 | 67 | 68 | 69 |
| | 真美ヶ丘東学童保育所 | 145 | 148 | 150 | 152 | 154 |
| | 真美ヶ丘西学童保育所 | 128 | 131 | 133 | 135 | 136 |
| | 旭ヶ丘学童保育所 | 143 | 146 | 148 | 150 | 152 |
| | 民間学童 | 392 | 383 | 382 | 383 | 385 |
| 合 計 | | 1,573 | 1,589 | 1,604 | 1,620 | 1,638 |

※これまでは、放課後児童対策として、国が示す「新・放課後子ども総合プラン」及び「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後児童クラブの受皿の拡大を進めてきた。上記のプラン及びパッケージは令和6年度をもって終了するが、本市としては、放課後児童クラブ（学童保育所）の需要は今後も高まるという想定の下、学校の余裕教室等、利用可能な場所の確保や放課後児童支援員の確保を進め、量の見込みに対応していく。

1 3. 実費徴収に係る補足給付事業（補足給付）

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業。

【実施状況】

対象は、私学助成園に通う下記のいずれかに該当する児童で、月額4,800円を上限に、1食当たりの副食費相当額に給食日数をかけた金額を助成する。

1. 市町村民税所得割合算額が77,100円以下(年収360万円未満相当)の世帯に属する
2. 所得にかかわらず、第3子以降(兄弟は小学校3年生まで)

【量の見込みと確保方策】

本事業は目標値を設定するものではなく、申請に基づき適切に給付を行うことから、量の見込み及び確保方策は設定しない。

14. 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

訪問支援員が、家事や子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事や子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業。

【実施状況】

第三期計画から地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業のため、本市での実施実績はない。

【量の見込みと確保方策】

※令和8年度から実施できるよう、準備していく。

(単位：人日)

| 【本市全体】 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | | 180 | 360 | 660 | 630 |
| ②確保方策 | | 180 | 360 | 660 | 630 |
| 差②-① | | 0 | 0 | 0 | 0 |

15. 児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなどの個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業。

【実施状況】

第三期計画から地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業のため、本市での実施実績はない。

【量の見込みと確保方策】

※令和11年度から実施できるよう、準備していく。

(単位：人)

| 【本市全体】 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | | | | | 24 |
| ②確保方策 | | | | | 24 |
| 差②-① | | | | | 0 |

16. 親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談及び共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図るための事業。

【実施状況】

第三期計画から地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業のため、本市での実施実績はない。

【量の見込みと確保方策】

※令和9年度から実施できるよう、準備していく。

(単位：人)

| 【本市全体】 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | | | 13 | 13 | 12 |
| ②確保方策 | | | 13 | 13 | 12 |
| 差②-① | | | 0 | 0 | 0 |

17. 産後ケア事業

【事業概要】

出産後1年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。

【実施状況】

第三期計画から地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業のため、本市での実施実績はない。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日)

| 【本市全体】 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 422 | 415 | 407 | 399 | 391 |
| ②確保方策 | 422 | 415 | 407 | 399 | 391 |
| 差②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

第5節 成育医療等基本方針に基づく指標設定

地域の子ども・子育て支援事業を展開するに当たり、連携が必要となる母子保健分野については、「成育医療等基本方針に基づく計画策定指針」により、成育医療等に関する計画の実効性を高めるため、具体的な数値目標の設定が必要とされている。

以下に、国が作成した「成育医療等基本方針に基づく評価指標」に基づき、本計画の基本目標2「誰もが安心して産み育てることができるまちづくり」の基本施策1「親とこどもの健康づくりの支援」、基本施策2「子育て支援サービスの充実」における取組を推進するため、本市における母子保健分野の取組の実施状況や効果等を点検及び評価するための評価指標及び令和11年度（計画の最終年度）の目標を設定した。

1. 事業評価指標

| 取組内容 | 指標名 | 現状値 (令和5年度) | 目標値 目指す方向性 (令和11年度) |
|-----------------------------|-----------------------------|----------------|---------------------------|
| 不妊治療費助成事業 | 助成件数 | 22件 | 向上 |
| 妊婦等包括相談支援事業 | 妊娠届出時の保健師等面談実施率 | 100% | 100% |
| | 妊婦アセスメント実施率 | 100% | 100% |
| 妊婦歯科健診事業 | 受診率 | 34.1% | 40% |
| プレママ教室 (母親教室) | 参加満足度 | 97.6% | 100% |
| 新生児聴覚検査事業 | 受診率 | 100% | 100% |
| 産後ケア事業 | 延べ人数 | 217人日 | 391人日 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) | 訪問実施率 | 99.6% | 100% |
| 妊娠・子育てに係る情報提供の充実 | 香芝市子育て応援アプリ アカウント登録者数 | 335人 | 2,500人 |
| 乳幼児健康診査事業 | 受診率 4か月児健診 | 98.3% | 99% |
| | 1歳6か月児健診 | 98.4% | 99% |
| | 3歳6か月児健診 | 97.8% | 98% |
| 乳幼児健康相談事業 | 10か月児相談受診率 | 97.9% | 98% |
| | 相談件数 | 487件 | 維持 |
| 乳幼児発育・発達相談 | 相談件数 | 450件 | 維持 |
| 訪問指導事業 | 妊産婦訪問件数 | 662件 | 維持 |
| 歯科保健事業 | 3歳6か月児健診でむし歯 (う蝕)のない児の割合 | 91.4% | 95% |
| | 保護者が仕上げみがきをして いる割合 | 71.6% | 80% |
| 予防接種事業 | MR(1期・2期)接種率 | 91.2% | 97% |
| 受動喫煙防止等の推進 | 妊婦の喫煙率 | 1.4% | 0% |

| 取組内容 | 指標名 | 現状値 (令和5年度) | 目標値 目指す方向性 (令和11年度) |
|----------------|-----------------------|----------------|---------------------------|
| 医療情報の提供・意識の啓発 | こども救急電話相談認知度 | 93.5% | 95% |
| | かかりつけの医師を持つ こどもの割合 | 92.2% | 95% |
| 食に関する学習機会や情報提供 | 離乳食教室参加者 | 106人 | 維持 |
| | 乳幼児栄養相談件数 | 165人 | 維持 |

2. 成果指標

| 指標名 | 全国の現状値 (令和4年度) | 現状値 (令和5年度) | 目標値 目指す方向性 (令和11年度) |
|--|-------------------|----------------|---------------------------|
| 産後1か月時点での産後うつ のハイリスク者の割合 | 9.9% | 10.7% | 9.9% |
| 乳幼児期に体罰や暴言、 ネグレクト等によらない 子育てをしている親の 割合 | | | |
| 4か月児健診 ※1 | 94.9% | 96.6% | 97.0% |
| 1歳6か月児健診 | 85.4% | 89.2% | 90.0% |
| 3歳6か月児健診 ※2 | 71.1% | 75.7% | 77.0% |
| 育てにくさを感じたとき に対処できる親の割合 | 80.1% | 82.8% | 90.0% |
| この地域で子育てしたい と思う親の割合 | 95.0% | 96.9% | 97.0% |
| ゆったりとした気分で こどもと過ごす時間 がある保護者の割合 | | | |
| 4か月児健診 ※1 | 89.5% | 89.5% | 92.5% |
| 1歳6か月児健診 | 80.9% | 84.1% | 85.0% |
| 3歳6か月児健診 ※2 | 75.9% | 80.0% | 80.0% |

※1 全国は3・4か月児健診

※2 全国は3歳児健診

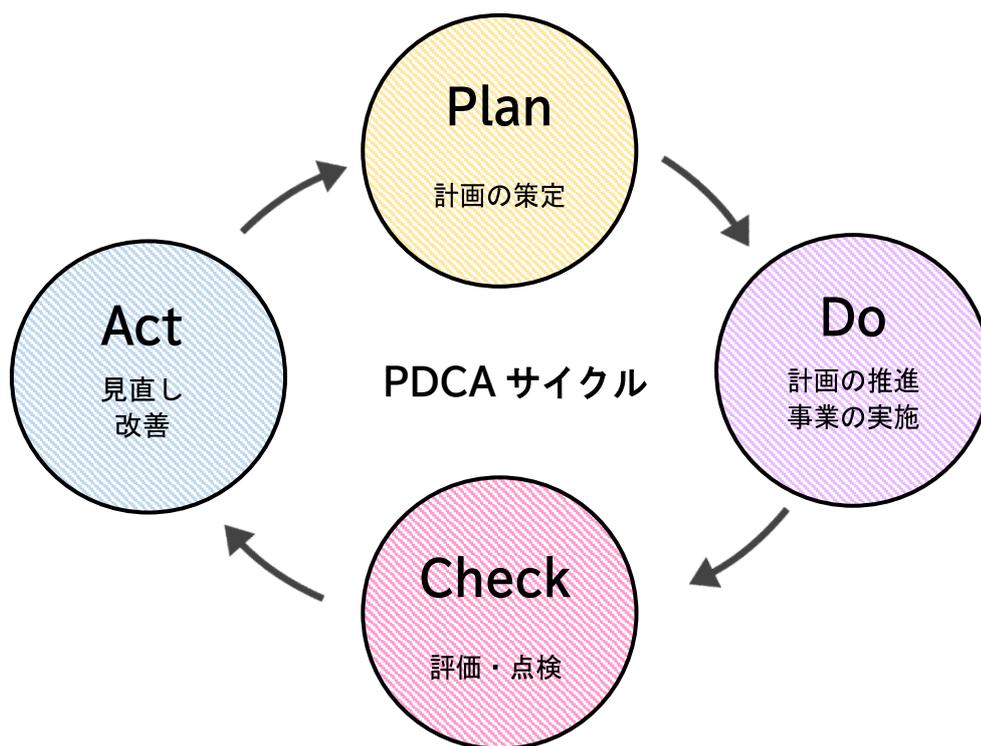
第6章 計画の推進体制と進行管理

「香芝市子ども・子育て会議」は、「子ども・子育て支援法」第72条第1項に基づき、こどもの保護者、子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成され、子ども・子育て支援事業計画の内容や施策の推進等に関して審議する機関である。

計画を着実に推進するため、今後「香芝市子ども・子育て会議」において、PDCAサイクルの循環による継続的な検証と改善を図る。

また、こどもや若者に関連する計画や政策を立案及び実施する際は、必要に応じて当事者となるこどもや若者に対して、アンケート調査等を実施するとともに、今後は小学生及び中学生の作文やこどもの声が反映できる会議等を開催できるように関係所管と調整していく。なお、こども計画を進めるために必要があれば、国や奈良県等へ要望や働き掛けを行い、事業の推進に努める。

■計画の進行管理



第7章 資料編

第1節 計画の策定経過（子ども・子育て会議）

| 開催年月日 | | 開催回 | 議題 |
|-------|--------|-----|---|
| 年 | 月日 | | |
| 令和5年度 | 10月26日 | 第1回 | ○「第三期香芝市子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査項目について |
| | 2月15日 | 第2回 | ○「第三期香芝市子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査結果について |
| 令和6年度 | 8月22日 | 第1回 | ○「第三期香芝市子ども・子育て支援事業計画」における子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について ○「第三期香芝市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）」について |
| | 10月31日 | 第2回 | ○「香芝市こども計画」の策定について ○「第三期香芝市子ども・子育て支援事業計画」における子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について |
| | 12月26日 | 第3回 | ○「香芝市こども計画（骨子案）」について |
| | 1月30日 | 第4回 | ○パブリックコメントの結果について ○「香芝市こども計画（最終案）」について |

第2節 香芝市子ども・子育て会議委員名簿

| | 名 前 | 役 職 名 |
|-----|-------|----------------------------|
| 会 長 | 加藤 達雄 | 常磐会学園大学 国際こども教育学部教授 |
| 副会長 | 横山 朋子 | 畿央大学 教育学部現代教育学科准教授 |
| 委 員 | 奥 裕子 | 香芝市民間幼・保連盟 ハルナ幼稚園園長 |
| 委 員 | 楠瀬 八生 | 地域子育て支援拠点事業 学校法人楠公学園理事長 |
| 委 員 | 赤土 晃子 | 子育てサークル ひだまり代表 |
| 委 員 | 出川 裕崇 | 香芝市民間幼・保連盟 学校法人誠華学園理事長 |
| 委 員 | 畑山 浩俊 | 香芝市民間幼・保連盟 保護者会代表 |
| 委 員 | 藤田 順子 | 香芝市PTA協議会会長 |
| 委 員 | 峯 幸司 | 公募 |
| 委 員 | 森下 明美 | 香芝市民間幼・保連盟 志都美こども園園長 |

(順不同・敬称略)

香芝市こども計画

発行：令和7年3月

香芝市

編集：香芝市 子ども家庭部 児童福祉課

〒639-0251

奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1

TEL：0745-79-7522

FAX：0745-79-7532

